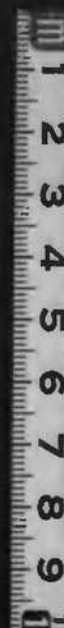


4. 財閥解体、独占禁止 ②

|        |        |
|--------|--------|
| 国立公文書館 |        |
| 分類     | 内閣府    |
|        | 平成17年度 |
| 排架番号   | 4E     |
|        | 34     |
|        | 455    |



裏面白紙

独禁法関係法令調整の現状

昭三・三・三十一現在

目次

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 第一表 | 第一回國會を通過した関係法律                    |
| 甲   | 廢止及び改正（独禁法の規定又は精神に反するものについて）      |
| 乙   | 改正の部                              |
| 丙   | 通用除外関係                            |
| 丁   | 許可関係                              |
| 戊   | 失効命令の法律に依る代替                      |
| 己   | 公團及び同組合                           |
| 庚   | 公團及び同組合                           |
| 第ニ表 | 目下改廢を準備中若しくは研究中のもの（改廢の予定があるものを含む） |
| 甲   | 通用除外法関係                           |
| 乙   | 第一條関係                             |
| 丙   | 第二條関係                             |
| 丁   | 許可事業の整理                           |

丙  
一一  
一一  
廢止の方針なる旨の回答のあつたもの  
將來も存置せしめる旨の回答のあつたもの（方針検査中のものを含む）  
特殊法人法関係  
廢止予定のもの  
存続の予定のもの（方針未定のものを含む）

第一表 第一回國會を通過した関係法律  
 甲 廢止及び改正(独禁法の規定又は精神に反するものについて)  
 一 廢止の部

|           |                                                             |                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 廢止された法律   | 関係規定(再登)                                                    | 廢止を定めた法律                            |
| 海運組合法     | 海運組合に依る統制                                                   | 海運組合法を廢止する法律<br>(昭三三・八一九 法九四)       |
| 貿易組合法     | 貿易組合に依る統制                                                   | 貿易組合法を廢止する法律<br>(昭三三・一〇・二二 法一三三)    |
| 重要肥料統制法   | 肥料製造業組合による事業統制<br>全會社に依る指定農産物の集荷及配給統制                       | 重要肥料事業統制法等を廢止する法律<br>(昭三三・二一九 法一三四) |
| 日本輸送株式会社法 | 二條(事業認可)<br>十八條(一)三條<br>三條(一)三條<br>(運輸組合による統制)              | 運輸事業法を廢止する法律<br>(昭三三・二二三 法一三七)      |
| 造船事業法     | 十條(一)後三條等<br>(運輸に關する規定)<br>十六條(一)以下<br>(自動車運送事業組合全縣合会に依る統制) | 道路運送法<br>(昭三三・二二三 法一九一)<br>附則第二條    |
| 自動車交通事業法  |                                                             |                                     |

|         |                                                                           |                                                                |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 飼料配給統制法 | 統制會社に據る一手買取販賣<br>二條<br>(百貨店の許可)<br>四條<br>(店舗設置等の許可)<br>七條<br>(百貨店組合に依る統制) | 飼料配給公團法<br>(昭三三・二二三 法二〇三)三十三條<br>百貨店法を廢止する法律<br>(昭三三・二二三 法二二二) |
| 百貨店法    |                                                                           |                                                                |
| 改正の部    |                                                                           |                                                                |
| 改正された法律 | 改正の趣旨                                                                     | 改正法律                                                           |
| 國民貯蓄組合法 | 組織及び加入の統制を廢止した事等                                                          | 國民貯蓄組合法の一部を改正する法律<br>(昭三三・九一 法九九)                              |

乙 関係法律

(1) 昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律 (昭三二二六 法三三八)

(2) 農業改良組合法 (昭三二二九 法一三三)

第七條 組合は昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用については、これを同法第五十四條各號に掲げる要件を備える組合と見做す

(3) 道路運送法 (昭三二二六 法九二)

第二三條 自動車運送事業者は、他の運送事業者と共同して、この法律に規定する共同運送事業を営むときは、共同運送事業の認可を受けるものとする。

第二四條 王族大臣は公共の福祉を確保するの必要があるときは、この法律に規定する共同運送事業の認可を命ずるものとする。

(二) 他の運送事業者又は小運送業者と共同して、この法律に規定する共同運送事業を営むときは、共同運送事業の認可を受けるものとする。

第三五條 第三三條の認可を受けた共同運送事業者は、この法律に規定する共同運送事業を営むときは、この法律に規定する共同運送事業の認可を受けるものとする。

丙 許認可関係

昭和二十二年法律第五十四號日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の規定に依り失効する命令に代る法律

新制法律

許認可事項

失効命令

毒物劇物営業取締法 (昭三二一八 法二六六)

毒物劇物の販賣業許可 (二條一項)

毒物劇物営業取締法

医薬部外品等取締法 (昭三二二五 法二二二)

医薬部外品の製造業の許可 (三條一項)

医薬部外品等の取締規則

理容師法 (昭三二二五 法二二四)

理容師及美容師の免許 (六條)

都道府縣令

地方鉄道法の一部を改正する法律 (昭三二二二 法一六三)

地方鉄道に接續するものの下に及索道を加える (一條一項)

索道事業規則

食品衛生法

その他  
参照



二、その他

新制法律

職業安定法

(昭三二二三 法四二)

許可事項

職業紹介 職業指導 職業補導 政府直営の原則 (四二条)  
有料官利職業紹介事業の禁止 (三二条)  
無料紹介事業の許可 (三二条)

失効命令

職業紹介法  
一 職業紹介事業、労働者  
一 職業紹介事業の許可制

食品衛生法

(昭三二二三 法二三)

(削除)

飲食店営業の許可 (三條)

飲食物の他の物品取  
締に關する法律  
飲食物の他の物品取締に  
關する法律及び有毒飲食物等  
取締令の施行に關する件  
飲食物営業取締規則。乳乳  
業取締規則。清涼飲料水營  
業取締規則。氷雪營業取締規  
則。八五才児童取締規則。  
メチル・アルコール取締規則。  
有害性著色料取締規則。  
飲食物防霉劑漂白劑取締  
規則。

裏面白紙

丁公團及び改同組合  
一公團

| 新設公團    | 旧統制機関                                 | 法律の名稱                           |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 食料品配給公團 | 全國及各府縣味噌醬油統制會社<br>日本生油 日本アミノ酸<br>日本砂糖 | 食料品配給公團法<br>(昭三三三三 法二〇二)        |
| 酒類配給公團  | 酒類配給會社及び組合                            | 酒類配給公團法<br>(昭三三三三 法一七六)         |
| 飼料配給公團  | 日本飼料株式會社                              | 飼料配給公團法<br>(昭三三三三 法二〇三)         |
| 油糧配給公團  | 帝國油糧株式會社                              | 油糧配給公團法<br>(昭三三三三 法二〇三)         |
| 食糧配給公團  | 地方食糧管理會<br>日本日清馬鈴薯株式會社<br>日本穀物株式會社    | 食糧管理法の一部を改正する法律<br>(昭三三三三 法二〇三) |

二改同組合

| 新制組合   | 旧團體                                                        | 新制法律                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業協同組合 | 市町村農業會<br>郡道府縣農業會<br>全國農業會<br>生糸蠶糸業組合<br>養蠶業實行組合<br>農事實行組合 | 農業協同組合法<br>(昭三三三三 法一三二)<br>農業協同組合法の制定による<br>農業團體の整理等に関する法律<br>(昭三三三三 法一三三)<br>農業團體法及び養蠶業組合<br>法の廃止及び上記團體組合<br>の解散・前法施行後八月迄<br>(第一條)<br>農業組合法第十條の三及び四<br>農事實行組合に関する規定<br>の削除(第十四条) |

或  
その他

3 (4) (1)

臨時金利調整法 昭和二年十二月十三日 法律一八一  
通商経済力集中排除法 昭和三年一月十一日 法律一〇七  
企業再建整備法 昭和三年十月十一日 法律一六三  
第四十九條の二 主務大臣は昭和三年法律第五十四號(私的独占の禁止及  
公正取引の確保に関する法律)第十五条又は第十六条に規定す  
る事項(特別經理株式會社と第二會社との間においてなされる場  
合を含む)について定むる(場合)整備計画について第十五條第一項  
乃至第三項の規定による處分をなす場合には公正取引委員會の  
意見を求めなければならない。

裏面白紙

第二表 目下改定を準備中若しくは研究中のもの  
 一 甲 適用除外法関係  
 一 乙 一条関係

| 法令及びその條文                      | 該當事項                       | 措置                            | 関係 |
|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------|----|
| 保險業法十一條                       | 保險業者の統制<br>規定              | 保險業法の改正（保險料率由修を<br>設立し料率統制をす） | 大藏 |
| 小運送業法四條<br>（同法十二條に依り適用を含む）    | 料率規定、業務区域<br>の限定           | 通運事業法に依り措置す                   | 運輸 |
| 陸上交通事業調整法<br>二條一項六号七号<br>合条三項 | 交通事業に關する<br>運賃及び料金の協定<br>等 | 予定より（決断のす）                    | 運輸 |

裏面白紙



| 二第ニ條関係                      | 法金及びその條文  | 協同組合の設立命令、議決權の不平等 | 関係 |
|-----------------------------|-----------|-------------------|----|
| 臨時資金調整法十七條等                 | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 臨時銀行十一條                     | 臨時銀行の株式所有 | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 臨時資金調整法十五條の三乃至五             | 協同組合の株式所有 | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 臨時資金調整法十五條の三乃至五             | 協同組合の株式所有 | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 全法十條一項、号十四條、製造業、水産会に依る水産業統制 | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 水産業団体法十條等                   | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 畜産業法十條施行令五條                 | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 畜産業法十條施行令五條                 | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 畜産業法十條施行令五條                 | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |
| 畜産業法十條施行令五條                 | 協同組合による   | 協同組合組織に改める        | 大蔵 |

乙 許可認可事業の整理

一 廃止の方針を旨の回答のあったもの

| 法令及びその規定<br>許可認可法十五條<br>三三條                                                  | 内容                                    | 廃止の理由                                                                                                                                                                                          | 関係廳<br>大藏 |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 取引所法一條                                                                       | 証券業の免許<br>証券取引所の免許<br>商品取引所の設置<br>の免許 | 本法は近々全面的に改正従来の免許<br>制度を廢し要充足主義による登<br>録制とする<br>件<br>現在商品取引所は全部解散し<br>る。將來は必要再出可能を事態に<br>は証券取引所の場合に準じて考へ<br>る<br>本法の有效期間（昭二六・九）迄は<br>條文の適用上として許可する。<br>登録又は届出制も考へてゐる。<br>計器販賣業の免許制は届出制で<br>足りる。 | ク         |
| 重要礦產物増産着業許可制<br>法一條のニ<br>産金法（ニに重出）<br>度量衡法（ニに重出）                             | 家畜商の免許<br>馬の種付事業の特許<br>真珠養殖業の許可       | 近々廢止すべく研究中                                                                                                                                                                                     | 農林        |
| 規則一條<br>寒天製造業許可規則<br>輸出水産物産諸國製<br>造許可規則三條<br>地方許可（料飲特<br>合各場宿屋理髮<br>陸上運輸彫刻業） | 寒天製造業の許可<br>水産物産諸國製造業の<br>許可          | 近々廢止すべく研究中<br>昭二六・九に依りて大に（但しこ<br>ろに）補助法で許可制の存置<br>されようあり                                                                                                                                       | 農林<br>内務  |

A

高  
五



森林法八条

木材の許可は、禁止業材の許可、農林  
可は、存置業材業者は過期に陥い  
っているから

漁業法三五条

汽船トロール漁業  
等の許可

取締規則案

汽船トロール漁業  
等の許可

捕獲取締規則一四

汽船トロール漁業  
等の許可

家畜市場法二条

家畜市場開設者の認可

令施行規則十三條

仲立業者の許可  
養牛業者の許可  
養豚業者の許可  
養鶏業者の許可

養牛業者法二條

養牛業者の許可

令施行令條二項

王系産線生糸製造  
業の許可

中央卸賣市場法二條

市場開設の許可

同法十條

市場内卸賣業者の許可

肥料取締法二條

肥料の製造販賣業  
の許可

造船事業法二條

造船事業の認可

倉庫業法一條

地方鉄道業の免許

地方鉄道法三條

軌道経営の特許

索道事業規則四條

索道事業の許可

小運送業法二條

小運送業の免許

電話規則四十條

増設電話の設備

電報規則四十條

及び保存に従事する者  
の認定

無線電波法二條

無線電波の施設  
及び保存に従事する者  
の認定

資源保存のため存置

協同組合組織の確立による  
調整の健全化がてきよふ調整  
もふため

家畜市場施設防止、市場経営の健全  
化を取引の公正維持のため存置  
司令の要に依り擴張を禁止  
して、その許可制も存置の要  
あり

現在根本的改正を研究中

肥料品質検査法に於て改正

本法は廃止され、新なる造船法  
を準備中

存置(信用秩序維持のため)

存置

地方鉄道法の改正に係り、会社に吸収  
存置事業法に移す

近信省の直営に移すこととして

国鉄規則の改正手配中

放送事業の放送法に依る免許制



裏面白紙

|                     |                    |                                                                                                                  |    |
|---------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 郵便切手及収入印<br>賣捌規則十五條 | 上記賣捌の許可制           | 郵便法の全面的改正に際し別に<br>法律で定めることとした。                                                                                   |    |
| 賣屋取締法一條             | 賣屋業の許可             | 犯罪防止の爲に存置                                                                                                        | 内務 |
| 古物商取締法二條            | 古物商業の許可            | 公平維持、危害防止、災害予防の<br>ため存置（但し、近く高工省へ移<br>管の方慮中）                                                                     | 内務 |
| 鉄砲火藥類取締法<br>三條      | 上記物品の製造販<br>賣許可    |                                                                                                                  |    |
| 瓦斯及液化石<br>油取締法一條    | 製造貯藏販賣業の<br>許可     |                                                                                                                  |    |
| 屠場法二條               | 屠場設立許可             | 厚生省の所管する事業に關し<br>衛生の許可認可は専ら厚生<br>省の所管に属するものとして<br>衛生の許可認可は専ら厚生<br>省の所管に属するものとして<br>衛生の許可認可は専ら厚生<br>省の所管に属するものとして | 厚生 |
| 麻薬取締規則四條            | 麻薬製造販賣業の許可         |                                                                                                                  |    |
| 阿片法一條五條             | 阿片製造販賣業の許可         |                                                                                                                  |    |
| 藥事法四條               | 藥局、藥品等販賣<br>に關する許可 |                                                                                                                  |    |

一、停止予定のもの  
特殊法人法関係

| 法令の名稱                 | 法人名 | 停止理由                         | 関係 |
|-----------------------|-----|------------------------------|----|
| 日本興業銀行法               |     | 連ハ、停止の方針                     | 大蔵 |
| 日本勧業銀行法               |     | 使命に基き、官社の再編と関係問題の解決と共に停止する方針 | 高工 |
| 北海道殖産銀行法              |     |                              | 戦後 |
| 帝國産業興業株式會社法           |     |                              |    |
| 帝國燃料興業株式會社法           |     |                              |    |
| 日本製鐵株式會社法             |     |                              |    |
| 住宅営團法（附則）             |     | 住宅営團は閉鎖機関となつた                | 戦後 |
| 二、存続予定のもの（方針未定のものも含む） |     |                              |    |
| 法令の名稱                 | 法人名 | 存続の理由                        | 由因 |
| 日本銀行法                 |     | 存続の方針                        | 大蔵 |
| 復興金融會庫法               |     | 改正方針研究中なるもの方針未定              |    |
| 農林會庫法                 |     |                              |    |
| 帝國石油株式會社法             |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 高工 |
| 日本放送電氣株式會社法           |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 高工 |
| 電力管理法（二條）             |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 高工 |
| 日本競馬會                 |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 農林 |
| 馬場競馬會（東京）             |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 農林 |
| 帝國交通會社（東京）            |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 運輸 |
| 日本交通株式會社法             |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 運輸 |
| 日本興業株式會社法             |     | 臨時に臨時會社法に依りて高工               | 運輸 |

19 APR 1948

企画部長

極秘

取扱注意

サルウィン氏見解

「外国投資と独禁法」要訳

「公取」より貿易外資委員会が作成したもの迄

23  
419  
10-3

裏面白紙

## 第一 外國會社の株式取得等の制限

### 一 一般原則

独禁法に基くF.T.C.の管轄は一切の商行為に及ぶもので、外國の投資者、會社、企業家、個人の行う商行為であつて日本經濟（*antitrust*）の（*business economy*）に於ける商業、競争關係に影響を及ぼすものを含む。外國人及外國企業家は、獨禁法に従つて投資も取引も爲し得る。この場合日本人と同等の権利を享有するが之を出づることはない。

### 二 外國人の商行為に關聯して禁止されている主要條項

此の場合事業とは日本に於ける取引に影響を待つ限り外國事業でも外國事業でも構はない。

(*Foreign or domestic business enterprise in or for or with acts affect trade in Japan*)

#### 1 統制業務を行う団体會社

2 F.T.C.の認可なくして日本人が外國契約、協定を行うこと

#### 3 持株會社の設立

金融以外の會社が原料供給等につき經濟的に緊密な關係にある會社以外の會社の株式を取得すること

### 三 獨禁法の適用

獨禁法が直接外國人に關係あるのは第六條である

商法上は外國會社も内國會社の遵守すべき一般法の下に日本國內で（*Foreign company*）事業が出来る。従つて日本國內で事業を営む（*doing business in Japan*）外國の會社は獨禁法の意味に於ける事業者であり會社である。故に日本國內で事業を営む外國の會社は内國の子會社を通じて事業を行つても、登記された支店を通じて行つても又は其の他の方法で行つても獨禁法の禁止條項に服さなければならぬ。

### 四 外國人

獨禁法は在外外國人に對して日本に對する投資又は株式保有につき特別取をしない。

従つて個人の株式所有に關する法律の條件に従はねばならない。重役兼任及役員競争會社の株式保有等についても制限に服しない。



此はなりをぬ

1 外國人の日本會社の株式保有額については制限はない  
外國人は二以上の競争關係にある會社の各々の発行株式総額の百分

の十を超えてその株式を保有すること、なる場合はF.T.C.の認可  
を受けねばならない。

3 外國人で會社の株式を所有するものが、競争關係にない他の會社の  
株式を取得することは差支ない。

4 外國人は日本會社の四以上の役員を兼ねることは出来ない。日本の一  
會社の役員となつた外國人は競争會社の株式を所有出来ないし又  
役員の場合の一以上が四會社以外の會社の役員となつてゐる場合は役  
員とされない。

#### 五 外國の會社

「日本に於て事業を営む」ことを如何にして決定するか

單に日本の會社の株式を所有してゐるというだけでは事業を営むことに  
付ならない、但し株式を所有することによつて、其の會社の經營を支配す  
ることとなるか或は他會社との競争關係に影響するということなら別  
である。

通常の意味に於てか又は日本會社に支配的利害關係を有するこ

とに依つて、事業を営むということとなり従つて事業者と見做される  
に至るまでは外國の會社はF.T.C.の認可なくして日本會社に投資  
出来る。

1 金融業を営まない外國の會社が日本で事業を営まないものは一つの會  
社の株式保有額について制限はない。

2 前の會社の場合、一定取引分野に於ける取引を制限することに對する  
一般的禁止に従う限り二つ以上の會社の株式を取得することに制限は  
ない。

3 登記した支店を通じて日本に於て事業を営む外國の會社は十條の要  
件を満たさなければ日本會社の株式を取得出来ない。

4 内國子會社を通じて事業を営む場合親會社も子會社も公正取引  
委員會の認可を受けねば株式の取得が出来ない。

5 日本の一會社を支配する外國の會社は十條に適合しなければ其他の日本  
會社の株式を取得出来ない。取得出来る場合には自己の子會社を設  
立するか、内國に於て十條に基いて支配される會社の子會社を通ずる  
より外はない。

六「日本に於て事業を営むこと」

これは商法、独禁法其他に於ても定義されてはいないこの用語は概括的に取引の継続性を示すものである。問題は、特許実施権の附與、特許料の徴収、日本に於ける一時的な販賣、購買、技術上の情報の賣渡若しくは交換、事業の廣告及懇請等が日本の法律上事業を営むといえるか否かにある。

第二 外国の事業が日本経済及占領目的に有益であるか有望であるかの定義  
外国人も外国企業も独禁法上何ら例外的又は優先的取扱を受けるものではなく差別されるものでもない。

同法は統制機関、持株会社の設立及制限的カルテル、制限的貿易協定等を如何なる形で行うことも違法としている。

更に又私的独占、不当な取引制限、不正競争を形成する様な一切の結合、取極、商行為、謀断等も禁止している。これらの條項は日本に於て事業を営む外国人も之を犯してはならず又内国事業者が外国利権と協同して若しくは外国利権を通じて之を免れることも許されない。

25 (目)

協同企業法

三六二(司令部案)

(目的)

第一條 この法律は、協同組合及び協同組合連合会の組織、各種組合の経営活動及びその運営を規定し、且つ協同企業法の公正取引委員会に対する届出義務を定めるものである。

(定義)

第二條 この法律において協同組合とは、協同企業又は協同体とも云う。協同組合は法人とし、且つ左の各号に掲げる要件を備えなければならぬ。

一 その設立及び事業は、組合員の相互扶助及び福祉を主たる目的とすること。

二 各組合員は出資一口以上を有しなければならない。組合員は組合の事業に關し出資口数の多少に拘らず各一個の議決権を有すること。

三 剰余金は、定款で定めの出資口に対する一定の配当金及び必要を準備金を除く外、組合員によつてなされる販売、購買その他のサービスの分當に充て、現金、出資、債

務の担保又はサービスの形において、組合員に対し公平に分配されなければならない。

(裁正)

第三條 商法第百六十五條乃至第百五十六條及び第百四十八條乃至第百條の規定は、協同組合の設立、登記、運営、改組、解散及び清算にこれを準用する。但し左の各号に

7.20  
10-3

掲げる場合はこの限りでない。

一 發起人は、申出てはつきりする事業、地区又は組合員たる資格に關する見込計畫を作成し、会員の期日、場所及び右の申出を公告しね上、創立準備会を開かなければならない。

前項の公告は、会開開催日の少くとも二週間前までに適當な方法でこれをしなければならない。

二 設立準備会においては、申出による組合員たる資格を有する出席者の中より、定款作成委員七人以上を選挙し、且つ定款の作成に關して必要事項を定めなければならぬ。

三 協同企業、協同組合又は協同会社の商号の中は、協同体の型、運営地区の名称を示す文字及び「協同」と云ふ文字を用いなければならない。

この法律又は農業協同組合法によつて設立された組合の外、如何なる個人又は会社もその名称の中に、「協同」又はその省略又は類似の文字を用いてはならない。

四 協同企業の持分はこれを譲渡してはならない。但し轉讓することがある。

五 協同組合と同種の活動又は事業に從事し、又は協同組合設立の目的なるサービスを受けることを希望する個人は、その住所の所在地又は事業活動の地域に組合がある場合にはその組合員となることができる。

如何なる者も、民族、信條、人種、性別又は政治的信念を理由として組合に加入す

ることを拒まれず、又加入に際して他の組合員に課せられていない特別な條件を課せられないことがない。

組合員たることは強制せられず、又組合員は何時でも適當な通告をして後組合を脱退することができる。

組合員は持分又は財政的利害關係若しくは商法第二百四十一條の規定に拘りず各個の議決権を有する。組合員は二人以上の代理人となることができる。

代理による議決は、予め公告された事項についてのみこれをを行うことができる。代理による議決は書面を以てこれをしなければならない。

組合員は、会員の日は先立って予めその旨の通告を受けね上、通常總會の多數決による議決による場合の外、組合から除名されることはない。

除名は左の何れかの理由によらなければならない。

一 義務又は支拂を行うことの継続的拒絶

二 組合員たる資格に關する規定の侵犯

三人は三の法律に規定する協同企業の構成員となることばできない。但し、第六條の連合会に關してはこの限りでない。

六 郵便による議決に關する適當な規定は、これを此の協同体においてこれを定めることばできる。

七 組合員は、出資総額の二十五パーセントを超えて持分を所有又は支配してはならない。



い。

ハ 協同企業 出資額に對する申込がなくとも、出資の拂込をなすしめ、設立總會を招集し、又は登記をするに於ける。

出資は、定款又は登記を變更するに當り何時にてもこれを資本額より賣出し又募集することを得る。

出資は、發行のときは全額拂込みとし、又は發行のときから九十日を起さない範囲内で定款又は規約で定める期間内に全額の拂込をしなければならぬ。

九 組合の理事は、組合と競争関係にあるか、又は組合と貸借又は売買関係にある団体の役員又は理事となり、又非営利団体の場合を除き、同時に四以上の法人の理事又は役員となることを得ない。

十 協同企業の剰余金は、準備金及び経費に充て、その他の適當な積立金を除く外、第三條の規定に從つてこれを分配しなればならぬ。

(公正取引委員会に對する届出)

第四條 この法律施行後設立せらるる協同企業は、設立後三十日以内に定款、協定又は規約及び役員の名前を公正取引委員会に届出なければならぬ。

(協同企業の許諾活動)

第五條 協同企業は、左に掲げる種類の取引、若しくは左に掲げる機能及びこれに附する業務に限りこれを執行し得る。

但し、協同団体及びその運営に關する情報及び教育資料の頒布を含むものとする。

消費協同組合

二の組合は、組合員及び贊助者又は彼等の中の特定の者のために、第二條の規定に依り、次に掲げる事業を行うことが出来る。

組合員の家族及び贊助者の消費の用に供する農産、酪農、園藝又はその他の食糧生産物、及びその他家庭用諸物資の購買、製造、貯蔵、乾燥、罐詰、保管、取扱、小売及び利用に關するサービスを行うこと。但し、購買の目的を以てこれを執行することができない。

又、二水等の組合は、その他の消費活動と協同的に依り、又は購買又は貸借に關するサービスを行い、又はこれに伴い諸物資、機械施設、雇傭労働の利用を行うこと。又本号に掲げる一種以上のサービスを行うことが出来る。

非組合員のための事業分置は、組合の全事業分置の二十パーセントを超えてはならない。

二 生産者協同組合

生産者協同組合は、定款の定めるところにより、組合員たる資格を具備する生産者、若しくは事業活動を行う事業者は限定しなればならぬ。但し、組合員たる資格を備へないが、組合のサービスに必要とする個人に對し、組合員たる資格を享受せしめざることを妨げない。

生産者協同組合は、第二條の共同使用の條項の定めるところにより、組合員及び賛助者と共に共同事業計画に倣い、生産、製造、倉庫、加工及び仕上事業、又はその生産物の販売を行うことが出来る。  
非組合員のためにする事業分置は、組合の事業分置の総額の二十パーセントを超えてはならない。

### 三 信用協同組合

信用協同組合は、第二條の規定するところにより、組合員及び賛助者のためにする預金の受入、資金の貸付、及び手形の割引並びに、国債、地方債及び大蔵大臣が凡ての金融機關に対し許容しているその他の証券の買入、金融機關、信託会社及び郵便貯金との預金の預入を含む通常の信用事業を行うことが出来る。  
非組合員のものはする預金及び貸付の総額は、組合の預金及び貸付総額の二十パーセントを超えてはならない。

### 四 保険協同組合

保険協同組合は、組合員の危険の分散の目的の爲め、第二條の規定するところにより、通常の保険事業を行うことが出来る。但し、生命保険事業はこれを行うことが出来ない。  
保険協同組合は、他の共同事業を行うことが出来ない。

非組合員に対する保険事業の分置は、組合の総保険事業分置の二十パーセントを超えてはならない。

### 五 その他協同組合

協同組合は、公正取引委員會の許可を受けず、第五條第一号乃至第四号に掲げる以外の事業を行うことが出来る。但し、小売業又は卸売業を主たる事業とする協同組合は、第二の法律において許容された以外の事業を行うことが出来ない。  
前項の規定により公正取引委員會の許可を得る協同組合については、第二の法律の規定を適用する。

### (協同組合連合会)

第六條 第二の法律により設立された同種の事業を行う二以上の協同組合は、協同組合連合会を設立することが出来る。協同組合連合会は、その名称の中に協同組合と云う文字を用いることが出来る。

前項の連合会は、事業者団体の規定を適用する。

協同組合連合会は、協同組合の行う事業を行うことが出来ない。但し、事業者団体に許容された事業を行うことを妨げない。

### (現存協同組合)

第七條 第二の法律の適用を特に除外されざるの外、第二の法律施行の時既に存する協同企業は、定款又は規約を改正し、第二の法律に適合するよう改組しなればならない。

現に存する協同企業は、この法律施行の日から九十日以内に公正取引委員会に対し、役員の名簿並びにその設立の根拠法規のあるときはその法規を証する文書を添えて定款及び規約の写を提出しなければならない。

前項の措置を行わない協同企業は解散しなければならない。

(罰則)

(適用除外団体)

第八條 この法律の規定は、左に掲げる法律に基いて設立された団体に対してはこれを適用しない。但し、第四條の規定はこの限りでない。

一 農業協同組合法

二 水産業団体法

三 林業会法

四 森林法

(細則)

第九條 この法律の規定は基いて設立された協同企業は左の各号の規定に従わなければならない。

一 同種の事業を行う団体の事業に關する法令に依ること。

二 一定の期限毎に組合員に対し会計及び事業に關する報告を提出すること及び相当の理由を以て要求があるときは、一定時間組合の会計に關する資料を組合員が鑑査すること及びできる限りして置くこと。

三 不当に価格を釣り上げる程度に至るまで取引を拒占又は制限し、又は昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第二十四條に掲げられ不正な競争方法を用いることとしないこと。

(免稅)

第十條 この法律に基く協同企業が組合員に対して配当する剰余金に対しては所得稅はこれを課さない。

二の法律施行の日から三ヶ月以内、協同組合の組合員たる法人が、この法律に基く協同組合の組合員たる地位に止まるため個人企業に改組する場合又は、清算所得稅を免除し、又は掲げる清算法人から資産の譲渡を受ける個人が当該資産の旧所有者である場合には、不動産取得稅はこれを課さない。

(罰則)

第十一條 この法律の規定に基いて設立された企業が該立の目的に違反し又はその目的以外の事業を行うことは違法である。この法律の規定に違反した個人又は企業は、これを五十万円以下の罰金又は五年以下の禁錮に処する。

(廢止法律)

第十二條 昭和二十一年法律第五十一号商工協同組合法は、この法律施行の日からこれを廢止する。但し、罰則に關する規定は限り五年間はなお効力を有するものとする。



(施行期日)

二の法律は公布の日から三十日以内は二款を施行する。



7/26-10 第3号  
141

獨占禁止法改正要望書(案) 一三三・大・三〇一

獨占禁止法対策委員會

- 一 外資導入等と関連して第六條の國際協定 貿易協定の禁止には次の如き問題がある。
- (1) 外資導入に當つては外資供與會社との競争關係において當然販賣地域、販賣數量等が協定の内容とならざるを得ないであらう。特にわが國の低賃銀による低コストの問題とめづつて價格の問題にふれざるを得ない。更に「事業活動に必要なる科学又は技術に關する知識又は情報の交換を制限すること」を禁止することは、外國業者が從業保將して來た營業上の秘密と外資供與會社に公開せざるを得ぬこととなり、外資供與と躊躇せしめ、かえつて技術、科学の普及を阻害するものである。影響が問題とする程度に至らない場合は是を支えないこととなつてゐるが大部分は問題となる事が予想され、法律上のものに改正を要する。
- (2) 経済復興五年計画第一次案に見るも、わが國輸出貿易の振興は與緊且困難な問題であるが現在の如く弱体の輸出業者を以て果して國際競争に耐え得るや疑問である。特にわが國の輸出貿易の相手方たる重要諸地域の政治的不安定を考慮に入れるとき、アメリカのウエツブ、ボメリン法の如く國內取引に影響を及ぼさない範圍の輸出業者については独禁法の除外が考えられるべきである。
- (3) 自立經濟達成の條件には貿易の振興と並んで通運業の振興がなされねばならないが

7.25  
10-3  
24

本條の規定は國際通運問題への加入を不可能にしわが國通運業の國際的進出を不可能にするのであらう。

- 二 第十條 第十一條 第十二條において法人の株式に社債の取得につき詳細に規定してゐるが次の諸点を考慮の上至急の解決を要する。

- (1) 現在の規定では外國法人にも持株を禁止する如くであるがこれは外資導入の著しい障礙となる場合も予想され、又反対に外國法人に無條件に持株を許すとすれば國內法人との均衡を失する。故に外國法人にも独禁法は適用することとし、外資導入の主な相手國たるアメリカのクレイントン法の條まで規定を緩和すべきである。

元來事業会社持株禁止の規定は劃一的に過ぎ實際において競争制限等を結果せぬ場合も制限をうけることとなり、独禁法の概念というよりは企業のある方に対する商法上の理應論というべきである。特に目下經濟民主化の中心問題として早急の解決を要する證券民主化の問題を考えると、その円滑な進行を期するためにも、株式取得の結果競争を實質的に制限することとならない限り單なる投資のための株式取得を自由とすべきである。

- (2) 万一、事業会社の持株が禁止されるとしても金融業者の持株保有については企業再建整備が終り、新会社の基礎が確立するまで、二五%までは持株を許す必要がある。但し、株式取得については特別の委託機關に委託してもよい。

また、物産國產市場の現状に鑑み、一定規模までの企業の社債は一金融機関で引

受けうるよう社債保有についての制限は金融機関については除外する必要がある。

三 第十三条において役員並に従業員の仕事の制限について独禁法本来の競争制限の観点以外に会社並に個人の両面より詳細な規定を設けているが、規定が劃一的にすぎず、法の範囲を逸脱して不当に個人の活動を拘束する場合が多い。少くとも二号の規定は役員の実質を有しない従業員の規定を削除し、クレイトン法の線まで緩和する必要がある。

四 合併の認可条件中一号の「当該合併が生産、販賣、経営の合理化に役立たない場合」の規定は独禁法の範囲外の問題であり、二号以下の規定によつて充分その目的を達し得るものであり、又この学證責任を会社側に負わせることは、その内容に鑑み困難なことである。事業活動を萎縮せしめる結果となる。よつて本規定は削除するのが適當である。

五 適用除外規定中第二十二條によつて指定すべきものの中、まだ指定されざるもの、及指定期日のすぎた保険業法等につき早急に善後処置をとるべきである。

六 第三章不當な事業能力の較差の規定は、その運用如何によつては日本経済細分化の危険を藏するものであり、独占禁止の目的は他の規定によつて充分達せられるので、むしろ削除するのが適當である。

極

系

取扱方

一、二、三、八、一、三、 経本

経済安定の基盤としての企業経営健全化に関する措置要綱(閣議決定案)

一、各大臣は、その所管企業が、健全なる基盤に立つて経営せられ、國家の経済安定に對して最大の寄與をなす様に、これを指導、監督及び助成するものとする。

二、右の指導、監督及び助成に關する基本的な方針乃至準則は、必要に應じ、経済安定本部總裁がこれを定め、各大臣に指示する。

三、企業の経営も健全な基礎に立たしめるには、左の諸條件が確實に充足せられなければならない。

1. 資材、資金等が正常な方法で入手せられ、それが本来の用途に確實に充てられ、その製品は正常な方法で迅速に流通過程にうつされること。

ロ、經理が正常な方法で処理せられ、収入と支出、物件費と人件費等々の間に適正な均衡が保持せられ、又經費の不當な流用等が行われないこと。

ハ、貸銀その他の諸給與は正常な事業收入に基いて支給せられ、且つその引上は正常な事業收支の増大を基礎としてのみ行はれること。

四、各大臣は現行法令の運用その他行政措置により、その所管企業が前項の條件を充足しているかどうかを常に調査して実情を明らかにし、もしこれが充足されていなくても發見した場合には、直ちにその企業に對して所定の警告を發してこれを是正する措置をとるものとする。

五、各大臣は、企業が前項の警告にも拘らず改善の措置をとらない場合には、違法行為に對して処罰のための手續をとることは固より、これに對して資材の割当を停止し、又は資金の融通を行はない様に金融機関に警告する等の措置をとるものとする。

六、経済安定本部は各大臣の措置が不統一に亘らない様に、連絡調整を圖る責任を有するものとし、これをため必要なる委員会を設ける。

(備考)

(一) 四の調査のためには主要企業(概ね工員数五〇〇人以上の企業を対象とする)より定期的に一定の様式に基き企業経営実態報告書を徴する必要があるが、もしそのために適当な根拠法令のない場合には、これを資材、資金の割当又は給與のための基礎資料として徴することとし、これを提出しない場合には資材、資金の割当をしない。



裏面白紙

(二) こととするは、單なる行政措置として擬念しても、十分これを徹しうるであらう。  
本件が閣議決定した場合には本措置の必要を委曲を一切して説明し、國民の協力に  
訴ふる政府聲明を發し、尚SCAPからもこれを裏書する發表をしてもらうよう懇  
請する。



(課本二三九七)  
外資導入に関する懸占禁止法の改正に關する件(案)

一 外國人及び外國法人が我が國內で、經濟活動を営む場合は、條約や國內法において別段の規定がない限り、我が國內法令に服すべきであるから、我が國に投資する外國人及び外國法人は、當然懸占禁止法の規定に服さなければならぬ。

二 外資導入は、我が國經濟再建のため緊急にして不可欠の要件であることはいうまでもないが、現行懸石禁止法の條項の中には、外資導入に対して大きな障害となつてゐるものがある。

その主なものは、同法第六條、第十條及び第十二條であるが、外資導入の円滑化を図るため、懸占禁止法の精神を維持しながら、これを適切に改正することが望ましい。

三 第六條に關して、

本條第三項により、事業者が海外より投資を受けるために、外國の投資者と國際的協定や國際的契約をしようとする場合、同條第一項及び第二項で私的懸占や不當な取引制限でないものもその協定や契約が國際的であるといふことによつて、凡て公正取引委員會の認可を受けなければならない。従つて、手続が繁

雑になつて實際上にも心理的にも外國の投資者を拘束する結果になり得てあり、それでは外資導入の円滑化を期し難い。

そこで現行の認可制度を改めて、公正取引委員會に豫め届出をすればよいといふことにするが適當である。

なお第六條第二項により、協定や契約の影響が、一定の取引分野において問題とする程度であるかどうかを認定する場合と、第四條第二項により行爲の影響が、一定の取引分野において問題とする程度であるか、どうかを認定する場合とは、認定の趣意

や認定の基礎となる条件等において兩者同一でなく具体的認定は異なるべき筈である。

然るに第六條第二項の文言は第四條第二項の文言と同一の文言となつてゐるから、これらの認定が同一であるとの誤解が生じないとは言えない。従つてこの際できるだけ投資者に安心感を與えるため、右の意味を明かにすることとし、第六條第二項の場合には「影響が問題とする程度に至らないものである場合」とあるのを例へば「公共の利益に反しない場合」というような別の文言に改めることが望ましい。

#### 四 第十條に關して

外資導入は外資會社が日本會社の經營に参加すること、即ち日本會社の株式の一部取得といふことで行われるか普通の形態であると思われる。そうすると外資導入の大部分は第十條の規定と真正面に衝突することになる。

會社が他の會社の株式を取得することについては、その取得が企業の公正なる競争を實現する要件に反してはならないことは勿論であるが、金銭取得を原則とする現行規定の骨子を改め、(一)取得する會社の資本金額が一定限度を超え、且つ取得する株式の、発行會社の株式総数に対する割合が一定限度を超える場合は、公正取引委員會の認可を要すること。

(二)取得する會社の資本金額が一定限度を超えるか又は取得する株式の割合が一定限度を超えるかの何れかの場合は公正取引委員會に対して豫め届出を要すること。

(三)その他の場合は自由とすること。  
とすることが適當である。

#### 五 第十二條に關して、

外資導入に外貨債を発行する形態があるから、外貨債の発行に

ついで本條の禁止範圍を緩和することが適當である。  
即ち本條の禁止規定を改めて、會社が他の會社の資本金額の百  
分の二十五に相當する金額を超えてその會社の社債を所有する  
こととなる場合、その社債の取得については公正取引委員會の  
認可を受けなければならぬことにするのが適當である。



の基礎となる條件等において兩者同一でなく具体的規定は異なるべき筈である。

然るに第六條第二項の文言は第四條第二項の文言と同一の文言となつてゐるから、これらの規定が同一であるとの誤解が生じないとは言えない。従つてこの條で見るだけ投資者に安心感を与えるため、右の意味を明かにすることとし、第六條第二項の場合には「影響が問題とする程度に達しないものである場合」とあるのを例へば「公共の利益に反しない場合」というよりな別の文言に改めることが望ましい。

#### 第十條に關して

外資導入は外國会社が日本会社の経営に参加すること、即ち日本会社の株式の一部取得というこゝで行われるか普通の形態であると思われる。そうすると外資導入の大部分は第十條の規定と真正面に衝突することになる。

会社が他の会社の株式を取得することについては、その取得が企業の公正なる競争を實現する條件に反してはならないことは勿論であるが、全株取得を原則とする現行規定の骨子を改め、

(一) 取得する会社の資本金額が一定限度を超え、且つ取得する株式の、発行会社の株式總數に対する割合が一定限度を超える場合は、公正取引委員會の認可を要すること。

(二) 取得する会社の資本金額が一定限度を超えるか又は取得する株式の割合が一定限度を超えるかの何れかの場合は公正取引委員會に対して予め届出を要すること。

(三) その他の場合は自由とすること。  
とすることが適當である。

#### 第十二條に關して

外資導入に外貨債を發行する形態があるから、外貨債の發行につ



いて本條の禁止的制限を緩和することが適當である。  
即ち本條の禁止規定を改めて、会社か他の会社の資本金額の百分  
の二十五に相当する金額を超えてその会社の社債を所有することと  
となる場合、その社債の取得については公正取引委員会の認可を  
受けなければならないことにするのが適當である。

49

追

現行獨禁法とK改正案の比較

(傍線は改正箇所を示す)

現行法

第二條 第六項

この法律において不正な競争方法とは、  
 左の各号の一に該当する競争手段をいう。  
 一 他事業者から不当に物資、資金その他の  
 経済上の利益の供給を受け、又は他の  
 事業者に対し不当に物資、資金その他の経  
 済上の利益を供給し、又は、  
 二 不当な差別待遇を以て、物資、資金その  
 他の経済上の利益を供給すること。  
 三 不当に他事業者を以て、物資、資金その  
 他の経済上の利益を供給すること。  
 四 不当に、利益又は不利益を以て、競争者  
 の顧客を自己と取り引きするよう勧誘し  
 又は強制すること。

K改正案

第二條

同上  
 同上  
 同上  
 同上

(基本三三九二八)

9.30  
10-3'

五 相手方が自己の競争者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受け居ることと主条件として、当該相手方と取引引きすること

六 相手方とこれに物資、資金その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方とその他の競争者との関係が不当に拘束する条件を附け、又は相手方である会社の役員（取締役、業務執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者という。以下同じ）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の条件を附けて、当該相手方に物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

七 前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一條及び第七十二條に規定する手続に従い、公正取引委員会が指定するもの

#### 第四條

取引委員会が指定するもの  
事業者は、共同して、左の各号の一に該当する行為をしてはならない

一 対価を決定し、維持し、又は引き上げる

二 生産量又は販売数量を制限すること

三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行為の影響が問題とする程度に至らざる限りにおいては、これを適用しない

#### 第六條

五 同上

又は相手方である会社の取締役、業務執行する無限責任社員若しくは監査役又はこれらに準ずるもの（以下会社役員という。）支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者の選任について……

七 同上

#### 第四條

事業者は、契約、協定その他の何らの名義を以てするか正問はす、他の事業者と共同して、左の各号の一に該当する行為をしてはならない

一 同上

二 生産数量、販売数量、その他生産又は販売に關し制限すること

三 技術、販路又は顧客を制限すること

四 同上

前項の規定は、当該共同行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならざる限りにおいては、これを適用しない

#### 第六條

(全條削除)

事業者は、外國の事業者と互の各号の一に  
該当する事項を内容とする協定の協定若しくは  
は國際的契約とし、又は國內の事業者と貿易  
に關した各号の一に該当する事項を内容とし  
する協定若しくは契約をしてはならない。  
一、第四條第一項各号の一に掲げる事項  
二、事業の活動に必要とする資金又は技術に關し  
る知識又は情報の交換に關する事項  
三、前項の規定は、國際取引又は國內取引の一  
定の分野における競争に對する当該協定又は  
当該契約の影響が懸念とする程度に至らざる  
ものである場合には、これを適用しない。  
事業者は、外國の事業者との國際的協定若  
しくは國際的契約又は國內の事業者との貿易  
に關する協定若しくは契約であつて、相當期間  
継続するものの一の取引による目的物の收受  
のみが相當期間にわたるものを除くこととし、  
うとする場合には、公正取引委員會に届け出  
て、その認可を受けなければならぬ。

第九條

前項の場合において、事業者は、届出の日  
から三十日を経過するまでは、当該協定又は  
当該契約をしてはならない。  
持株会社は、これを設立してはならない。  
前項において持株会社とは、株式の社員の  
持分を含む、以下同じこととする。ことにま  
り、他の会社の事業活動に支配することとし  
たる事業とする会社をいう。

第十條

金融業（銀行業、保険業、無盡業又は証券  
業をいう、以下同じ。）以外の事業を営む会社  
は、他の会社の株式（議決権の行使を株式を  
除く、以下同じ。）を取得してはならない。  
前項の規定は、会社（商品の賣買を主たる  
事業とするものを除く）が、左の各号に該当  
する他の会社の株式の全部を所有することと  
なる場合において、その会社の株式の取得に  
ついても公正取引委員會の認可を申請し、公正

第九條（全條改正）

会社は他の会社の株式（社員の持分  
を含む、以下同じ。）を所有することによ  
り、他の会社の事業活動に支配する  
ことと主たる事業としてはならない。

第十條（全條改正）

金融業（銀行業、信託業、保険業、  
無盡業又は証券業をいう、以下同じ。）  
以外の事業を営む会社は、他の会社の  
株式（議決権の行使を株式を除く、以下  
同じ。）を取得することにより、公共の  
利益に反して一定の取引分野における  
競争を實質的に制限することとなる虞  
がある場合又は当該株式の取得が不公  
正な競争方法に因るものである場合に



取引委員会が、当該株式の所有が一定の取引分野における競争を失失的に制限することにより公衆の利益に反することとなることがないと認め、認可したときは、これを適用しない。

一 原料、半製品、部材品、副産物、廃物若しくは事業活動に必要な物資その他の経済上の利益（資金を除く。）の供給について継続的に緊密な関係にある会社又は持株会社、若しくは実用新案の利用関係にある会社

二 他の会社の株式を所有していない会社  
前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社（現に存する会社の株式を取得しようとする場合には、株式を取得しようとする会社及びその株式を発行する会社）が、その株式の取得が左の各号に掲げる要件を満していることを明かにした場合に於て、その会社の株式の全部を所有すること

と定むる旨のときは、同項に規定する他の要件を満しているときは、同項と同様とする

一 必要資金を調達するために発行される株式の取得であること

二 由請会社において株式を引き受け、資本の取得が事実上困難である場合の株式の取得であること

三 株式の取得が不正な競争方法に因るものであること

四 取得しようとする会社と競争関係にある会社が株式を所有していない会社の株式の取得であること。但し、商品の賣買を主たる事業とする会社の株式の取得については、取得しようとする会社以外の会社が株式を所有していない場合に限る。

第十一條  
金融業を営む会社は、自己と競争関係にある同種の金融業を営む他の会社の株式を取得

は、その株式を取得してはならない。  
金融業以外の事業を営む会社が左の各号の一に該当する他の会社の株式を取得した場合に於ては公正取引委員会に届け出なければならぬ。

一 事業活動に必要な物資、投資その他の経済上の利益の供給について継続的に緊密な関係にある会社

二 その会社と競争関係にある会社

三 その会社と競争関係にある会社が株式を所有している会社

四 他の会社の株式を所有している会社

第十一條（第一項及び第二項全文改正）  
金融業を営む会社は、他の株式を取得することにより公衆の利益に反して

しては行方ない。  
金融業を営む会社であつてその純資産（未  
拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に付  
する請求権を除く。）が五百万円を超え、その  
は、他の会社の株式総額の百分の五を超えて  
その会社の株式を所有することとなる場合に  
は、その株式を取得しては行方ない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する  
場合には、これを適用しない。

- 一 証券業を営む会社が業務として株式を取  
得する場合
- 二 証券業以外の金融業を営む会社が免状の  
ための引受によつて株式を取得する場合
- 三 委託者主受託者とする有価証券信託の引  
受によつて株式を取得する場合
- 但し、委託者が議決権を行使する場合に限

一 衆の取引分野における競争を実質的  
に制限することとなる虞がある場合又は  
は当該株式の取得が不正競争方法  
に回するものである場合には、その株式  
を取得しては行方ない。  
金融業を営む会社が他の会社の株式  
総額の百分の十を超えてその会社の株  
式を所有することとなる場合には、そ  
の株式の取得について公正取引委員会  
に届け出なければ行方ない。

前項（以下同上）

一 同上

二 同上

三 同上（三を二とする）

る

前項第一号又は第二号の場合において、取  
得の日から一年を超えて株式を所有しよう  
とするときは、あらかじめ公正取引委員会  
の認可を受けなければ行方ない。

#### 第十二條

金融業を営む他の会社の資本金（株金、出資  
金、出資債権及び出資債権の合計額）又は基金総  
額（以下「の百分の二十五に相当する金額  
を超えてその会社の純資産（銀行業を営む公  
社の純資産を除く。）以下同じ。）を所有するこ  
ととなる場合には、その株式を取得しては  
行方ない。

#### 第十三條

金融業を営む他の会社の役員又は従業員（継続して会社  
業務に従事する者であつて役員以外のもの  
をいう。）は、左の各号の一に該当する場合  
には、他の会社の役員の地位を兼ねては行

前項第一号の場合において、取得の日  
から一年を超えて株式を所有しようとし  
るときは、公正取引委員会に届け出なければ  
行方ない。

#### 第十三條

削除

#### 第十三條（金融改正）

金融業を営む他の会社の役員又は従業員（継続して公  
社業務に従事する者であつて役員  
以外のものをいう。）は、他の会社の役  
員の地位を兼ねることにより、公共の

らる。  
一、両会社が競争関係にある場合  
二、両会社の何れか一方の役員が四分の一以上が両会社以外の会社の役員に地位を占めていて、両会社の役員は、いかなる場合においても、以上の会社の役員に地位を占めてはならない。

利益に反して一定の取引分野における競争と実質的に制限することとなる虞れがある場合又は当該兼任が不正な競争方法に因るものである場合には、その役員に地位を兼ねてはならない。  
会社の役員又は従業員は、左の各号の一に該当する他の会社の役員に地位を兼ねた場合には、公正取引委員会に届け出なければならぬ。  
一、就任している会社と事業活動に必要不可欠、競争その他の経済上の利益の供給について密接な関係にある会社  
二、就任している会社と競争関係にある会社  
三、就任している会社と競争関係にある会社が株式を所有している会社  
四、就任している会社と競争関係にある

#### 第十四条

何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競争と実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。  
何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を各会社の株式総数の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得について公正取引委員会の認可を受けなければならぬ。  
会社の役員は、その会社と競争関係にある他の会社の株式を取得してはならない。

る会社の役員に地位を兼ねてはならない。

五、就任している会社が株式を所有している会社

#### 第十四条

何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を何れか一の会社の株式総数の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得について公正取引委員会に届け出なければならぬ。  
会社の役員は、その兼任の際、兼任



会社の役員は、その就任の際、就任する会  
社と競争関係にある会社の株式を所有してい  
る場合には、その旨を公正取引委員会に届け  
出なければならぬ。

公正取引委員会は、前項の届出があつた場  
合において、一定の取引分野における競争を  
実質的に制限することにより公共の利益に反  
することとなる虞があると認めるときは、そ  
の全部又は一部の處分その他必要を措置を命  
ずることができる。

#### 第十五條

会社は、公正取引委員会の認可を受けず  
ば、合併してはならぬ。

する会社と競争関係にある場合の株式  
を所有している場合又はその就任して  
いる会社と競争関係にある他の会社の  
株式を取得した場合には公正取引委員  
会に届け出なければならぬ。

(前 除)

#### 第十五條(企業改正)

会社は、他の会社と合併せし若しくは  
他の会社の営業全部の譲受をする

公正取引委員会が、前項の認可の申請があ  
つた場合において、当該合併が左の各号の一  
に該当し公共の利益に反すると認めるときは  
これを認可してはならぬ。

一 当該合併が生涯、販賣又は経営の合理化  
に役立たない場合

二 当該合併によつて不当な競争能力の  
増進が生ずることとなる場合

三 当該合併によつて一定の取引分野におけ  
る競争と実質的に制限することとなる虞が  
ある場合

四 当該合併が不正な競争方法によつて強  
制されたものである場合

#### 第十條

何らの名義を以てするかを問はず、第九條  
から前條までの規定による禁止又は制限を免  
れる行為をしてはならぬ。

二に於てより不当な競争能力の増進が生  
ずることとなる場合又は当該合併若し  
しくは当該営業全部の譲受が公正な  
競争方法による場合には、合併又は営  
業全部の譲受を認可してはならぬ。

会社が合併又は他の会社の営業全部  
の譲受せしめようとする場合には、あら  
かじめ公正取引委員会に届け出なければ  
ならぬ。

前項の場合において会社は、届出の  
日より三十日を経過するまでは、合併  
又は営業全部の譲受を認めずしてはならぬ。

#### 第十條(企業改正)

会社は、他の会社の営業の一部の譲受  
す他の会社の事業上実質的に重要なる  
資産の譲受、他の会社の営業全部の買  
取、他の会社の経営の受託又は他の公



社と營業上の損益全部を共通する契約（以下營業の一部の譲受等という）をする。ことにより不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合又は当該營業の一部の譲受等が不正な競争方法による場合、当該營業の一部の譲受等をして許さない。会社は營業の一部の譲受等をした場合には公正取引委員会は届出を提出せねばならない。

第九條、第十條第一項、第十一條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項及び第十七條の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会が、第八章第三節に規定する手続に従い事業若しは当該違反の排除に必要措置を命ずることが出来る。

第四十八條

前項の規定による処分があつたとき、事

第四十八條

場合 第九條 第十條第一項 第十一  
 條第一項 第十五條第一項 第十六條  
 第一項又第十八條の規定に違反する  
 行為があると認める場合又は不当な事  
 業行為の救済があると認める場合に対

業者は、運賃は、公正取引委員会に於て、当該勧告を履行するから、これを通知し、行けねばならぬ。

事業者が勧告を履行したときは、公正取引委員会は、審判手続を進行して勧告と同趣旨の審決をすることが出来る。

第五十四條

公正取引委員会が、審判をした後、事業者が、私的独占を以て、不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を採用していると認められる場合又は不当な競争能力の増進があると認められる場合には、審決を以て、事業者に対し、第八條第一項又は第二十條の規定する措置を命じ、行けねばならぬ。

(同上)

第五十四條

不正な競争方法を採用したと認められる場合、第九條、第十條第一項、第十一條第一項、第十五條第一項、第十六條第一項又は第十七條の規定に違反する行為があると認められる場合又は不当な競争能力の増進があると認められる場合には、審決を以て、事業者に対し、第八條第一項、第十七條の二第一項又は第二十條の規定する措置を命じ、行けねばならぬ。

第六十五條

公正取引委員会は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十二條第四項、第十二條第五項、第十四條、第十五條、第十六條第一項又は第十六條第二項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がなないと認めるときは、審決を以てこれを却下し、行けねばならぬ。

第六十六條

公正取引委員会は、前条第一項に掲げる認可について、その認可が要件となる事実が有誤し、又は変更したと認めるときは、審判手続を進行し、審決を以てこれを取り消し、又は変更することが出来る。

公正取引委員会は、経済事情の变化その他

第六十五條  
(全條別條)

第六十六條  
(全條別條)

の事由により、審決したと認められた事実が肯  
成し、若し、は変更した場合には、当該  
審決を維持することが不当であつて公共の利  
益に反すると認めるときは、審判手続を経、  
審決を以てこれを取り消し、又は変更するこ  
とができる。

#### 第八十九條

第三條の規定に違反して私的独占又は不當  
な取引制限をした者は、これを三年以下の懲  
役又は五十万円以下の罰金に處する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

#### 第九十條

左の各号の一に該当する者は、これを二年  
以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行爲  
をした者。

二 第五條の規定に違反して法人その他の団  
体を設立し、若しくは組織し、又はこれら  
の団体に加入した者。

三 第六條第一項の規定に違反して協定又は  
契約をした者。

四 第四十八條第三項又は第五十四條の規定  
が確定した後においてこれに従わない者。

#### 第八十九條

第三條の規定に違反して

(同 上)

#### 第九十條

(同 上)

一 第五條の規定に違反して法人その他の  
の団体を設立し、若しくは組織し、又は  
それらの団体に加入した者。

二 第九條の規定に違反して他の会社の  
事業活動を支配することをした者。

三 第十七條の規定に違反した者。

四 (同 上)



第九十一條

左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に處する。

一、第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

- 二、第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者
- 三、第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者
- 四、第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する、第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者
- 五、第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者
- 六、第十四條第一項から第三項までの規定に

第九十二條

(同上)

- 一、第十條第二項、第十三條第二項、第十四條第二項若しくは第三項又は第十六條第二項の規定に違反して届出をしない者
- 二、第十一條第二項の規定に違反して株式を取得した者
- 三、(削除)
- 四、(削除)
- 五、(削除)
- 六、(削除)

第九十三條

第四十六條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨害し、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に處する。

第九十四條(全條改正)

左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は千円以下の罰金に處する。

一、第四十條の規定による公正取引委員会への報告、情報若しくは資料を提出しない者



第九十九條

左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に處する。

一、第四十條の規定による公正取引委員會の處分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報、若しくは資料を提出した者

二、第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三、第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する虚偽の陳述をして、出頭せず、鑑定をせず又は虚偽の鑑定

をした者

四、第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する處分に違反して物件を提出しない者

第一百七條

金融業以外の事業を営む会社が、第十條又は第十二條の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の處置について、命令を以てこれを定める。

第一百八條

金融業を営む会社が、第十一條又は第十二條の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。

第一百十條

第十四條の規定施行の際現に同條の規定に反して所有されている株式の處置については命令を以てこれを定める。

一、第四十八條第一項、第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。

（同上）

一、（削除）

一、同上（但し五と一とする）

二、同上（但し五と二とする）

三、同上（但し四と五とする）

第一百七條

（全文削除）

第一百八條

（全文削除）

第一百十條

（全文削除）

附 則 (新 設)

この法律は公布の日からこれを施行する。

公正取引委員会は、会社がこの法律施行の際現に他の会社の株式を所有することにより公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる虞があると認める場合には、第八章第二節に規定する手続に従い、当該会社に対し株式の処分を命ずることができる。

この法律施行の際、第十條第二項各号の一に該当する他の会社の株式を所有している会社、又は第十三條第二項第一号、第三号、第四号、若しくは第五号の一に該当する他の会社の役員、地位を兼ねている会社の役員若しくは従業員は、それ等がその株式の所有又は

勅令第三十三号

「國際的協定又は國際的契約の禁止等に関する件」

第一條

現在左の各号の一に該当する國際的協定に加入し又は國際的契約を爲し居る者は本令施行後十四日以内に当該協定又は契約の目的及

は役員の兼任について政令の定めるところにより、公正取引委員会に届け出なければならぬ。前項の規定に違反して届出をしない者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

この法律施行前になした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお従前の例による。昭和二十一年勅令第三十三号をこれと廃止する事。

(全文廃止)

内容工商大臣に届出ツヘシ。

- 一、生産数量、生産分野其の他生産に関する事項の制限に関する協定又は契約
- 二、販売価格、販売数量、販路其の他販売に関する事項の制限に関する協定又は契約
- 三、取引先其の他商取引に関する事項の制限に関する協定又は契約
- 四、科学又は技術に関する知識又は情報の交換の制限に関する協定又は契約（昭和二十一年勅令第百八十八号改正）

#### 第二條

現に前條各号の一に該当する國際的協定に加入し又は國際的契約を爲し居る者は本令施行後前項の規定に依り脱退し又は解除したるときは違背なく其の旨を商工大臣に届出ツベシ。

#### 第三條

個人と雖も第一條各号に該当する國際的協

定に加入し又は國際的契約を爲すことを得ず。

#### 第四條

第一條乃至前條の規定に違反したる者は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に處す。

#### 第四條の二

前條の罪を犯したる者には、情狀に因り徴役及罰金を併科することを得。（昭和二十一年勅令第百八十八号改正）

#### 第五條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、役員其の他の従業員其の法人又は人の業務に關し第四條の違反行為を爲したるときは、行為者と罰するの外、其の法人又は人に対し同條の罰金刑を科す。

#### 附 則

本令は公布の日より之を施行す。

第一條第四号の改正規定に係る協定又は契約

に關しては昭和二十一年勅令第三十三号第一  
條又は第二條中本令施行後とあるは第一條第  
四号の改正規程施行後とする。(昭和二十一  
年勅令第百八十八号改正)



企業民主化関係法令の再検討に基きその  
實施上商工省として要望する事項

(二三、二二、二四)

財閥の解体は日本經濟の平和化、民主化の爲最初から連合軍の占領政策上一貫した基本方針として掲げられ、制限會社令、證券保有制限令、持株會社整理委員會令、獨占禁止法、閉鎖機關令、過度經濟力集中排除法等終戦來つきづきに施行せられた法令はすべてこの基本目的實現の爲に措かれた措置であつた。これらの法令はその施行後占領軍當局の指導の下にそれぞれの主審官廳又は特に設けられた委員會等の機關によつて急速に實施に移され、著々その成果を収めつつあるのであるが、終戦來三年、これらの法令施行後一年乃至三年を経て事情も若干變化した今日これらの法令には實施上の經驗により必ずしも妥當でないと思われる點、所期の目的を大半達成して不要と見られる點、實際上の措置に付促進を要する點等が認められるに到り、財閥解体の基本的方針を逸脱せざる限り、これらの點に付何らかの是正措置を講ずることが、國內經濟の急速な復興と國際經濟における日本經濟の自立を圖る上に必要且つ有効と考へられる。

右の趣旨により生産促進の主管官廳たる商工省としては、一聯の所謂企業民主化法令中この際左の各法令につき、それぞれ各項目に述べる如き措置が措かれることを切實に要望するものである。

一、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四號）

1、國際協定等の制限に関する規定（第六條）を國內取引分野において實質的競争制限を生じない限度において緩和すること。

理由 現行規定は當面の急速なる生産復興の爲必要とされる外資導入上障害となる。

2、事業會社の株式取得の制限に関する規定（第十條）を緩和し、株式取得が實質的競争制限を生ずる場合のみ（競争關係にある會社間等）禁止することとし、その監視の具体的方法としては、一定規模以上の會社の株式取得を届出事項とすること。

理由 現行規定の如き嚴重なる制限は本法の目的上必ずしも必要と考へられず、他方事業會社の自己資本調達の際には大きな障害となる。

3、金融機關の事業會社の株式取得に関する百分の五の制限規定（第十一條）を百分の十程度まで緩和すること。

理由 前號に同じ

4、社債の取得の制限に関する規定（第十二條）を削除すること。

理由 社債保有は一般の債權保有と大差なくその制限の必要は認められないのみならず會社の資金調達上障害となる。

5、會社の合併又は營業譲渡等の制限に関する規定（第十五條、第十六條）を緩和し、特に事業能力の較差を生じ又は實質的競争制限を生ずる場合のみ禁止することとし、監視の具体的方法としては一定規模以上の會社の合併のみ認可事項とし、他は届出事項とすること。

理由 現行規定の如き嚴重なる制限は、本法の目的上必ずしも必要と考へられず、影響大ならざる合併、營業譲渡等は放任して事業活動を活潑ならしむる方が可と認められる。

二、事業會社法（昭和二十二年法律第九十一號）

獨占禁止法の緩和の線に沿ひ獨禁法の補完たる事業者団体法についても當然改正の措置  
必要があり、且つ財閥の解体、閉鎖機關の整理等の措置により民主化された事業者団体の活  
動による經濟復興への寄與も期待されるところであるが右の趣旨により事業者団体法の改正  
を要すべき點を摘記すれば大要次の通りである。

1、事業者団体による物資割當の禁止を緩和すること。

理由 官廳による物資割當の能力的限度を考へ統制緩和への前提的措置として割當計畫の  
最終決定は官廳においてこれを行ふも事業者団体を介して割當計畫の立案に參與し資料を蒐  
集し、或いは割當事務の補助として發券事務を行わせる等を認める必要がある。

2、事業者団体に對する獨禁法第四條、第六條該當行為の制限は第五條第二項第二號(は、  
獨禁法の改正と同様に國內の取引分野において實質的に競争制限を生じない限度において  
緩和すること。

理由 獨禁法改正の理由と同じ。

3、營業施設、株式社債の保有(第九條)研究施設の所有、經營(第十號)特許權の所有又  
は特許權實施上の斡旋(第十一號)等の行為の禁止を緩和すること。

理由 これら行為の禁止は、民主化された事業團體の資金の調達を制約し、自由な研究の  
發展、特許の實施による技術と生産の發達を阻害するものである。

4、融資(第十三號)營業(第十三號)取引上の代理(第十四號)集金(第十五號)行為の  
禁止を緩和すること。

理由 事業者団体に對しこのような行為を認めることは自由な經濟活動を促し經濟復興に  
寄與しうると考へる。

5、紛争の仲裁、解決の禁止(第十六號)を緩和すること。

理由 事業者団体が構成事業者の融和、相互扶助的性格をもつものである場合には紛争行  
爲の仲裁、解決に當らしめることが望ましい。

三、會社の解散の制限等に関する件(昭和二〇年勅令第七六七號)

本令については最近第二條の削除第二條の二の改正が行はれて指定會社に對する經營上の制  
約は大幅に緩和され生産活動そのものは比較的自由に行ひ得るやうになつたのであるが、尚  
經營上重要な行為に関する制限は殘存し、(第一條の二及び第二條の二)特に證券保有制限  
令との關係に於て重大な制限を受けて居るので、制限會社としての指定の理由が實質的に消  
滅したと見られるものについては解除の措置が措かれることを希望する。

即ち持株會社整理委員會及び證券保有制限令に基き制限會社の發行する株式、その保有す  
る株式、從屬會社、關係會社の保有する株式は持株會社整理委員會の手を通じて處分されね  
ばならないのであるが、その處分計畫は、株式消化の見透し、企業再建整備法による再建整  
備計畫未認可等の理由により實行の遅れてゐるものが多い。今後この處分計畫の實行を出來  
るだけ促進すると共に、處分が済み、相互の支配關係が清算されると認められるものについ  
ては、指定解除の措置が措かれることを要望するものである。

四、會社の證券保有制限等に関する件(昭和二一年勅令第五六七號)



本令による指定會社、從屬會社及び關係會社は所謂財閥の支配下にあつたものとして、その株式保有、役員兼任等による支配關係を一度すべて切斷すべき旨規定され（第四條第四條の二、第十二條）將來ともそれらの行爲は禁止されてゐるのであるが（第二條、第十一條）その後獨占禁止法の施行されてゐる現在、同法の運用によつて財閥殘存の余地も、財閥發生の可能性も無くすることが出来るのであるから、本令による嚴重なる制限は必ずしも必要ではないと考へられる。少くとも將來の株式保有、役員兼任の絶對的禁止については獨占禁止法と軌を一にすることが公正競争の見地からも望ましく、更にその他の制限行爲も獨占禁止法の規定と同程度に留めてよいのではないかと考へる。

五、過度經濟力集中排除法（昭和二年法律第二〇七號）

本法による措置は、本年九月十一日司令部覺書に基く所謂四原則の發表後急速に進展し、十月十七日現在に於て指定會社三二五社中指定を取消されたもの合計二三四社となり、尙指定されてゐるものは九一社でうち決定指令の發せられたもの日本製鐵指令案の發せられてゐるもの王子製紙各一社である。

今後これら未處置のものについても持株會社整理委員會及び司令部關係當局の審議が急速に進められ、法律並びに四原則に照し過度經濟力の集中の事實無し、と認められるものについては且急に解除の措置が望ましい。かかる状態が繼續することは指定された會社については經營上諸種の拘束が加へられるのみならず會社がそのまま存續し得るか分割さるべきか未定の状態においては、再建整備計畫等將來の方針が樹てられず、従業員及關係金融機關等にも

不安を抱かせ、業務運営を不圓滑ならしむるからである。

過度經濟力集中に該當するか否かの判定については指定會社の募集に關する政府の主務官廳の見解も重視されることが望ましい。

持根

未定稿

企業整理に伴ふ人員整理に関する試案

永野重雄

目 次

- 一 今日に於ける企業整備の特殊性
- 二 過剰人員整理の急務
- 三 試案の骨子とその考え方
- 四 人員整理の方法と整理後の措置
- 五 試案の效果

一 今日に於ける企業整備の特殊性

日本経済の再建復興は近い将来に於ける国際市場復帰を考慮に入れて行われねばならぬ。戦時中の増産は工機業の生産性や国際技術水準を照視して進行せられた。而も戦後に於ては軍需補償打切によつて整理面から

資本の膨脹は相当に清算せられたが、生産技術や経営技術の改善は殆ど行われず、幾員による人員増加と戦後の一程の人心虚脱状態よりする生産意欲低下による生産性はむしろ著しく低下した。その高價な生産原價は到底今般の国際競争に耐えうるところではない。のみならず高原價は高物價となり、かうとせばインフレへの一里塚となる。従つて良民各種機構の最高能率発揮を目標として一切の組織、技術並みに消費の合理化を図ることは今日の急務であるといわねばならぬ。此の場合行政整理は民間の企業整備に對して卒先垂範すべきものとして今日その意義は特に重大である。たとえそれが成功裡に行われた場合でも民間の企業の整備も水自木の問題は特殊の内容と困難とを包蔵しているであつて、それは決して簡単に自然に進行すべき性質のものではない。同時にそれは政府が之を強制的に推進しうる状態にもないものである。

第一に今日における企業整備は、それが国際市場の問題を基調とする限



が、而も尚一方には強行禁止、過度集中排除の要請もあつて集中生産や企業聯合には一定の制限があり、寧ろその制約の中で戦時中の過度集中を修正しつつ新たな生産調整環境に對應する適正規模を現出してゆかねばならぬ特殊の使命を持つてゐる。

第二に今日における企業整備は戦時中の「戦力増強企業整備」と異なり、政府が一定の目的を指導要領を以て強制的に遂行すべき協力のものではなく、それだけに整備の促進には幾多の困難が伴わざるをえない。

そこで今日考察せらるべき企業整備政策の特殊性は、自然放任と強権統制との中間の道をとりねばならぬという点にある。私の試案は先づ二、三のことを前提としてゐる。

## 二 過剰人員整理の急務

およそ企業整備に共通の問題としては、産業組織乃至業種間の整備、企業系列の整備、企業内部の科学的経営、設備の改善、機械利用の拡大、生産技術の向上、その交流指導、材料節約、熱及動力管理の改善等の内

容を含み、昭和初頭においても、又戦時中においても決して十分には解決せられなかつた之等の問題は、いま国際市場の激変を前にして我々にとつて依然として重要且つ緊急の課題であると云える。併しなほ我々に与えらるべき国際市場の見通しもまだ十分明かではなく又国内的には原料資材の枯乏の逼迫を告げている今日においてこれ等の課題を一つ一つ具体的に解決してゆくことは蓋し容易なことではない。或る部面の問題はむしろこれに触れることを以て時期尚早としなければならぬ。併し乍ら茲に唯一つ、与えらるべき環境と條件の如何に拘らず最善の工夫を以て至急に解決を要する課題がある。それは科学的経営の最重要部分をなす過剰人員の整理である。

ところで我々は茲に整理の対象となる所謂過剰人員なるものを二つの段階に分けて考えてみたい。その第一は一定作業について最高能力を挙げうる人員を超えて人員が配置せられた場合である。その場合でも一定の限界までは生産の総量は増加しうるのであるが、一人当りの生産量は必

然に低下するから、生産原価はそれだけ割高となりざるをえない。従い  
將來に國際市場での参加が許されれば、斯様な割当原価は國際競争の敗  
因となることを憂慮せしめる。第二は右の一定限界の絶対値以上に果に  
人員を増加せしめられれば、これを説明する道例として我々は  
綱引競技の場合をあげる。こゝから出来る。即ち一定の長さの綱に対しては  
そこに配置せらるべき人員について最大の力を発揮しうる一定限界の絶  
対値がある。この絶対値以上の人員が配属せられれば、各人の腰が  
下らず身体はぶつかりあうというようになつて力の総和は却つて減退を  
まねかれない。各社の企業経営においてもこの種の過剰人員は勤労意欲  
の低下、労働不安等の社会現象を随伴しつゝ、着しく生産活動を阻害し、營  
に生産能力を低下せしめるのみならず生産の絶対量をも減退せしめる原  
因となるのである。我々が企業整備のために人員の整理を行ふに當つて  
は所謂過剰人員をこの二つの段階に至つて整理することを中心としなけ  
ればならぬ。而も第一義の問題として急速に整理しなければならぬのは

第二の場合、即ち生産総量の減退を結果せしめつつある過剰人員である  
のは勿論であらう。併し問題は何れにしてもかゝる人員整理の具體的方  
法如何にある。

從來の觀念では整理は即ち無収入の失職乃至失業を意味した。併し一  
旦失業しても直ちに若しくは遠くから就職の機会に恵まれ得る情勢に在  
るならば、人員整理は比較的容易である。政府としては職業紹介所等の  
就職斡旋機關を整備すれば足りる。経済界が一般に不況に陥つていゝ現  
在ではかようなことは到底望むべくもないのである。而も同じ不況でも  
例えは昭和五六年頃の我國のように、それ水が過剰生産に原因した不況であ  
るならば、資材はあり剩つてゐるわけであるから、政府はそれ水によつて  
築港、道路工事等の各種の公共事業を起し、失業者をそこへ吸収すること  
が出来た。併し生産力が極度に減退してゐる今日のわが国では資材は各  
方面に不足を告げてゐるのであつて、政府がその種失業救済のための公  
共事業を起しうる限度は極めて限られてゐる。世間には勞務再配置によ

つて人員整理の社会問題を整理し得ることを意見もあるが、わが国経済の現状では再充實は全く狭い限度内で可能であるというにすぎない。而して現実の企業内部の労資の力関係から云つても一挙に多数の失業者を出すようなことは到底企業経営者の成し遂げうるところではない。私の試案はこれらの事情を考慮しつゝ前述(一)の自然放任と強権発動との中間の道をこゝ人員整理の問題に適用してみようとするのである。

### 三 試案の骨子とその考え方

試案の骨子は次の通りである。

- (1) 企業は過剰人員の整理を断行する。
- (2) 企業は整理の対象となつた従業員に対して従来支拂つていた給与と同じ金額を国家に上納する。
- (3) 国家はこれを財源としてその人々に対して従来と同額の給与を支給する。

即ち整理せられる人々はその日頃から失業者とはなるが、これらの失業者

には従来収入の絶たれをわけではなく、それと同額を国家によつて保証せられることになるのである。かくしてその人々の生活を保証することによつて人員整理による社会問題を回避せんとするところに本案の狙いがある。又人々の如くして社会問題を回避しうるならば、それは今日直ちに人員整理を断行しつゝ所以ともなるのである。

ところで、企業は右の金額を国家に上納するという考え方について一應の説明を加えておかなければならぬ。それは現在の物価体系が昨年七月一日の生産効率を前週としたものであるという事実に基づいている。概言すれば各企業における昨年七月一日現在の過剰人員はそのまゝ、これを包摂しうる建前の下に現在の物価体系が出来上つてゐるのである。若し企業がこれらの過剰人員を整理してその人件費を節約するものとすれば、生産原価はそれだけ低下するわけであるから当然それだけの部分は製品価格を引下げてよいこととなる。試案はこの価格を引下げる代りに右の人件費をその全額国家に上納せしめるといふ考え方をとるのである。



尤も、こゝに第二案として右の上納を行わず価格引下げを断行して国民  
全体の負担において整理された人々の給与を賄うという考え方も成立つ  
蓋し物価水準の引下げとなつた部分だけは国民の税負担が増加しても生  
計費には変化を来さないからである。併しなから現在の徴税機構や徴税  
技術を以てしては徴税力は一應限度に達してゐると考えらるから、こ  
の第二案は結局採用の余地がない。かくして矢張り第一案による他はな  
いのである。

#### 四 人員整理の方法と整理後の措置

人員整理の方法として第一にその人数の決定を如何にすべきか、第二にその個人指名をいかに行うかが問題になる。第一の点については企業内の経営協議会等で労資双方が合議決定する方法が考えられる。第二の点については企業責任者に於て当該作業に対する各人の適格性を考慮して決定する等適宜實際的に処理せらるべきであらう。

更に問題は人員整理後の措置をどうするかにある。第一案の方法によれば人員整理による失業者は動かずして従来と同額の収入を國家によって保証されている。併しこれは第一段階であつて、いつまでもその子を継続せしめる必要があるとは私は考えていない。この政策は次のような段階をふんで次第に發展し且つ収束してゆくものと私は期待しているのである。

① 人員整理の直後において各人は従来の給与をその子引きつづけているのであるが、各企業の給与水準がそれぞれであつた關係上、その

の凸凹と不均衡はそのまま当分の間各人の國家からの所得に反映している。これが第一段階である。

② 半年でも一年でも適當な時期まで右の状態を継続せしめる他はないのであるが、併し時の経過とともに各人が元の企業に属していたという個別的意識が薄らぎ國家に扶養される同種の失業者としての一般的意識が普及するにつれて、右の不均衡がその人々の間にも又社會一般の間にも次第に認識されてくるようになる。

かかる人心の轉變を見極めた上でここに第二段の措置がとられねばならぬ。それは國家に上納された前の給與の総額をプールとしてその人々の年令、家族、生活環境等に依じて各々均一の金額を支拂ふこととするのである。これによつて従前の不均衡が修正されるのであるが支拂総額はこの段階ではまだ従前と異なるところがない。

③ この措置を続けてゆくうちに今度は、動かす者と動かずして生活を保証されている人々との間の不均衡が次第に問題となりてくるが、これは

## 五、試案の結果

その時期の熟するのをみて働らく者と働かざるものとの間に格差を設ける考への下に給與金額を従系の八割乃至九割に切下げ、職場を離れた人々には物資消費度の減少、交際費節約等により家計費引下げの余地を認めるから、此の給與切下げの理由は十分成立する筈である。而も、この給與も経済の安定が実現するにつれて次第に給與の性格を漸くして理想的な失業保険金の性格と限度に近づけてゆくことが出来る筈である。その上で我々は経済の興隆によつて漸次、これらの失業者を正常の生産にまで動員してゆくやうな時期の来ることを期待したい。

試案の第一段階において失業は従系と同様の給與総額を國家に上納するのであるからこの人員整理は企業に取つて何等の初歩がないやうに思われるかも知れない。然し下らぬ以下に述べるやうに試案は当該企業経営者にとつて真に有り得る効果を招来するばかりでなく、その従業員にも、又國家社会にも、更には整理の対象となつた労働者に対しても

### （一）試案が経営者に與える効果

（一） 通利人員整理によつて企業は作業に対する適正配置を実現するに  
とつて出来る。そのことによる作業能率の發揮、生産原価の低下は我國の企業を始めて健全な経営の基礎に置き、やがて國際市場への参加を準備せしめる所以となる。

（二） 企業がその通利人員に対して負担している経費は單に俸給、賃金、手当等の給與に止まるものでなく、厚生施設、厚生事業、旅費、收容場、作業用品、事務用備品、消耗品、其の他事務費等に要する経費は莫大のものであり、顧客は事例で付加給與の格額にも上るのである。（近き現物給與の問題もある。）人員整理は之等固定経費の大部分を節約せしめ、経理面の向上を実現せしめることとなる。

（三） 従業員の生産に対する熱意と作業に対する果敢は能率増進の爲め



の不可欠の要因であるが、過剰人員の存在は、この点の熱意乃至果  
張を弛緩せしめ往々にして仕事の責任と義務を怠りて生活権の主張  
の力を盛行使しめざる傾向を生むのである。人員整理は従つて残留従  
業員の責任感の向上と職場規律の回復のために至大の効果を期待せ  
しめるものがある。

(2)

試案が企業内に残留する従業員に対して與える効果

(1) 人員整理の結果作業に対する適正配置が實現すれば、その配置さ  
れる人々は整理し秩序立った環境の下に愉快に自己の能力を發揮す  
ることが出来る。

(2) 整理せられた人々の特定業務に対して従来配給してゐた加配米は  
当然停止することになる。蓋し加配米はその特定業務の労働量に  
応じて配給せられていたものであるからその作業から離れた人々に  
最早配給する必要のないことは当然社会の承認するところとなるであ  
らう。さうしてこの配給停止分が企業内に残留する従業員への

増配の余地を生ずるのである。同様の理由で米以外の作業用品乃至  
生活必需物資で従来各企業の特定業務に対して配給されてゐたもの  
も、人員整理後は残留した人々に増配することが出来る。

又人員整理によつて生ずる社会その他福利厚生施設の余裕は残留  
する人々に對して之に均霑しうる機会をより多く與えるであろうこ  
とも亦疑ないところである。

(3)

試案が國家社会に與える効果

(1) 整理された人々は生活の便宜を求めて都市から地方へ転出  
する傾向をもつであらう。それは都市の交通難を緩和するばかりで  
なく、転出した人々の消費が生産地で行われる関係上それだけ企業  
内に残留する従業員への生活物資増進の余地を生ずる。

(2) 昔、二宮尊徳翁は飢饉の年に於て居るようによに奨めた。試案はこ  
れを國家社会として實現せんとするものであつて、之により企業と  
社会全般の負担を軽減して企業並びに國家経済を健全なる経営の常

道に還歸せしめんとするものに他ならぬ。

い 地方を分散した人々が直ちに農業生産に参加することは今日の農村の事情では固より期待することができない。併しその人々が飯に各一尾の魚を釣り一畝の菜を採つてもそれだけ國畜の絶体道は増加する。

④ 政策が整理の対象となつた人々に與える効果、その人々は従来食糧の不足し又住居の不足する都市等に於て困難な生活を続け又生産の現場では十分の仕事量を興えられず不満足な毎日を送つて來たのであるが、政策によれば整理されて工場事業場を離れ又都市をも離れた後において従来と同一の収入を保証されるがら通住の地を求めて氣樂に生活することができるのである。

14

未定稿

企業整備に関する試案

永野重雄

目 次

- 一 今日に於ける企業整備の特殊性
- 二 過剰人員整理の急務
- 三 試案の骨子とその考え方
- 四 人員整理の方法と整理後の措置
- 五 試案の効果

一 今日に於ける企業整備の特殊性

日本経済の再建復興は近い将来に於ける国際市場復帰を考慮に入れて行われねばならぬ。戦時中の増産は工業の生産性や国際技術水準を無視して強行せられた。而も戦後に於ては軍需補償打切によつて経理面から資本の

10-5

59

膨脹は相当地に清算せられたが、生産技術や経営技術の改善は殆ど行われず、復興による人員増加と敗戦後の一種の人心虚脱状態よりする生産意欲低下によつて生産性はむしろ甚しく低下した。その高価な生産原価は到底今後の国際競争に耐えうるところではない。のみならず高原価は高物価となり即ちそれはインフレへの一里塚となる。従つて良民各種機構の最高能率發揮を目標として一切の組織、技術並びに消費の合理化を図ることは今日の急務であるといわねばならない。此の場合行政整理は民間の企業整備に對して卒先重範すべきものとして今日その意義は特に重大であるが、たとえそれが成功裡に行われた場合でも民間の企業の整備それ自体の問題は特殊の内容と困難とを包蔵してゐるのであつて、それは決して簡単に自然に進行すべき性質のものではない、同時にそれは政府が之を強制的に推進しうる状態にもないのである。

第一に今日における企業整備は、それが国際市場の問題を基調とする限りにおいて昭和初頭における産業合理化に共通するところのものを含むが

而も尚一方には独占禁止、過度集中排除の要請もあつて集中生産で企業聯合には一定の制約があり、寧ろその制約の中で戦時中の過度集中を修正しつゝ、新たな国際環境に対応する適正規模を見出してゆかねばならぬ特殊の使命を持つてゐる。

第二に今日における企業整備は戦時中の「戦力増強企業整備」と異り、政府が一定の目的を指導要領を以て強制的に遂行すべき協会のものではなく、それだけに整備の促進には幾多の困難が伴わざるを要しない。そこで今日考案せらるべき企業整備政策の特殊性は、自然放任と強権発動との中間の道とらわねばならぬという點にある。私の試案は先づこのことを前提としてゐる。

## 二 過剰人員整理の急務

およそ企業整備に共通の問題としては、産業組織乃至業種間の整備、企業系列の整備、企業内部の科学的経営、設備の改善、機械利用の拡大、生産技術の向上、その支店指導、材料節約、燃料及動力管理の改善等の内



容を含み、昭和初頭においても、又戦時中においても決して十分には解決せられなかつた之等の問題は、いま国際市場への復帰を前にして我々にとって依然として重要且つ緊急の課題であると云える。併しながら我々に与えられるべき国際市場の見通しもまた十分明かではなく、国内的には原料資材が極度の逼迫を告げている今日において、これ等の課題を一つ一つ具体的に解決してゆくことは蓋し容易なことではない。或る部面の問題はむしろこれに触れることを以て時期尚早としなければならぬ。併し乍ら茲に唯一つ、与えられた環境と条件の如何に拘らず最善の工夫を以て至急に解決を要する課題がある、それは科学的経営の最重要部をなす過剰人員の整理である。

ところで我々は茲に整理の対象となる所謂過剰人員なるものを二つの段階に分けて考えてみたい。その第一は一定作業について最高能率を挙げうる人員を越えて人員が配置せられた場合である。その場合でも一定の限界までは生産の総量は増加しうるのであるが、一人当りの生産量は必

然に低下するから、生産原価はそれだけ割高となりざるをえない。近い将来に国際市場への参加が許された際に断様な割当原価は国際競争の敗因となることを憂慮せしめる。第二は右の一定限界の絶対値以上に更に人員が増加せしめられた場合である。これを説明する通例として我々は索引表板の場合をあげることに出来る。即ち一定の長さの綱に対してはそこに配置せらるべき人員について最大の力を発揮しうる一定限界の絶対値がある。この絶対値以上の人員が配属せられた場合には各人の腰が下り下身体はぶつかりあうというようになわけて力の総和は却つて減退をまぬかれぬ。各種の企業経営においてもこの種の過剰人員は勤労意欲の低下、労働不安等の社会現象を随伴しつゝ、著しく生産活動を阻害し、更に生産能率を低下せしめるのみならず生産の絶対量をも減退せしめる原因となるのである。我々が企業整備のために人員の整理を行うに当つては所謂過剰人員をこの二つの段階に至つて整理することを主眼としなければならぬ。而も第一義の問題として急速に整理しなければならぬのは

第二の場合、即ち生産総量の減退を結果せしめつゝある過剰人員であるのは勿論であらう。併し問題は何れにしてもかゝる人員整理の具体的方法如何にある。

従来、観念では整理は即ち無収入の失職乃至失業を意味した。併し一旦失業しても直ちに若しくは遠からず就職の機会に恵まれ得る情勢に在るならば、人員整理は比較的容易である。政府としては職業紹介所等の就職斡旋機関を整備すれば足りる。経済界が一般に不況に陥つてゐる現在ではかようなことは到底望むべくもないのである。而も同じ不況でも例えは昭和五、六年頃の我國のようにそれが過剰生産に原因した不況であるならば、資材はあり剩つてゐるわけであるから、政府はそれによつて築港、道路工事等の各種の公共事業を起し失業者をそこへ吸収することが出来る。併し生産力が極度に減退してゐる今日のわが国では資材は各方面に不足を告げてゐるのであつて、政府がこの種失業救済のための公共事業を起しうる限度は極めて限られてゐる。世間には勞務再配置によ

つて人員整理後の社会問題を処理し得るとなす意見もあるが、わが国経済の現状では再配置は極く狭い限度内で可能であるといふにすぎない。而も現実の企業内部の勞資の力関係から云つても一挙に多数の失業者を出すようなことは到底企業経営者の既し遂げうるところではない。私の試案はこれらの事情を考慮しつゝ、前述(二)の自然放任と強権発動との中間の道をこの人員整理の問題に適用してみようとするのである。

### 三、試案の骨子と之の考へ方

試案の骨子は次の通りである。

- (1) 企業は過剰人員の整理を断行する。
- (2) 企業は整理の対象となつた従業員に対して従来支拂つてゐた給与と同じ金額を國家に上納する。
- (3) 國家はそれを財源としてその人々に対して従来と同額の給与を支給する。

即ち整理せられる人々はその日から失業者とはなるが、これらの失業者

には従来、収入が絶たれるわけではなく、それと同額を国家によつて保証せられることになるのである。かくしてその人々の生活を保証することによつて人員整理による社会問題を回避せんとするところに本案の狙いがある。又かくの如くして社会問題を回避するならば、それは今日直ちに人員整理を断行しうる所以ともなるのである。

ところで、企業が右の金額を国家に上納するといふ考え方について一応の説明を加えておかねばならぬ。それは現在の物価体系が昨年七月一日の生産効率を前提としたものであるといふ事實に基づいている。換言すれば各企業における昨年七月一日現在の過剰人員はそのまゝ、これを包容しうる建前の下に現在の物価体系が出来上つてゐるのである。若しも企業がこれらの過剰人員を整理してその人件費を節約するものとすれば、生産原価はそれだけ低下するわけであるから当然それだけの部分は製品価格を引下げてよいこととなる。試案はこの価格を引下げる代りに右の人件費をその総額に上納せしめるといふ考え方をとるのである。

尤も、ニ、に才案として右の上納を行わす価格引下げを断行して国民  
全体の負担において整理された人々の給与を賄うという考え方も成立つ  
蓋し物価水準の引下げとなつた部分だけは国民の税負担が増加しても生  
計費には変化を来さないからである。併しながら現在の徴税機構や徴税  
技術を以てしては徴税力は一応限度に達していると考えられるから、こ  
の才案は結局採用の余地がない。かくして失張り才案による他はな  
いのである。



#### 四 人員整理の方法と整理後の措置

人員整理の方法としては第一にその人数の決定を如何にすべきか、第二にその個人指名をいかに行うかが問題になる。第一の点については企業内の経営協議会等が労資双方が合議決定する方法が考えられる。第二の点については企業責任者に於て当該作業に対する各人の適格性を考慮して決定する等適宜實際的に処理せらるべきであろう。

更に問題は人員整理後の措置をどうするかにある。第一案の方法によれば人員整理による失業者は働かずして従来と同額の収入を國家によって保証されている。併しこれは第一段階であつて、いつまでもその子を継続せしめる必要があるとすれば考えにくい。この政策は次のような段階をふんで次第に發展し且つ収束してゆくものと私は期待しているのである。

の 人員整理の直後においては各人は従来の給与をその子に引きつがれているのであるが、各企業の給与水準がまちまちであつた關係上、そ

の四四と不均衡はその予当分の間各人の國家からの所得に反映して  
いる。これが第一段階である。

(2) 半年でも一年でも適當な時期まで右の状態を継続せしめる他はない  
のであるが、併し時の経過とともに各人が元の企業に属してゐたとい  
う個別的意識が薄らぎ國家に扶養される同種の失業者としての一般的  
意識が普及するにつれて、右の不均衡がその人々の間にも又社会一般  
の間にも次第に認識されてくるようになる。

かかる人心の歸趨を見極めた上でここに第二段の措置がとられねば  
ならぬ。それは國家に上納された前の給与の総額をプールとしてその  
人々の年令、家族、生活環境等に依じて各々均一の金額を支拂うこと  
とするのである。これによつて従前の不均衡が修正されるのであるが、  
支拂総額はこの段階ではまだ従前と異なるところがない。

(3) この措置を續けてゆくうちに今度は、働らく者と働らかずに生活  
を保證されてゐる人々との間の不均衡が次第に問題となるにちがひな  
い。

## 五 試案の効果

い。その時期が熟するのをみて働らく者と働らかざるものとの間に格差  
を設ける考案の下に給与金額を従来の一割乃至二割に切下げ、職場  
を離れた人々には物資消費度の減少、交際費節約等により家計費引下  
げの余地を生ずるから此の給与切下げの理由は十分成立つてゐる。  
而も、この給与も経済の安定が實現するにつれて次第に給与の性格を  
离开して理想的な失業保険金の性格と限度に近づけてゆくことが出来る  
筈である。その上で我々は経済の契機によつて漸次これらの失業者を  
正常の雇傭にまで動員してゆくような時期の来ることを期待したい。

試案の効果

試案の第一段階においては企業は従来と同額の給与総額を國家に上納す  
るのであるからこの人員整理は企業に取つて何等の結果がないように思  
ひわれるかも知れない。併し乍ら私は以下に述べるように試案は当該企業  
の経営者に取つて直ちに有りな効果を招来するばかりでなく、その従業  
員にも、又國家社会にも、更には整理の対象とつた労働者に対して

勤から利益を興えることを確信し、その故にこそ試案を敢えて企業整備の第一着手として提唱するのである。

(1) 試案が経営者に興える効果

(1) 過剰人員整理によつて企業は作業に対する適正配置を実現することが出来る。そのことによる作業能率の發揮、生産原価の低下は我國の企業を始め健全な経営の基礎に置き、やがて國際市場への参加を準備せしめる所以となる。

(2) 企業がその過剰人員に対して負担している経費は單に俸給、賃金、手当等の給与に止まるものでなく、厚生施設、厚生事業、旅費、收容場所、作業用品、事務用備品、消耗品、其の他事務費等に要する経費は莫大のものであり、顯著な事例で付支拂給与の倍額にも上るのである。(一近來現物給与の問題もある。) 人員整理は之等関連経費の大部分を節約せしめ、経理面の向上を実現せしめることとなる。

(3) 従業員が生産に対する熱意と作業に対する果敢は能率増進の爲め

の不可欠の要因であるが、過剰人員の存在は、これらの熱意乃至果敢を弛緩せしめ往々にして仕事の責任と義務を忘れて生活欲の主張のみを盛行せしめる傾向を生むのである。人員整理は従つて残留従業員の責任感の向上と職場規律の回復のために至大の効果を期待せしめるものがある。

(2) 試案が企業内に残留する従業員に対して興える効果

(1) 人員整理の結果作業に対する適正配置が実現すればその配置される人々は整頓し秩序立つた環境の下に愉快に自己の能力を發揮することが出来る。

(2) 整理せられた人々の特定業務に対して従来配給していた加配金は当然停止することが出来る。蓋し加配金はその特定業務の労働量に応じて配給せられていたものであるからその作業から離れた人々に最早配給する必要のないことは当然社会の容認するところとなるであらう。さうしてこの配給停止分から企業内に残留する従業員への



増配の余地を生ずるのである。同様の理由で米以外の作業用品乃至生活必需物資で従来各企業の特許業務に対して配給されていたものも、人員整理後は残留した人々に増配することが出来る。

又人員整理によって生ずる社会その他福利厚生施設の余裕は残留する人々に対しては均等に与る機会をより多く與えるであろうことも亦疑ないところである。

(3) 試案が國家社会に与える効果

(1) 整理された人々はやがて生活の便宜を求めて都市から地方を転出する傾向をもつであろう。それは都市の交通難を緩和するばかりでなく、転出した人々の消費が生産地で行われる関係上それだけ企業内に残留する従業員への生活物資増産の余地を生ずる。

(2) 昔、三宮尊徳翁は飢饉の年には寝て居るようになつた。試案はこの國家社会として實現せんとするものであつて、之により企業と社会全般の負担を軽減して企業並びに國家経済を健全なる経営の常

道に復帰せしめんとするものに他ならない。

(3) 地方を分散した人々が直ちに農業生産に参加することは今日の農村の実情では困より期待することが出来ない。併しその人々が仮に各一尾の魚を釣り一畝の菜を採つてもそれだけ十國畜の総価値は増加する。

(4) 試案が整理の対象となつた人々に與える効果。その人々は従来食糧の不足し又住居の不足する都市等に於て困難な生活を続け又生産の現場では十分の仕事量を與えられず不満足な毎日を送つて来たのであるが、試案によれば整理されて工場事業場を離れ又都市をも離れ、後において従来と同一の収入を保証されるがら適任の地を求めて泉樂に生活することが出来るのである。





私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律案

## 第一章 総則

第一條 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販賣、價格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び國民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的で健全な發達を促進することを目的とする。

第二條 この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

この法律において競争又は競争者とは、潜在的な競争又は競争者を含むものとする。

この法律において私的独占とは、事業者が、單獨に、又は他の事業者と結合し、若しくは

二  
通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は、支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において不当な事業能力の較差とは、事業者と競争者の事業能力の間に、著しい較差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正当とされるものでなく、且つ、その較差が私的独占を行うことができる程度であるものをいう。

この法律において不公正な競争方法とは、事業者が、不当に自己の事業能力を拡張し、又は競争者の事業活動を排除し、若しくは支配する目的を以て行う左の各号の一に該当する

競争手段をいう。

一 他の事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給しないこと

二 不当な差別対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

三 不当に低い対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること

四 不当に、利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取引するように勧誘し、又は強制すること

五 相手方が自己の競争者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けないことを条件として、当該相手方と取引すること

六 相手方と競争者、供給者若しくは顧客との取引を不当に拘束する条件又は相手方である会社の役員の選任について予め自己の承認を受けるべき旨の条件を附けて、これに資



金を供給すること

四

七 前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一條及び第七十二條に規定する手續に従い公正取引委員會の指定するもの

## 第二章 私的独占及び不当な取引制限

第三條 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第四條 事業者は、一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより、公共の利益に反することとなる場合においては、共同して左の各号の一に該当する行爲をしてはならない。

- 一 対價を決定し、維持し、又は引き上げること
- 二 生産数量又は販賣數量を制限すること
- 三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

五 一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の配給の統制又は資材若しくは

製品の割当を行う法人その他の団体の構成員となること

第五條 事業者は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争を實質的に制限することにより、公共の利益に反することとなる場合においては、外國の事業者が参加してゐる國際的協定であつて左の各号の一に該当するもの加入し、又は外國の事業者と左の各号の一に該当する國際的契約をしてはならない。

- 一 生産數量、生産分野その他生産に関する事項の制限に関する協定又は契約
- 二 販賣價格、販賣數量、販路その他販賣に関する事項の制限に関する協定又は契約
- 三 取引先その他商取引に関する事項の制限に関する協定又は契約
- 四 事業活動に必要な科学又は技術に関する知識又は情報の交換の制限に関する協定又は

五

## 契約

六

前項の規定は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争を実質的に制限することのない通常の代理店との間の賣買を内容とする契約には、これを適用しない。

事業者は、第一項各号の一に該当する協定に加入し、又は契約をしようとする場合には、公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならない。

公正取引委員会は、前項の認可の申請があつた場合において、当該協定に加入し、又は当該契約をすることが、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争を実質的に制限することにより、公共の利益に反することとなると認めるときは、これを認可してはならない。

第六條 第三條、第四條又は第五條第二項若しくは第三項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差

止、營業の一部の譲渡又は業務の執行若しくは財産の処分に関し公正取引委員会の監督を受けることその他私的独占又は不当な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

## 第三章 不当な事業能力の較差

第七條 不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、營業施設の譲渡又は業務の執行若しくは財産の処分に関し公正取引委員会の監督を受けることその他その較差を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会が前項の措置を命ずるに当つては、当該事業者につき、左に掲げる事項を考慮しなければならない。

一 資本金、積立金その他資産の状況

- 二 收支その他経営の状況
- 三 役員の構成
- 四 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
- 五 事業設備の状況
- 六 特許権の有無及び内容その他技術上の特質
- 七 生産、販賣等の能力及び状況
- 八 資金、原材料等の取得の能力及び状況
- 九 投資その他の方法による他の事業者との関係
- 十 前各号に掲げる事項に関する競争者との比較

#### 第四章 株式の保有、役員の兼任、合併及び営業の譲受

第八條 持株会社は、これを設立してはならない。

前項において持株会社とは、株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより、他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

第九條 金融業(銀行業、信託業、保険業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。)以外の事業を営む会社は、他の会社の株式(議決権のない株式を除く。以下同じ。)を所有してはならない。

前項の規定は、公正取引委員会において、会社(商品の賣買を主たる事業とするものを除く。)の申請に係る株式の所有が、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなることと認めないことを認め、認可した場合は、これを適用しない。

一 原材料、半製品、部分品、副産物、廃物若しくは事業活動に必要な物資若しくは経済上の利益の供給関係又は特許発明若しくは実用新案の利用関係にある会社の株式を所有する場合

一〇  
二 他の会社の株式を所有していない会社の株式を所有する場合

三 自己と競争関係にある会社が株式を所有していない会社の株式を所有する場合

第十條 金融業を営む会社は、自己と競争関係にある同種の金融業を営む会社の株式を所有してはならない。

金融業を営む会社であつてその総資産(未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除く。)が五百万円を超えるものは、他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有してはならない。

前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合には、これを適用しない。但し、第一号又は第二号の場合において、所有する株式が、その取得の日から一年を超えるものについては、その期間を超えて所有することについて予め公正取引委員会の認可を受けた場合に限る。

一 証券業を営む会社が業務として株式を所有する場合

二 証券業以外の金融業を営む会社が賣出のための引受によつて株式を所有する場合

三 特定金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託又は有價証券信託の引受によつて株式を所有する場合

第十一條 会社は、他の会社の資本金額(株金総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額)の百分の二十五に相当する金額を超えて、その会社の社債(銀行業を営む会社の社債を除く。以下同じ。)を所有してはならない。

前條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において株式とあるのは、社債と読み替えるものとする。

第十二條 会社の役員(取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の營業の主任者をいう。以下同じ。)又は從業



員(役員を除く外、繼續して会社の業務に従事する者をいう)は、左の各号の一に該当する場合には、他の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

一 両会社が競争関係にある場合

二 両会社の何れか一方の役員の四分の一以上が両会社以外の会社の役員の地位を占めてゐる場合

会社の役員は、如何なる場合においても四以上の会社の役員の地位を兼ねてはならない。

第十三條 何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を各会社の株式総数の百分の十を超えて所有しようとする場合には、公正取引委員会の認可を受けなければならない。

何人も、前項に規定する場合以外の場合においても、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより、公共の利益に反することとなる場合には、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を所有してはならない。

会社の役員は、前二項の規定の適用を受ける外、その会社と競争関係にある他の会社の株式を所有してはならない。

第十四條 会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、合併をしてはならない。

公正取引委員会は、前項の認可の申請があつた場合において、当該合併が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 当該合併が生産、販賣又は経営の合理化に役立たない場合

二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる處がある場合

三 当該合併によつて不当な事業能力の較差が生ずることとなる場合

四 当該合併が不公正な競争方法によつて強制されたものである場合

第十五條 会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、他の会社の營業の全部若しくは一

部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。

前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。この場合において当該合併とあるのは、当該行爲と読み替えるものとする。

第十六條 何らの名義を以てするを問わず、第八條から前條までの規定による禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

第十七條 公正取引委員会は、第八條第一項の規定に違反して会社が設立された場合又は第十四條第一項の規定に違反して会社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することができる。

#### 第五章 不公正な競争方法

第十八條 事業者は、不公正な競争方法を用いてはならない。

第十九條 前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該行爲の差止を命ずることができる。

#### 第六章 適用除外

第二十條 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者のその事業固有の活動であつて、生産、販賣又は供給に関するものには、これを適用しない。

第二十一條 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基づく命令によつて行ふ正当な行爲には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第二十二條 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行爲には、これを適用しない。

第二十三條 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に對價を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- 二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること
- 四 組合員に対しては損益分配を行う場合には、その割合が、組合員の出資の價額又は組合との取引の分量に應じて定められること

## 第七章 損害賠償

第二十四條 第三條、第四條又は第十八條の規定に違反する行爲をした事業者は、これに因つ

て生じた損害を賠償する責に任ずる。

第二十五條 前條の規定による損害賠償の請求権であつて第五十二條の規定による裁定が確定した事件に係るものは、当該裁定が確定した日から三年を経過したときは、時効により消滅する。違反行爲の時から二十年を経過したときも、同様とする。

## 第八章 公正取引委員会

### 第一節 組織及び権限

第二十六條 この法律の目的を達成するため、公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の管理に属する。

第二十七條 公正取引委員会の委員は、独立してその職権を行う。

第二十八條 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内

閣総理大臣が、國會の同意を得て、これを任命する。

委員のうち、同一政党に所属する者は、三人を超えてはならない。

委員は、これを官吏とする。

一八

第二十九條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は再任されることができる。

委員は年齢が六十五年に達したときには、その地位を退く。

國會閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたとき  
の措置については、命令を以てこれを定める。

第三十條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産又は準禁治産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 禁錮以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合  
合

第三十一條 前條第一号又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十二條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、予め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。

一九



公正取引委員会の委員長及び委員は、持株会社整理委員会又は有價証券処理調整協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

第三十三條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかゝらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十四條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、檢察官任命の際弁護士たる者又は弁護士資格を有する者を加えなければならない。

前項の檢察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十五條 委員長、委員及び職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十六條 委員長、委員その他命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行爲をすることができない。

一 國會又は地方公共團體の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をする事

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

第三十七條 前條に掲げる者は、事件に関する事実の有無又は法律の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十八條 公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に關して知得した事業者の祕密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第三十九條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はそれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を

囑託することができる。

第四十一條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十二條 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の祕密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十三條 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、國會に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、國會に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

## 第二節 手續

第四十四條 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員

会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしななければならない。

第四十五條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その

他の物件を検査すること

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。

第四十六條 公正取引委員会は、事実の調査をしたときはその要旨を調書に記載し、特に前條に規定する処分をしたときは、その結果を明かにしなければならない。

第四十七條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、若しくは不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の場合において、事件を審問手続に附することが公共の利益に適合すると認めると



きは、公正取引委員会は、当該事件について審問手続を開始することができる。

第四十八條 審問手続は、事業者に審問開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第四十九條 審問開始決定書には、事件の要旨並びに審問の期日及び場所を記載し、事業者は事件関係人として出頭するべき旨を附記しなければならない。

審問の期日は、審問開始決定書を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

第五十條 事件関係人又はその代理人は、審問に應じて公正取引委員会が当該事件について

第六條、第七條第一項又は第十九條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、又は必要な調査を求めることができる。

第五十一條 審問は、これを公開しなければならない。但し事業者の事業上の秘密を保ち、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

第五十二條 公正取引委員会は、審問をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、裁定を以て、事件関係人に対し第六條、第七條第一項又は第十九條に規定する措置を命じなければならない。

第五十三條 公正取引委員会は、第六條又は第七條第一項の規定により、事件関係人に対し業務の執行又は財産の処分に関して公正取引委員会の監督を受けることを命じたときは、命令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第五十四條 前條の監督は、公正取引委員会の選任した監督員をして、これを行わせることができる。

監督員は、取締役、監査役及び支配人その他の使用人に対し、事業者の業務及び財産の状況について報告を求め且つ事業者の帳簿書類、金銭その他の物件を検査することができる。



第五十五條 裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十三條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 裁定は、文書によつてこれを行い、裁定書には公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

裁定書には、少数意見を附記することができる。

第五十八條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達した時に、その効力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権を以て、裁定の結果について関係のある第三者を事件関係人として、裁定手続に参加させることができる。

但し、予め事件関係人及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、事件関係人として裁定手続に参加することができる。

第六十一條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十二條 公正取引委員会が、第五十二條の規定により違反行為の差止、その他の処分を命じた場合においては、事件関係人は、公正取引委員会の定める保証金又は有價証券を供託して、当該裁定が確定するまでその執行を免れることができる。

第五十二條の規定による裁定書には、事件関係人は保証金又は有價証券を供託して裁定の執行を免れることができる旨、保証金の額、有價証券の種類及び数量並びに供託期間を示さなければならない。

第六十三條 事件関係人が、前條第一項の規定により供託をした場合において、当該裁定が確

定したときは裁判所は、公正取引委員会の申立により、供託に係る保証金又は有價証券の全部若しくは一部を没取することができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第六十四條 公正取引委員会は、第五十二條の裁定をした後においても、特に必要があるときは、第四十五條の規定により処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

第六十五條 公正取引委員会は、第五條第三項、第九條第二項、第十條第三項、但書、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、裁定を以てこれを却下しなければならない。

第四十四條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第六十六條 公正取引委員会は、前條第一項に掲げる認可について、その認可の要件である事実が消滅したと認めるときは、裁定を以てこれを取り消すことができる。

公正取引委員会は、経済事情の変化その他の理由により、裁定の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、当該裁定を維持することが不当であつて、公共の利益に反すると認めるときは、裁定を以てこれを取り消し、又は変更することができる。

前二項の規定は、確定判決を経た裁定については、これを適用しない。

第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会又は利害関係人の申立により、事業者に対し、第三條及び第四條の規定又は第十八條の規定に違反する疑のある行為を一時停止するべきことを命じ、又はその命令を取り消し若しくは変更することができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第六十八條 事業者は、裁判所の定める金銭又は有價証券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第六十二條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第六十三條の規定は、第一項の規定による供託物の没取にこれを準用する。

第六十九條 利害関係人は、第六十七條第一項の申立をした場合において、事業者の請求があるときは、裁判所の定める金銭又は有價証券を裁判所の定める期間内に供託しなければならない。

利害関係人が前項の規定による供託をしないときは、裁判所は、申立を却下することができ、

事業者は、第一項の利害関係人に対する損害賠償の請求権について、同項の規定により供託した金銭又は有價証券の上に、質権者と同一の権利を有する。

第七十條 この法律に定めるものを除く外、公正取引委員会の手続並びに第六十二條第一項、

第六十八條第一項及び前條第一項の供託に関し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

### 第三節 雜則

第七十一條 公正取引委員会が第二條第六項第七号の規定により、不公正な競争方法を指定するには、指定しようとする競争方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を考慮して、指定仮案を作成し、公聴会を開いてこれに関する一般の意見を聴かなければならない。

第七十二條 第二條第六項第七号の規定による不公正な競争方法の指定は、告示によつてこれをを行う。

前項の指定は、告示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

第七十三條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく司法大臣を経由して、その旨及びその理由を文書を以て内閣総理大臣に報告



をしなければならない。

三四

第七十四條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第七十五條 第四十五條の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定める所により、旅費及び手当を請求することができる。

第七十六條 公正取引委員会は、その内部規律及び事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。

#### 第九章 訴訟

第七十七條 公正取引委員会の裁定に不服のある事件関係人は、裁判所に訴を提起することができる。但し、裁定書の謄本が到達した日から三十日を経過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十八條 訴の提起があつたときは、裁判所は遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第七十九條 裁判所は、適当と認めるときは、事件を公正取引委員会に送付することができる。

公正取引委員会は、前項の規定により事件の送付を受けた場合において、訴を理由があると認めるときは、その裁定を更正し、訴が理由がないと認めるときは、意見を附けて事件を裁判所に送付しなければならない。

第八十條 第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員会の裁定の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により、又は職権を以て、決定を以て公正取引委員会の裁定の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその処分を

三五



取り消し若しくは変更することができる。

第八十一條 公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を羈束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が、これを判断するものとする。

原告は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、新しい証拠の申出をすることができ。

一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を取り調べなかつた場合

二 公正取引委員会の審問に際して、重大なる過失がなくて、当該証拠を提出することができなかつた場合

前項各号に掲げる場合については、原告がこれを説明しなければならない。

裁判所は、第三項の規定による証拠を取り調べる必要を認めるときは、公正取引委員会に

対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命じなければならない。

第八十二條 裁判所は、公正取引委員会の裁定が、左の各号の一に該当する場合には、これを

取り消し、又は変更することができる。

一 裁定の基礎となつた事実を立証するべき実質的な証拠がない場合

二 裁定が法令に違反する場合

三 裁定の内容が不当である場合

第八十三條 裁判所は、公正取引委員会の裁定を取り消し、又は変更することを相当と認めるときは、事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

第八十四條 第二十四條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、訴狀を添附してその旨を通知し、同條に規定する違反行爲

の有無並びにそれに因つて生じた損害の有無及び額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十四條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十五條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の裁定に係る訴訟

二 第二十四條の規定による損害賠償に係る訴訟

三 第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十六條 第六十三條第一項(第六十八條第三項で準用する場合を含む。)、第六十七條第一項、第八十九條及び第九十條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七條 東京高等裁判所に第八十五條の訴訟事件及び前條に規定する事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十八條 第八十六條に規定する事件に関する裁判に対しては、その場合において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした裁判の不当であることを理由とする場合に限り、上告をすることができ。

## 第十章 罰則

第八十九條 第三條又は第四條の規定に違反して、私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第九十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処

する。

四〇

一 第十八條の規定に違反して不公正な競争方法を用いた者  
二 第五十二條の裁定が確定した後においてこれに従はない者  
第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第五條第三項の規定に違反して國際的協定に加入し又は國際的契約をした者

二 第八條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者

三 第九條第一項、第十條第一項若しくは第二項又は第十三條第一項若しくは第二項の規定に違反して株式を所有する者

四 第十一條第一項の規定に違反して社債を所有する者

五 第十二條の規定に違反して役員に就いた者

89

六 第十三條第三項の規定に違反して株式を所有する者

七 第十五條の規定に違反して他の会社の營業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の營業全部の賃貸、他の会社の經營の受任又は他の会社と營業上の損益全部を共通にする契約をした者

八 第十六條の規定に違反した者

第九十二條 前三條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができ  
る。

第九十三條 第三十八條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第九十四條 第四十五條第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

四一

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号から第四号まで、第七号若しくは第八号又は第九十四條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を俟つて、これを論ずる。

前項の告発は、文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第一百一條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができ。

第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

第九十七條 第五十二條の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行爲につき刑を科すべきときはこの限りでない。

第九十八條 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十九條 第五十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五千円以下の過料に処する。

第百條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第三十九條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第四十五條第一項第一号の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者



三 第四十五條第一項第二号の規定による公正取引委員会の処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第四十五條第一項第三号の規定による公正取引委員会の処分違反して物件を提出しない者

第一百一條 第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は、情狀により、刑の言渡と同時に、左に掲げる宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の実施権が、犯人に属してゐる場合に限る。

一 違反行爲に供せられた特許権の特許又は特許発明の実施権を取り消さなければならない旨

二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との間に契約をすることができない旨

第一項第二号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許標準局長

官に送付しなければならない。

前項の規定による送付があつたときは、特許標準局長官は、その特許権の特許又は特許発明の実施権を取り消さなければならない。

# 附 則

第一百二條 この法律の施行の期日は、各本條について命令を以てこれを定める。

第一百三條 各本條の規定施行の際現に存する契約で、当該規定に違反するものは、当該規定の施行の日からその効力を失ふ。

第一百四條 この法律の規定は、企業再建整備法の規定による決定整備計画又は金融機関再建整備法の規定による整備計画に基いて行う事業者の行爲には、これを適用しない。

第一百五條 第四條の規定施行の際現に存する法人その他の団体で、一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の配給の統制又は資材若しくは製品の割当を行うものは、同

條施行の日から九十日以内に、当該統制又は割当を行うことを廃止しなければならない。

第百六條 第八條の規定施行の際現に存する持株会社の処置については、命令を以てこれを定める。

第百七條 第八條、第九條、前條及び第百八條（第九條の規定に関する部分に限る。）の規定は、東北興業株式会社には、これを適用しない。

第百八條 金融業以外の事業を営む会社が、第九條又は第十一條の規定施行の際現に所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第百九條 金融業を営む会社が、第十條又は第十一條の規定施行の際現に各本條の規定に違反して所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第百十條 第十二條の規定施行の際現に同條第一項の規定に違反して役員地位を兼ねている者は、同條の規定施行の日から九十日以内に、何れか一の地位を除いて他の地位を辞さな

ければならない。

第十二條の規定施行の際現に四以上の会社の役員地位を占めている者は、同條の規定施行の日から九十日以内に、何れか四の地位を除いて他の地位を辞さなければならない。

第百十一條 第十三條の規定施行の際現に同條の規定に違反して所有されている株式の処置については、命令をもつてこれを定める。

第百十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第百五條の規定に違反した者

二 第百十條の規定に違反した者

三 第百六條、第百八條、第百九條又は前條の規定に基く命令に違反した者

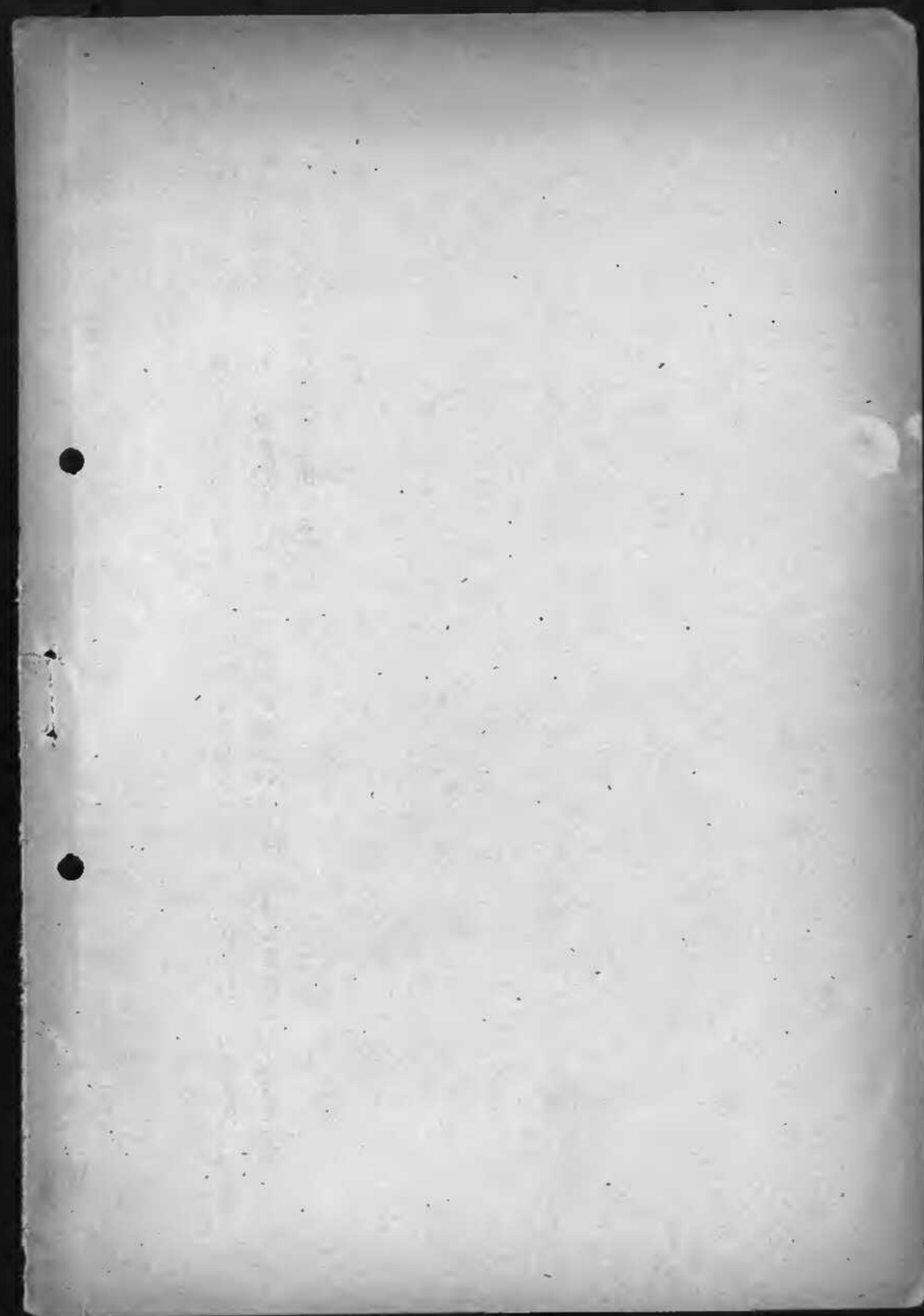
第百十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人

又は人の業務又は財産に関して、前條第一号又は第三号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、前條の罰金刑を科する。

第百十四條 公正取引委員会の第一期の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、そのうちの一人については一年、二人については二年、一人については三年、二人については四年、一人については五年とする。

#### 理由

公正且つ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的で健全な発達を促進するために、私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





私的独占の禁止及び公正取引の確保に  
関する法律の一部を改正する法律案

(現行法対照)

23  
415  
1023

現行法

一、昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）昭和二十二年四月十二日公布

第二十七條乃至第四十四條、第百十三條及び第百十四條の規定は昭和二十二年政令第百十四号により同年七月一日から施行、その他の規定は昭和二十二年政令第百四十二号により同年七月二十日から施行

二、改正 昭和二十二年法律第九十一号

昭和二十二年法律第九十五号（法務府設置に伴う法令の整理に関する法律第十三條）

昭和二十三年法律第二百七号（工業技術庁設置法第十四條）

昭和二十三年法律第二百六十八号（特別職の職員に俸給等に関する法律第十條）

註 各本條の事項見出しは現行法については有斐閣版六法全書と参照し、改正案については現行法と異なる規定にのみ当委員会事務局がこれを附した。

現行法

第一章 総則

第一條（目的）

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び國民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保することにも、國民経済の民主的で健全な発達を促進することとを目的とする。

第二條（定義）

① この法律において事業者とは、商業

改正案

第一章 総則

第一條 同上

第二條（定義）

① 同上

工業、金融業その他の事業を営むものといふ。

② この法律において競争又は競争者とは、潜在的な競争又は競争者を含むものとする。

③ この法律において私的独占とは、事業者が、單独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法

法を以てするかを問はず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を實質的に制限することという。

④ この法律において不当な事業能力の差とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問はず、他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を實質的に制限することという。

⑤ この法律において不当な事業能力の差とは、事業者と競争者の事業能力の間に、著しい差がある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正当とされるものでなく、且つ、その差が左の各号の一に掲げる

② この法律において競争とは、二以上の事業者が、その國內における通常の事業活動の範囲内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。但し、第四号における競争には、第二号に規定する行為をし、又はすることができる状態は、含まれないものとする。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること  
二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

③ 同上

④ 同上

⑤ 同上

事由により私的独占と行うことが出来る  
程度であるものという。

一 他の事業者があらたに事業を起すこ  
とを著しく困難にする程度に、事業者が  
当該事業分野に属する事業又はこれに供  
用する原材料を支配していること

二 事業者が、一定の事業分野において、  
他の事業者が現実に競争すること著し  
く困難にする程度に生産を支配している  
こと

三 事業者が、私的独占を行うことがで  
きる程度に自由な競争を抑圧し、又は著  
しく制限していること

⑥ この法律において不正な競争方法  
とは、左の各号の一に該当する競争手段  
という。

一 他の事業者から不当に物資、資金そ  
の他の経済上の利益の供給を受ける、又

⑥ 同上

二 外

は他の事業者に対し不当に物資、資金そ  
の他の経済上の利益を供給しないこと

二 不当な差別対価を以て、物資、資金  
その他の経済上の利益を供給すること

三 不当に依い対価を以て、物資、資金  
その他の経済上の利益を供給すること

四 不当に、利益又は不利益を以て、競  
争者の顧客を自己と取り引きするように  
勧誘し、又は強制すること

五 相手方が自己の競争者から不当に物  
資、資金その他の経済上の利益の供給を  
受けないことを条件として、当該相手方  
と取り引きすること

六 相手方とこれに物資、資金その他の  
経済上の利益を供給する者若しくは顧客  
と取り引きし、又は相手方と競争者との  
関係に不当に拘束する条件を附け、又は  
は相手方である会社の役員（取締役、業



務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者といふ。以下同じ。）、の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の條件をつけて、当該相手方に物資、資金その他の経済上の利益を供給すること。

七 前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一條及び第七十二條に規定する手続に従い公正取引委員会の指定するもの。

#### 第二章 私的独占及び不当な取引制限

第三條（私的独占又は不当な取引制限の禁止）

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

#### 第四條（特定の共同行為の禁止）

① 事業者は、共同して左各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 対価を決定し、維持し、又は引き上げること

二 生産数量又は販売数量を制限すること

三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四 設備の新設若しくは拡張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

② 前項の規定は、一定の取引分野における競争に対する当該共同行為の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

#### 第五條（私的統制団体の禁止）

事業者は、一手買取及び一手販売の方法による買収若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は買収若しくは製品の全部若しくは一部の配給の制約を行

第二章 私的独占及び不当な取引制限  
第三條 同上

第四條 同上

第五條 同上

う法人その他の団体と設立し、若しくは組織し、又はこれらの団体に加入してはならない。

第六條（國際的協定又は貿易協定の禁止）

① 事業者は、外國の事業者と左の各号の一に該当する事項と内容とする國際的協定若しくは國際的契約とし、又は國內の事業者と貿易に關し左の各号の一に該当する事項と内容とする協定若しくは契約としてはならない。

一 第四條第一項各号の一に掲げる事項

二 事業活動に必要な科学又は技術に關する知識又は情報の交換を制限すること

② 前項の規定は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争に対する当該協定又は当該契約の影響が向題とする

する程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

③ 事業者は、外國の事業者との國際的協定若しくは國際的契約又は國內の事業者との貿易に關する協定若しくは契約であつて相当期間継続するもの（一の取引による目的物の授受のみが相当期間にわたるものと除く。）としようとする場合には、公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならぬ。

④ 前項の場合において、事業者は、届出の日から三十日を経過するまでは、当該協定又は当該契約としてはならない。

第六條（國際的協定又は貿易協定の禁止）  
① 事業者は、外國の事業者と第四條第一項の各号の一に掲げる事項と内容とする國際的協定若しくは國際的契約とし、又は國內の事業者と貿易について同條同項各号の一に掲げる事項と内容とする協定若しくは契約としてはならない。

② 前項の規定は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争に対する当該協定又は契約の影響が向題とする

程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

③ 事業者は、外國の事業者との國際的協定若しくは國際的契約（前項の規定に該当する協定若しくは契約を含む。）とし、又は國內の事業者と貿易についてこの協定若しくは契約（前項の規定に該当する協定若しくは契約を含む。）としたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の總（口頭）の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添附して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

④ 前項の規定は、一回限りの取引（目的物の授受の期間が一年を超えないもの）を除く。）に關する協定又は契約及び

い。

第七條（私的独占又は不当な取引制限に対する措置）

私的独占又は不当な取引制限に該当する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止、営業上の一部の譲渡その他私的独占又は不当な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第三章 不当な事業能力の較差

第八條（不当な事業能力の較差の排除）

① 不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、営業

取引上の代理権を與えることのみを内容とする協定又は契約（相手方の事業活動と拘束する條件を含むものを除く。）には、これを適用しない。

第七條（私的独占又は不当な取引制限等に対する措置）

第三條、第四條第一項、第五條又は第六條第一項若しくは第三項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、営業の一部の譲渡その他このらつ規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第三章 不当な事業能力の較差

第八條 同上

業施設の譲渡その他その較差を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 公正取引委員会が前項の措置を命ずるに当たっては、当該事業者につき、左

の各号に掲げる事項を考慮し、なければならぬ。

- 一 資本金、繰入金その他資産の状況
- 二 収支その他経営の状況
- 三 役員構成
- 四 工場、事業場及び事務所の位置その他立地条件
- 五 事業設備の状況
- 六 特許権の有無及び内容その他技術上の特長
- 七 生産、販売等の能力及び状況
- 八 資金、原材料等の取得の能力及び状況

九 投資その他方法による他の事業  
者との関係

十 前各号に掲げる事項に關する競争  
者との比較

第四章 株式の保有、役員兼任、  
合併及び營業の譲受

第九條（持株会社の禁止）

① 持株会社は、これを設立してはなら  
ない。

② 前項において持株会社とは、株式（  
社員持分を含む。以下同じ。）を所  
有することにより、他の会社の事業活  
動を支配することと主たる事業とする  
会社をいう。

第四章 株式の保有、役員兼任、  
合併及び營業の譲受

第九條（持株会社の禁止）

① 同上

② 会社（外國会社を含む。）は、國內  
において持株会社となつてはならない。  
③ 前二項において持株会社とは、國內  
の他の会社の株式（社員持分を含む。  
以下同じ。）を所有することにより、  
その会社の事業活動に支配することと  
目的として、株式を所有することと主  
たる事業とする会社をいう。

④ 前項の持株会社でない会社であつて、

第十條（事業会社の株式保有の制限）

國內の他の会社の株式を所有すること  
と主たる事業とするもの（外國会社と  
含む。）が、その会社の株式を所有す  
ることにより、その会社の事業活動に  
著しい影響を與えた場合においては、  
第二項の適用については、これを持株  
会社とみなす。

第十條（事業会社の株式保有の制限）

① 会社（外國会社を含む。）は、直接  
たると間接たるとを問わず、國內の一  
又は二以上の他の会社の株式又は社債  
を取得し、又は所有することにより、  
これらの会社間の競争を實質的に激化  
することとなる場合又は一定の取引分  
野における競争を實質的に制限すること  
となる場合には、当該株式又は社債を  
取得し、又は所有してはならず、また、  
不正な競争方法により、國內の他の



① 金融業（銀行業、信託業、保険業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社は、他の会社の株式（議決権のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

② 前項の規定は、会社（商法の売買を主たる事業とするものを除く。）が、左の各号に該当する他の会社の株式の全部を所有することとなる場合において、その会社の株式の取得について公正取引委員会の認可を申請し、公正取引委員会が、当該株式の所有が一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなることがないと認めて認可した

一四  
会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

② 金融業（銀行業、信託業、保険業、無盡業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む会社（外国会社を含む。）は、自己と國內において競争関係にある國內の他の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

③ 前項の規定の適用については、金融業以外の事業を営む会社（外国会社を含む。）と競争関係会社との間には競争関係がないものと解することと妨げない（第十三條及び第十四條第二項后しくは第三項の規定の適用についても同じ。）この場合において従属会社とは、その事業活動に必要な原材料、半製品、部分品、副産物、廃物等の物資その他の経済上の利益（資金を除く。）

ときには、これを適用しない。

一 原材料、半製品、部分品、副産物、廃物若しくは事業活動に必要な物資その他の経済上の利益（資金を除く。）の供給について継続的で緊密な関係にある会社又は特許発明若しくは実用新案の利用関係にある会社、

二 他の会社の株式を所有していない会社

③ 前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする会社（現に存する会社の株式を取得しようとする場合には、株式を取得しようとする会社及びその株式を発行する会社）が、その株式の取得が左の各号に掲げる要件を備えていることを明かにした場合に、その会社の株式の全部を所有することとならないときでも、同項に規定する他の

の供給を受け、又はその事業活動に必要な特許発明若しくは実用新案を利用することについて、金融業以外の事業を営む会社（外国会社を含む。）と当該事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係にあることにより当該会社に従属している國內の他の会社をいう。

要件を備えているときには、同項と同様とする。

一 必要資金と額連するものに発行される株式の取得であること。

二 申請会社において株式を引き受ける外、資本の取得が事実上困難である場合の株式の取得であること。

三 株式の取得が不正な競争方法に因るものでないこと。

四 取得しようとする会社と競争関係にある会社が株式を所有していない会社の株式の取得であること。但し、商品の売買を主たる事業とする会社の株式の取得については、取得しようとする会社以外の会社が株式を所有していない場合に限る。

④ 金融業以外の事業を営む国内の会社であつて、その総資産の最長の貸借対

第十一條（金融会社の株式保有の制限）

① 金融業を営む会社は、自己と競争関

照表により、且つ、未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除いたものとする。以下同じ。）が五百万円を超えるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、国内の他の会社の株式又は社債を所有する場合（株式又は社債の有価証券信託において、自己と受託者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、公正取引委員会規則の定めるところにより、毎年四月一日現在及び十月一日現在において、その所有し、又は信託をしてい

る株式又は社債に関する報告書とそれと

それ三十日以内に公正取引委員会に提出しな

第十一條（金融会社の株式保有の制限）

① 金融業を営む会社（外国会社を含む）

係にある同様の金融業を営む他の会社の株式を取得してはならない。

② 金融業を営む会社であつてその総資産へ未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に対する請求権を除く。一が五百万円を超えらるもの、他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

③ 前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合に於て、これを適用しない。  
一 証券業を営む会社が業務として株式を取得する場合  
二 証券業以外の金融業を営む会社が売出しのための引渡によつて株式を取得する場合

は、自己と國內において競争関係にある同様の金融業を営む國內の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

② 金融業を営む会社（外國会社を含む。）は、國內の他の会社の株式総数の百分の五を超えてその会社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。

③ 前二項の規定は、左の各号の一に該当する場合に於て、これを適用しない。  
一 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合  
二 証券業以外の金融業を営む会社が売出しのための引渡によつて株式を取得し、又は所有する場合

三 委託者と受託者とする有価証券信託の引渡によつて株式を取得する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

④ 前項第一号又は第二号の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

三 委託者と受託者とする有価証券信託の引渡によつて株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。  
④ 第二項の規定は、金融業を営む会社が担保権の行使又は代物弁済により、國內の他の会社の株式を取得する場合に於て、これを適用しない。

⑤ 第三項第一号若しくは第二号又は前項の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、金融業を営む会社が当該株式をすみやかに処分することを條件としなければならない。

第十二條（会社の社債保有の制限）

- ① 会社は、他の会社の資本金額（株金、総額、出資総額、株金総額及び出資総額の合計額又は基金総額という。）の百分の二十五に相当する金額を超えて、その会社の社債（銀行業を営む会社の社債を除く。以下同じ。）を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。
- ② 前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、株式とあるのは、社債と読み替えるものとする。

第十三條（役員兼任の制限）

- ① 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事するものであつて役員以外のものという。）は、左の各号の一に該当する場合には、他の会社の役員

第十二條 削除

第十三條（役員兼任の制限）

- 会社（外国会社を含む。）の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事するものであつて役員以外のものという。）は、その会社と国内において競争関係にある



員の地位を兼ねてはならない。

一 両会社が競争関係にある場合

二 両会社の何れか一方の役員が四分の一以上が両会社以外の会社の役員  
の地位を占めてゐる場合

② 会社の役員は、いかなる場合においても四以上の会社の役員  
の地位を占めてはならない。

#### 第十四條（個人の株式保有の制限）

① 何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

国内の他の会社の役員が地位を兼ねてはならない。

#### 第十四條（会社以外の方の株式保有の制限）

① 会社（外国会社を含む）以外の方は、直接たると間接たるとを問わず、国内の一又は二以上の会社の株式又は社債を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に制限することとなる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

② 何人も、相互に競争関係にある二以上の会社の株式を各会社の株式総数の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得について公正取引委員会の認可を受けなければならない。

③ 会社の役員は、その会社と競争関係にある他の会社の株式を取得してはならない。

④ 会社の役員は、その就任の際、就任

た、不正な競争方法により国内の会社の株式又は社債を取得し、又は所有してはならない。

⑤ 会社（外国会社を含む）以外の者は、国内において相互に競争関係にある二以上の国内会社の株式を所有する場合において、いずれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて所有することとなるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、これらの株式に関する報告書をその所有することとなつた日から三十日以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

⑥ 会社（外国会社を含む）の役員は、その会社と国内において競争関係にある国内の他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

⑦ 会社（外国会社を含む）の役員は、

する会社と競争関係にある会社の株式を所有している場合には、その旨を公正取引委員会に届けなければならぬ。

⑧ 公正取引委員会は、前項の届出があつた場合において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより公共の利益に反することとなる虞があると認めるときは、その全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

#### 第十五条（合併の制限）

① 会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、合併してはならない。

② 公正取引委員会は、前項の認可の申

その就任の際、就任する会社と国内において競争関係にある国内の他の会社の株式を所有している場合において、その就任の日から三十日以内は、前項の規定にかかわらず、これを所有することとができる。

⑤ 公正取引委員会は、特別の事情があると認めるときは、申請により、すみやかに処分することを条件として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、申請をした日からその承認又は却下の日までの期間は、これを三十日の期間に算入しない。

#### 第十五条（合併の制限）

① 国内の会社は、左の各号の一に該当

請があつた場合において、当該合併が左の各号の一に該当し公共の利益に反すると認めるときは、これを認可してはならない。

- 一 当該合併が生産、販売又は経営の合理化に役立らない場合
- 二 当該合併によつて不当な事業能力の増大が生ずることとなる場合
- 三 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合がある場合
- 四 当該合併が不公正な競争方法によつて強制されものである場合

する場合に於て、合併をしない

- 一 当該合併によつて不当な事業能力の増大が生ずることとなる場合
- 二 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- 三 当該合併が不公正な競争方法によるものである場合
- ② 国内の会社は、合併をしようとする場合において、そのいずれか一の会社の総資産が五百万円を超えるときは、公正取引委員会規則の定めるところに

#### 第十六條（營業の譲受等の制限）

- ① 会社は、公正取引委員会の認可を受けなければ、他の会社の營業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の營業全部の貸借、他の会社の経営の受任又は他の会社と營業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。
- ② 前條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、当該合併とあるのは、当該行爲と読み替へるものと

#### 第十六條（營業の譲受等の制限）

- 前條の規定は、会社へ外國会社を含む以下本条において同じ。）が左の各号に掲げる行爲をする場合にこれを準用する。但し、外國会社が左の各号に掲げる行爲をする場合には、本条において準用する前條第三項の規定にかかわらず、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。

する。

第十七條（脱法行爲の禁止）  
何らの名義を以てするかを問はず、第九條から前条までの規定による禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

- 二六
- 一 他の会社の国内における営業の全部又は重要部分の譲渡
  - 二 他の会社の国内における営業上の固定資産の全部又は重要部分の譲渡
  - 三 他の会社の国内における営業の全部又は重要部分の賃借
  - 四 他の会社の国内における営業の全部又は重要部分についての経営の委任
  - 五 他の会社と国内における営業上の損益全部を共通にする契約の締結
- 第十七條 同上

第十七條の二（会社活動等に関する規定違反に対する措置）

① 第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項、第二項若しくは第五項、第十五條（第十六條において準用する場合を含む）、第十六條但書

又は前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、事業者に対し、届出、報告書の提出、若しくは認可の申請を命じ、又は株式若しくは社債の全部若しくは一部の処分、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行爲を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。

② 第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條第一項、第二項若しくは第三項又は前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は当該違反行爲者に対し、報告書の提出を命じ、又は株式の全部若しくは一部の処分、会社の役員の特任その他これらの規定に違反する行爲を排除するために必要な措置を命ずることが出来る。

③ 前二項に規定する排除措置は、第八



第十八條（私的統制団体、持株会社の設立又は違法な合併に対する措置）  
公正取引委員会は、第五條若しくは第九條第一項の規定に違反して会社が設立された場合又は第十五條第一項の規定に違反して会社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することが出来る。

二八  
章第二節に規定する手続に従つて、これをしなければならぬ。この場合において、前項の規定の適用については、第八章第二節の規定中「事業者又は当該事業者とあるのは、それぞれ違反行為者又は当該違反行為者と読み替へるものとする。」  
第十八條（私的統制団体、持株会社の設立又は違法な合併に対する措置）  
公正取引委員会は、第五條若しくは第九條第一項の規定に違反して会社が設立された場合又は第十五條第二項の規定に違反して会社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することが出来る。

第五章 不正な競争方法

第十九條（不正な競争方法の禁止）  
事業者、不正な競争方法を用いてはならない。

第二十條（不正な競争方法の差止）

前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該行為の差止を命ずることが出来る。

第六章 適用除外

第二十一條（自然独占に固有な行為）

この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行為の生産、販売又は供給に關する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。

第二十二條（事業法令に基く正当な行為）

第五章 不正な競争方法  
第十九條 同上

第二十條 同上

第六章 適用除外  
第二十一條 同上

第二十二條 同上

① この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基づく命令によつて行つた正当な行爲にはこれを適用しない。

② 前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第二十三條（無体財産権の行爲行爲）

この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行爲と認められる行爲にはこれを適用しない。

第二十三條 同上

第二十四條（一定の組合の行爲）

この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む）の行爲には、これを適用しない。但し、不正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に利益を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とするもの。

二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することからなるもの。

三 各組合員が平等の議決権を有するもの。

第二十四條 同上

四、組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

#### 第七章 損害賠償

##### 第二十五条（無過失損害賠償責任）

① 私的独占若しくは不当な取引制限とし、又は不正な競争方法を用いた事業者は、被害者に対し、損害賠償の責に任ずる。

② 事業者は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

##### 第二十六条（損害賠償請求権の裁判上の主張・消滅時効）

① 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十八条第三項又は第五十四条の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

九ノ外

できない。

② 前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。

#### 第八章 公正取引委員会

##### 第一節 組織及び権限

##### 第二十七条（任務・所轄）

① この法律の目的を達成するため、公正取引委員会を置く。

② 公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

##### 第二十八条（職権行使の独立性）

公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

##### 第二十九条（組織・委員の任命・身分）

① 公正取引委員会は、委員長及び委員六人を以て、これを組織する。

② 委員長及び委員は、法令が三十五年

#### 第七章 損害賠償

##### 第二十五条 同上

##### 第二十六条（損害賠償請求権の裁判上の主張・消滅時効）

① 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十八条第三項、第五十三条の三又は第五十四条の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

とができない。

② 同上

#### 第八章 公正取引委員会

##### 第一節 組織及び権限

##### 第二十七条 同上

##### 第二十八条 同上

##### 第二十九条 同上

以上で、法律又は経済に関する學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

③ 委員長及び委員は、これを官吏と認証する。

④ 委員長及び委員は、これを官吏とする。

第三十條 (委員の任期)

① 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の在任期間とする。

② 委員長及び委員は、再任されることかできる。

③ 委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、その地位を退く。

④ 国会閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠

第三十條 同上

員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十一條 (委員の身分保障)

委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受け、た場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 禁錮以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと決定された場合

第三十二條 (委員を罷免する者)

前各号一号又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、そ

第三十一條 同上

第三十二條 同上



の委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三條（委員長）

① 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

② 公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合には委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十四條（議決方法）

① 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

② 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

③ 公正取引委員会が第三十一條第五号

第三十三條 同上

第三十四條 同上

の規定による決定とするには、前項の規定にかゝらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十五條（事務局、職員）

① 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

② 前項の職員は、これを官吏とする。

③ 第一項の職員中には、検察官、任命の権限に付与したる者又は弁護士資格を有するものを加えなければならない。

④ 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十六條（委員の報酬）

① 委員長及び委員の報酬は、別に定めらる。

第三十五條（事務局、職員）

① 同上

② 同上

③ 同上

④ 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に関するものに限る。

第三十六條 同上

② 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することゝできない。

第三十七条（委員、職員の特知行爲の禁止）

委員長、委員及び命令を以て定めらる公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行爲をすることゝできない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

第三十八条（委員、職員の意見公表の禁止）

第三十八条 同上

委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に關する事實の有無又は法令の適用について、意見を外部に發表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に關する研究の結果を發表する場合、この限りでない。

第三十九条（委員、職員の秘密保持義務）

委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に關して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は開示してはならない。

第四十条（調査のための強制権限）

公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこ

第三十九条 同上

第四十条 同上

これらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

#### 第四十一條（調査囑託の権限）

公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を囑託することができる。

#### 第四十二條（公聴会が附属）

公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開催し、一般の意見を求めることができる。

#### 第四十三條（必要な事項の公表）

公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密

を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

#### 第四十四條（国会に対する報告・意見の提出）

① 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

② 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

#### 第二節 手続

#### 第四十五條（委員会の活動の開始）

① 何人も、この法律の規定に違反する事実があると認料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを

第四十一條 同上

第四十二條 同上

第四十三條 同上

第四十四條 同上

第二節 手続  
第四十五條 同上



求めることができる。

- ② 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬ。
- ③ 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、職権を以て適當な措置をとることができる。

第四十六條（調査のための強制処分）

- ① 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。
- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所有者

第四十六條 同上

に付し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

- ② 公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。
- ③ 前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、これに証人を携帯させなければならない。

第四十七條（調査の作成）

公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調査報告書とし、且つ、特に前條に規定する処分があつたときは、その結果を明かにして

第四十七條 同上

勸告することゝできる。

(二) 前項の規定による報告があつたとき

事業者に対し、**適当な措置**をとるべき二

上  
圖  
②

は、事業者は、遅滞なく公正取引委員  
会に対し、当該勧告を応諾するかしな  
いかを通知しなければならぬ。  
③ 事業者が勧告を応諾したときは、公  
正取引委員会は、審判手続を経ないで  
勧告と同趣旨の審決をすることができ  
る。

④ 同  
上

第四十九條（審判手続の開始）

① 前條第一項の場合において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、公共取引委員会、又は、当該事件について審判手続を開始することができる。

② 審判手続は、当該事業者が審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條（審判開始決定書の記載事項）

① 審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出席するべき旨を附記しなければならない。

② 審判の期日は、審判開始決定書を送した日から三十日後に、これを定めるなければならない。

第五十一條（審判書の提出）

第四十九條 同上

第五十條 同上

第五十一條 同上



事業者は、審判開始決定書の送達を受け  
たときは、これに対する答弁書と並同な  
く公正取引委員会に提出しなければならない。

#### 第五十二條（事業者の防禦権）

① 事業者又はその代理人は、審判に際  
して、公正取引委員会が当該事件につ  
いて第七條、第八條第一項又は第二十  
條の規定による措置を命ずることが不  
当である理由を述べ、且つ、これを立  
証する資料を提出し、公正取引委員会

第五十一條の二（審判手続の一部の委任）  
公正取引委員会は、審判開始決定をし  
た後、命令を以て定める公正取引委員会  
の職掌として、公正取引委員会規則の定  
めるところにより、その後の審判手続へ  
審決を除く。）の一部を行わせることがで  
きる。

#### 第五十二條（事業者の防禦権）

① 事業者又はその代理人は、審判に際  
して、公正取引委員会が当該事件につ  
いて第七條、第八條第一項、第十七條  
の二又は第二十條の規定による措置を  
命ずることが不当である理由を述べ、  
且つ、これを立証する資料を提出し、

に對し、必要を參考人を審判し、鑑定  
人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物  
件所持者に対し当該物件の提出を命  
じ、若しくは必要を場所を臨検して業  
務及び財産の状況、帳簿書類その他の  
物件を検査することを求め、又は公正  
取引委員会が出頭を命じた參考人若し  
くは鑑定人を審判することが出来る。

② 事業者は、弁護士その他の適當な者と  
代理人とすることが出来る。

#### 第五十三條（審判の公開、速記）

① 審判は、これを公開しなければならない  
ない。但し、事業者の事業上の秘密を  
保つた必要があるとき又は  
公益上必要があるとき認めるときは、こ  
れを公開しないことが出来る。

② 審判には、速記者を立ち合わせて、

公正取引委員会に對し、必要を參考人  
を審判し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿  
書類その他の物件所持者に対し当該  
物件の提出を命じ、若しくは必要を場  
所に臨検して業務及び財産の状況、帳  
簿書類その他の物件を検査することを  
求め、又は公正取引委員会が出頭を命  
じた參考人若しくは鑑定人を審判する  
ことが出来る。

② 同上

#### 第五十三條 同上

陳述正策記とせなければならぬ。

五。

第五十三條の二（参考人及び鑑定人の宣誓）

① 刑事訴訟法（明治二十三年法律第百三十一号）第百四十三條から第百四十七條まで、第百四十九條、第百五十四條から第百五十六條まで、第百六十五條及び第百六十六條の規定は、公正取引委員会が、審判に際して、参考人を審判し、又は鑑定人に鑑定を命ずる手続について、これを準用する。但し、第百五十四條を準用する場合は、委員が出席する場合に限るものとする。

② 前項の場合において刑事訴訟法の当該規定中「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と、「証人」とあるのは「参考人」と、「尋問」とあるのは「審判」と、「被告人」とあるのは「事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五十三條の三（同表審判）



第五十五條（審決の方法）

① 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

② 第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條（合議の非公開）

公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條（審決書の方法）

① 審決は、文書によつてこれを行い、審決書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。  
② 審決書には、少数意見を附記することができる。

第五十八條（審決の効力発生時期）

審決は、事業者が審決書の謄本が列達した時に、その効力を生ずる。

第五十九條（関係人の参加）

公正取引委員会は、必要があるとき、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。但し、あ

既第一項、第二項若しくは第三項、第十五條（第十六條）において準用する場合を含む。第十六條但書若しくは第十七條の規定に違反する行爲として認められる場合、事業者が第十九條の規定に違反して不正競争方法を用いて、と認められる場合又は第八條第一項の規定に該当する不当な事業能力の較差がある場合、場合には、審決を以て、当該事業者に対し、第七條、第八條第一項、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 同上

第五十六條 同上

第五十七條 同上

第五十八條 同上

第五十九條 同上



らかいの事業者及び当該第三者と審判し  
なければならぬ。

第六十條（関係公務所、公共団体の参加）

関係のある公務所又は公共的な団体は、  
公益上必要があるとき認めるときは、公正  
取引委員会の承認を得て、当事者として  
審判手続に参加することが出来る。

第六十一條（関係公務所、公共団体の意見  
の陳述）

関係のある公務所又は公共的な団体は、  
公共の利益を保護するため、公正取引委  
員会に対して意見を述べることが出来る。

第六十二條（供託による審判の執行の免除）

① 公正取引委員会が、第五十四條の規  
定により、審判を以て違反行為の差止  
その他の処分を命じた場合においては、  
事業者は、裁判所の定める保証金又は  
有價証券を供託して、当該審判が確定

するまでその執行を遅れることがで  
きる。

② 前項の規定による裁判は、非訟事件  
手続法により、これを行う。

第六十三條（供託物の没収）

① 事業者が、前條第一項の規定により  
供託をした場合において、当該審判が  
確定したときは、裁判所は、公正取引  
委員会の申立により、供託に係る保証  
金又は有價証券の全部又は一部を没収  
することが出来る。

② 前條第二項の規定は、前項の規定に  
よる裁判に、これを準用する。

第六十四條（審判後の調査処分）

公正取引委員会は、第五十四條の審判  
をした後において、時に必要があるとき  
は、第六十六條の規定により、処分を  
し、又はその職員として処分をさせるこ

第六十條 同上

第六十一條 同上

第六十二條 同上

第六十三條 同上

第六十四條 同上

とがござる。

第六十五條（認可申請の却下）

① 公正取引委員会は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項（第十二條第三項で準用する場合を含む）、第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しななければならない。

② 第四十五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合には、これを準用する。

第六十六條（認可、審決の取消又は変更）

① 公正取引委員会は、前條第一項に掲げる認可について、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、審判手続を経て、審決を以てこれを取り直し、又は変更する二とがござる。

② 公正取引委員会は、経済事情の变化その他の事由により、審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、当該審決を維持することとが不当であつて公共の利益に反すると認めるときは、審判手続を経て、審決を以てこれを取り直し、又は変更することとがござる。

第六十七條（裁判所の緊急停止命令又はその変更、取消）

① 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、私的独占、不当な取引制限又は不正な競争方法に該当する疑のある行為を一時的に停止するべき

五六

第六十五條（認可申請の却下）

① 公正取引委員会は、第十一條第五項、第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む）又は第十六條但書の規定による認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以て、これを却下しななければならない。

② 同上

第六十六條 同上

第六十七條（裁判所の緊急停止命令又はその変更、取消）

① 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、第三條、第四條第一項、第五條、第六條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項若しくは

五七

ことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

② 第六十二條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十八條（使託による緊急停止命令等の執行の免除）

① 事業者は、裁判所の定める保証金又は有價証券を使託して、前條第一項の

五八

は第二項、第十條第一項、第二項若しくは第五項、第十三條、第十四條第一項若しくは第三項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む）若しくは第十七條の規定に違反する疑のある場合における当該行為、該決定の行使又は会社の役員の仕事の執行を一時停止するべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。第十九條の規定に違反して不正な競争手段を用いて、この疑のある行為についても、同様とする。

② 同上

第六十八條 同上

規定による裁判の執行を免れることができる。

② 第六十三條の規定は、前項の規定による使託に係る保証金又は有價証券の没収にこれを準用する。

第六十九條（事件記録の公示又は審決書の

正本、謄抄本の交付）

利害関係人は、公正取引委員会に対し、事件記録の閲覧若しくは謄寫又は審決書の正本、謄本、若しくは抄本の交付を求め、ることができる。

第七十條（命令に委任する事項）

この法律に定めるものを除く外、公正取引委員会の調査及び審判に関する手続その他事件の処理並びに第六十二條第一項及び第六十八條第一項の使託に関し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

第六十九條（事件記録の公示又は審決書の

謄抄本の交付）

利害関係人は、公正取引委員会に対し、審判開始決定後、事件記録の閲覧若しくは謄寫又は審決書の謄本若しくは抄本の交付を求め、ることができる。

第七十條 同上

第三節 雜則

第七十一條（不正な競争方法の指定手続）  
公正取引委員会が第二條第六項第七号の規定により不正な競争方法を指定するには、指定しようとする競争方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求めた後、指定候案を作成して、これを公表し、当該候案について事業者に反対意見があるときは、これを充分に考慮した上で、これをしなければならぬ。

第七十二條（不正な競争方法の指定の公示）

① 第二條第六項第七号の規定による不正な競争方法の指定は、告示によつてこれを行う。

② 前項の指定は、告示の日から三十日

第三節 雜則

第七十一條 同上

第七十二條 同上

を經過した日に、その効力を生ずる。

第七十三條（告発、不起訴処分、報告）

① 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならぬ。

② 前項の規定による告発に係る事件について公正と提訴しない処分としたときは、検事総長は、直轄を、法務總裁之經由して、その旨及びその理由を文書とて内閣総理大臣に報告しなければならぬ。

第七十四條（検事総長の通知による調査、報告）

検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第七十三條 同上

第七十四條 同上



第七十五條（参考人又は鑑定人の救済）

（手当）

第四十六條第一項第一号若しくは第二号又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することが出来る。

第七十六條（委員会の規則制定権）

公正取引委員会は、その内部規律及び事件の処理手続に関する事項について規則を定めることが出来る。

第九章 訴訟

第七十七條（審決の取消又は変更の訴の提起）

① 公正取引委員会の審決に不服のある者は、裁判所に審決の取消又は変更の訴を提起することが出来る。

但し審決がその効力を生じた日から三十

第七十五條 同上

第九章 訴訟

第七十七條 同上

日を経過したときは、この限りでない。

② 前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十八條（記録の送付）

訴の提起があつたときは、裁判所は、遡及なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならない。

第七十九條（審決の執行の停止、処分）

（訴又は変更決定）

第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員会の審決の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により、又は職権で、決定を以て公正取引委員会の審決の全部若しくは一部の執行の停止を

第七十八條 同上

第七十九條 同上

命じ、又はその処分を取り消し、若しくは変更することができる。

第八十條（委員会の認定事実の拘束力）

① 第七十七條第一項七規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

② 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一條（あたらしい証拠の申出・差戻）

① 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に關係のあるあたらしい証拠の申出をすることができ、

一 公正取引委員会が、正当な理由がなく、当該証拠を採用しなかった場合

二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、且

ブ、これを提出できなかったことに

ついて過失がなかつた場合

③ 前項各号に掲げる場合においては、当事者において、その事由を明かにしなけれはならない。

④ 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命じなければならぬ。

第八十二條（審決の取消・変更）

① 裁判所は、公正取引委員会の審決が左の各号の一に該当する場合に、これを取り消すことができる。

一 審決の基礎となつた事實を立証す

第八十條 同上

第八十一條 同上

第八十二條 同上

る実質的な証拠がない場合  
二 審決が憲法その他の法令に違反する  
場合

② 裁判所は、審決の内容が憲法その他の  
法令の適用について誤断に過ぎ、又  
は不当であると認めるときは、これを  
変更することができる。

第八十三條（審決変更のための差戻）

裁判所は、公正取引委員会の審決を改  
更することと相当と認めるときは、改更  
するべき点と指示して事件を公正取引委  
員会に差し戻すことができる。

第八十四條（損害賠償についての委員会の意見の請求）

① 第二十五條の規定による損害賠償に  
関する訴が提起されたときは、裁判所  
は、遅滞なく、公正取引委員会に対し  
同條に規定する差戻行為に因つて生じ

第八十三條 同上

第八十四條 同上

た損害の額について、意見を求めなけ  
ればならない。

② 前項の規定は、第二十五條の規定に  
よる損害賠償の請求が、相殺のために  
裁判上主張された場合に、これを準用  
する。

第八十五條（第一審の裁判権）

左の各号の一に該当する訴訟について  
は、第一審の裁判権は、東京高等裁判所  
に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟  
二 第二十五條の規定による損害賠償  
に係る訴訟

三 第八十九條及び第九十條の罪に係る  
訴訟

第八十六條（東京高等裁判所の専属管轄  
事項）

第六十二條第一項、第六十三條第一項

第八十五條（第一審の裁判権）

左の各号の一に該当する訴訟について  
は、第一審の裁判権は、東京高等裁判所  
に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟  
二 第二十五條の規定による損害賠償に  
係る訴訟

三 第八十九條から第九十一條までの罪  
に係る訴訟

第八十六條 同上

(第六十八條第二項で準用する場合を含む)、第六十七條第一項、第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七條(東京高等裁判所の特別合議体)  
① 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。  
② 前項の合議体の裁判官の員数は、これと五人とする。

第八十八條(上告)  
前條第一項に規定する事件に關する裁判に對しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反すること理由とする場合に限り、上告することができる。

第八十七條、同上

第八十八條、同上

第十章 罰則

第八十九條(私的独占又は不当な取引制限の罪)  
① 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 前項の未遂犯は、これを罰する。  
第九十條(共同行為、私的統制団体、國際的協定等又は確定審決違反の罪)  
左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者  
二 第五條の規定に違反して法人その他の団体を設立し、若しくは組織し、又はこれらの団体に加入した者

第十章 罰則

第八十九條(私的独占又は不当な取引制限の罪)  
① 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 同上  
第九十條(共同行為、私的統制団体、國際的協定等又は確定審決違反の罪)  
左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者  
二 第五條の規定に違反して法人その他の団体を設立し、若しくは組織し、又は



- 三 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者
- 四 第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條（國際的協定等の認可、合意海  
動に関する規定違反の罪）

左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者
- 二 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者
- 三 第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

七〇

- はこれらの団体に加入した者
- 三 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者
- 四 同條第三項、第四十八條第三項、第五十三條の三又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條（合意活動等に関する規定違反の罪）

左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立し、又は同條第二項の規定に違反して会社を持株会社とした者
- 二 第十條第一項前段又は同條第二項の規定に違反して株式又は社債を取得し、又は所有した者
- 三 第十一條第一項若しくは同條第二項

四 第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五 第十三條の規定に違反して役員その他に就いた者

六 第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得し、同條第四項の規定に違反して届出をせず、又同條第五項の規定による公正取引委員会の命令が確定した後においてこれに従わない者

七 第十六條第一項の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の管理又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、又は同條第五項の規定に違反して株式を所有した者

四 第十三條の規定に違反して役員その他に兼ねたる者

五 第十四條第一項前段又は同條第三項の規定に違反して株式又は社債を取得し、又は所有した者

六 第十六條において準用する第十五條第二項又は第十六條但書の規定に違反して第十六條各号の一に該当する行為をした者

七 第十七條の規定に違反した者

八 第十七條の規定に違反した者

第九十二條 (懲役と罰金の併科)

前十三條の罪を犯した者には、併科により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十三條 (秘密保持義務違反の罪)  
第三十九條の規定に違反した者は、これより一年以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。  
第九十四條 (検査妨害等の罪)

第九十一條の二(届出等に関する規定違反の罪)

- 左の各号の一に該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第六條第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第十條第四項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
  - 三 第十四條第二項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者
  - 四 第十五條第三項の規定(第十六條において準用する場合を含む。)に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十二條 (懲役と罰金の併科)

第八十九條から第九十一條までの罪を犯した者には、併科により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十二條の二(虚偽の陳述又は虚偽の鑑定)

(虚偽の罪)

- 一 第五十三條の二の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
- 二 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第九十三條 (秘密保持義務違反の罪)

第三十九條の規定に違反した者は、これより一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十四條 (検査妨害等の罪)

第四十大條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第四十大條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九十四條の二(調査処分違反に対する

罰金)

左の各号の一に該当する者は、これを五十円以下の罰金に処する。

一 第四十條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第四十大條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者



第九十五條（西罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第九十六号から第九十八号まで又は第九十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

者

三 第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分は違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の維持者に対する処分は違反して物件を提出しない者

第九十五條（西罰規定）

① 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号から第三号まで、若しくは第五号から第七号まで、第九十一條の二又は第九十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十大條（報告罪）

① 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

② 前項の告発は、大書をしてこれを行

第九十六條（報告罪）

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号若しくは第五号又は第九十一條第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その団体に對しては、各本條の罰金刑を科する。

③ 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その新設行為につきその団体を代表する外、法人を被告とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

④ 同上

③ 公正取引委員会は、第一項の告発をするに當り、その告発に係る犯罪について、第一百條第一項第一号の宣告をするものと相當と認めるときは、その旨を前項の大書に記載することができ、

④ 第一項の告発は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

第九十七條（審決違反に対する過料）

第四十條第三項又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行為につき罰を科すべきときは、この限りでない。

第九十八條（緊急停止命令等違反に対する過料）

第六十七條第一項の規定による裁判に

③ 同上

④ 同上

第九十七條（審決違反に対する過料）

第四十條第三項、第五十三條の三又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行為につき罰を科すべきときは、この限りでない。

第九十八條 同上

違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十九條（調査、処分違反に対する過料）

左の各号の一に該当する者は、これを

五百円以下の過料に処する。

一、第四十條の規定による公正取引委員会の処分を違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二、第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三、第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分

九六

に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四、第四十七條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分を違反して物件を提出しない者

第九十條（特許又は実施権の取消及び政府との契約禁止宣告）

一、第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は、情状により、明の言渡と同時に、左に掲げる宣告をすることのできる。但し、第一号宣告をすること、は、その特許権又は特許発明の実施権が、他人に属している場合に限る。

二、違反行為に依せられた特許権の特許又は特許発明の実施権は取り消さるべき旨

三、判決確定後六箇月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすること

第九十條 同上

第九十九條 削除

七六

がでべき旨。

- ② 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許局長官に送付しななければならない。
- ③ 前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許局長官は、その特許権の特許又は特許答復の実施を限り消さなければならぬ。

附 則

第一百一條（施行期日）

この法律の施行の期日は、各規定について命令を以てこれを定める。

第一百二條（本法違反の失効）

各規定施行の際現に存する契約で、当該規定に違反するものは、当該規定の施行の日からその効力を失ふ。

第一百三條（決定整備計画等に基づく行為に対する適用の除外）

九内

この法律の規定は、企業再建整備法の規定による決定整備計画又は金融機関再建整備法の規定による整備計画に基づいて行う事業者の行為には、これを適用しない。

第一百四條（私的裁判団体の処置）

第五條の規定施行の際現に存する法人その他の団体で、一手買取及び一手販売の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の脱却や脱却又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の脱却の制当

附 則（現行法附則）

第一百一條 同上

第一百二條 同上

第一百三條（決定整備計画等に基づく行為に対する適用の除外）

の 同上

- ⑤ 第十一條第二項の規定は、金融業を営む会社が企業再建整備法の規定による決定整備計画に基づいて金融業以外の事業を営む国内の他の会社の株式を取得し又は所有する場合に、これを適用しない。
- ⑥ 第十一條第五項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第一百四條 同上



を行ふものの処置については、命令を以てこれを定める。

第百五條（持株会社の処置）

第九條の規定施行の際現に存する持株会社の処置については、命令を以てこれを定める。

第百六條（東北興業に対する適用除外規定）

第九條、第十條、第十二條、第十四條、第一項及び第二項、前條、第百七條並びに第百十條の規定は、東北興業株式会社には、これを適用しない。

第百七條（事業会社の保有株式、社債の処置）

金融業以外の事業を営む会社が、第十條又は第十二條の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第百五條 同上

第百六條 同上

第百七條 同上

一〇 外

第百八條（金融会社の保有株式、社債の処置）

金融業を営む会社が、第十一條又は第十二條の規定施行の際現に当該規定に反して所有する他の会社の株式又は社債の処置については、命令を以てこれを定める。

第百八條 同上

第百九條（兼任役員の特任）

第十三條の規定施行の際現に同條第一項の規定に反して役員に地位を兼ねてゐる者は、同條の規定施行の日から九十日以内に、何れか一の地位を除いて他の地位を辞さなければならぬ。

② 第十三條の規定施行の際現に四以上の会社の役員に地位を占めてゐる者は、同條の規定施行の日から九十日以内に、何れか三の地位を除いて他の地位を辞さなければならぬ。

第百九條 同上

第百十條（個人の保身株式の処置）

第十四條の規定施行の際現に同條の規定に反して所有されてゐる株式の処置については、命令を以てこれを定める。

第百十一條（経過的処置違反の罪）

左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に処する。

一 第百九條の規定に違反した者

二 第百四條、第百五條、第百七條、第百八條又は前條の規定に基く命令に違反した者

第百十二條（罰則規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前條第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しては、

同條の罰金刑を科する。

第百十三條（公正取引委員会の委員の他の委員への出席、意見の陳述）

公正取引委員会の委員長及び委員は、持株会社整理委員会又は証券処理調整協議会の会議に出席して意見を述べることが出来る。

第百十四條（委員の任期）

公正取引委員会の第一期の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、そのうち四人については各々一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年とする。

第百十條 同上

第百十一條 同上

第百十二條 同上

第百十三條 同上

第百十四條 同上

附 則

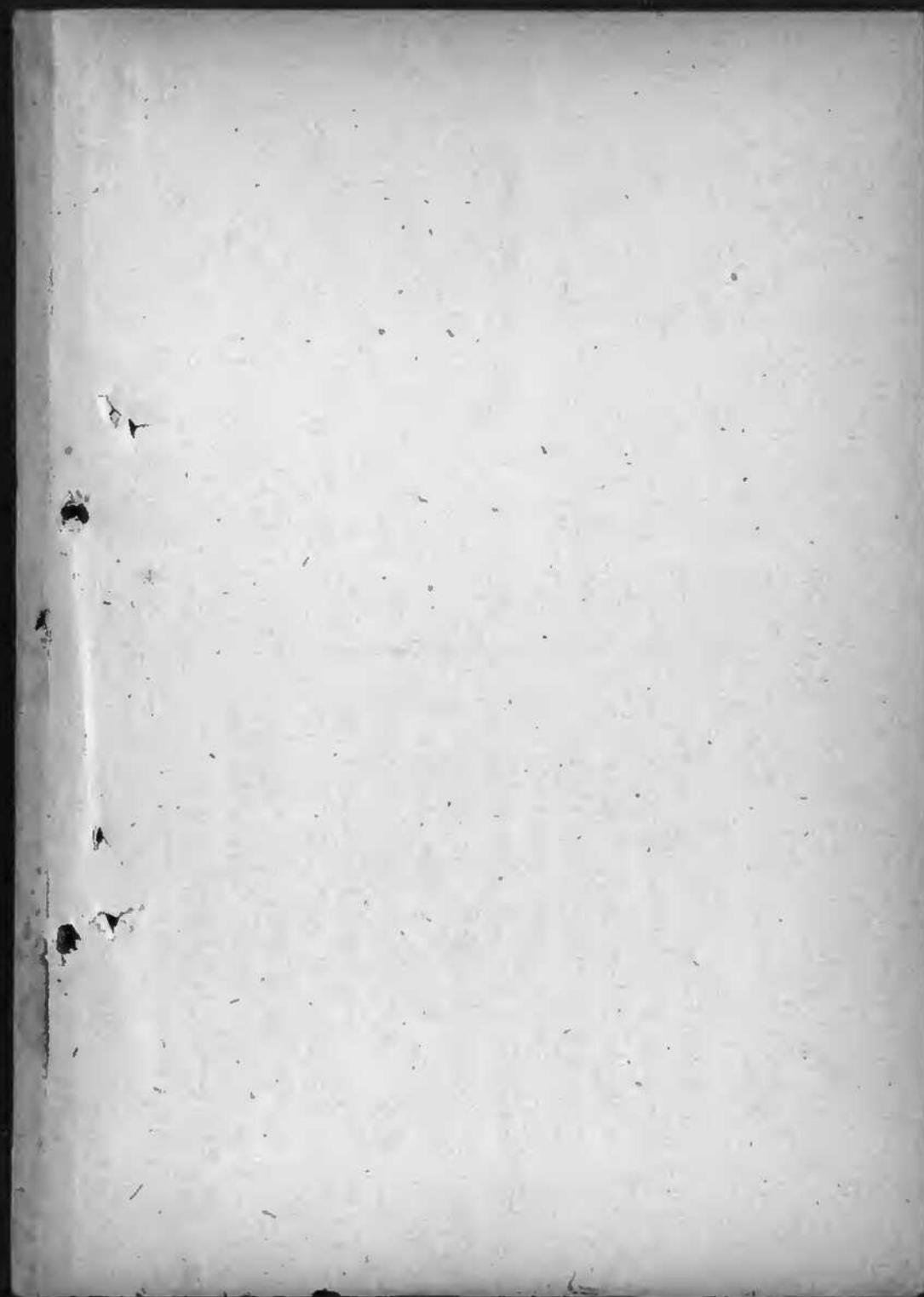
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、金融業以外の事業を営む会社（外国会社を含む。）が第十條第二項の規定に反して所有する國內

の他の会社の株式又は社債の処置については、政令で定める。

- 3 金融業以外の事業を営む国内の会社であつてその総資産が五百万円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、昭和二十四年四月一日現在において国内の他の会社の株式又は社債を所有している場合（株式又は社債の有価証券を託している場合、自己を受益者とする場合を含む。但し、株式については、自己が議決権を行使する場合に限る。）には、第十條第四項の改正規定にかかわらず、同日現在においてその所有し、又は信託をしている株式又は社債に關する報告書と公正取引委員会規則で定める日までに、公正取引委員会に提出しなければならない。
- 4 この法律施行の際、第十四條の改正規定に反して所有され、或は株式の処置に

ついでには、政令で定める。

- 5 前二項又は前項の規定に基く政令には、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金の範囲内で罰則の規定を設けることができる。
- 6 第三項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人の代理人、役員、人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に對しても、同項の罰金を科する。
- 8 この法律施行前に公訴の提起のあつた事件の管轄は、なお従前の例による。
- 9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。





53 1.00 26  
企業再建整備計画についての經理に関する認可基準

企業再建整備法による整備計画のうちで經理に関する事項については左の一般方針に基き具体的事案について実情に即して認可を行うものとす。

一 存続、解散及び資産の処分

(イ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下独占禁止法という。）に規定する持株会社に該当する会社は、同法の趣旨に従い解散すること。但し、有価証券以外の資産を以て第二会社を設立することは認めらる。

(ロ) 主たる事業を外国（外地を含む）で営んでいた会社は、原則として解散するを適當と認めらるが、当該会社の内地に在る資産を以て事

業を継続することができる場合には、それが日本の平時経済に寄与するものである限り、その資産を以て第二会社を設立することを認めらる。

(ハ) 前二号に掲げる場合を除くの外、会社の事業が経理的に不健全であるとして明らか認められる場合を除いて、存続するか、解散するかは、整備計画の申請通りこれを認めること。

(ニ) 解散又は資産の処分にあつては、その結果他の企業について独占を生じないように適當な措置が考慮せられなければならない。

(ホ) 資産の一部を処分し、又は資産の一部を以て第二会社を設立する場合に於て、存続する会社は残余の資産によつて独立して堅実に事業を営み得るだけの資産内容を有するものたらしめること。

## ニ 資本構成

特別経理会社又はその第二会社の資本金額については、固定資産と通常固定すべき運転資金の合計額を下らない額を標準として、できるだけ資本金額を調整すること。

## 三 資本の増加

(イ) 新株は全て金額拂込の株式とすること。新株の発行は商法の規定に従つて行い、且つ十分経理的に満足し得る様にする事。

(ロ) 無議決権株の発行は、株主又は債権者である金融機関に対する割当の場合を除いては、これを認めない。

資本構成を是正する為債務の資本への振替等による資本増加を必要とする場合であつても、金融機関が特別損失を負担しない旧債権

の債権者である場合には、新株の割当はこれを行わず、已むを得ない場合には寧ろ当該債務を社債に更改する方法をとること

無議決権株は、原則として、資本の四分の一を超えないようにし、且つこれを発行する場合に、発行を必要とする理由を明示させること

無議決権株は、配当及び残余財産に対する優先の株式とすること

(ハ) 旧債権が特別損失を負担しない場合には、新株の割合については左の順位によること

(一) 個人又は金融機関である旧株主、現在の持株数に比例して割当てるものとする。但し、金融機関については、独占禁止法の規定に基づいて保有を認められる株式に限ること

(ニ) 従業員一定の限度まで前号に掲げる者の引受のない株式を割当てること

(三) 地方居住者 同 右

(四) 一般公衆 同 右

(二) 旧債権が特別損失を負担する場合には、個人又は金融機関である旧株主と共に、個人又は金融機関である旧債権者に対して、新株の割当を認めることとし、それ以外の株式はハの定める順位により割当ること

(ホ) ハ及びニの場合において金融機関以外の会社である旧株主又は旧債権者には、新株の割当は行ないが、そのがかりとして、ハの一乃至四に掲げる者に対して新株が割当てられ額面以上の償還を以て

引受が行はれた場合には、右の債権者、株主及び(ii)による引受をしなかつたその他の債権者に対して、そのプレミアムの交付を特別経理株式会社に對して請求することができるという方法により含み益を享受することと認めること。

(註) この總必要法律の改正案を國會に提出する。

尚ほこの場合におけるかかるプレミアムの額は、妥当なものであることを要し、且つ新株発行後六十日以後に請求しなければならぬ。又は債権者である会社については、特別損失、負担による債権の消滅額を超えることができない。

(v) 金融機関以外の会社である旧株主又は旧債権者については、前号に掲げる方法によるの外、他の旧株主又は旧債権者と同一の比率で

計算した新株の引受をすることができる権利を證券處理調整協議会を通じ、又は直接に他の者に右譲渡をすることによつても含み益を享受するを認めること。(この場合においては譲渡を受けた者は、自己の分前で新株の引受をすることとなる。)

尚ほ金融機関や個人である旧株主又は旧債権者も、新株の引受が困難な場合には(i)又は(ii)の方法によることを妨げない。

(k) 金融機関に対しては、(i)又は(ii)の方針に従つて独占禁止法の規定によつて保有を認められる限度までは新株の割當を認めるが、これを超える株式については、(i)又は(ii)の方法によること。

#### 四 合併

(l) 合併を認める場合は、独占禁止法に基いて、これを定めること。



營業の全部若しくは一部の譲受 他ノ会社ノ營業全部の賃借 他ノ会社ノ經營の受任又は他ノ会社の營業上の損益全部を共通にする契約について同様である。

四) 合併に際しては、利害關係人の権利の公正なる取扱に留意すること。

## 五 第二会社

(4) 第二会社は旧会社に対し旧会社から出資を受け、純資産の対償として株式を與え、旧会社は当該株式を処分するを原則とすること。

旧会社は現物出資によりなかつた株式をも總て引き受けることが認められる。

(四) 新旧勘定併合後支拂不能となり、又は支拂不能となる虞のある場合

合行は、第二会社を設立することを適當とする。

(4) 新旧勘定併合の後支拂能力のある会社は、他の原則の許す限り、單に新旧勘定を合併することにより其の繼續することと認めらる。

役員又は清算人

存続会社若しくは第二会社の役員又は解散会社の清算人の選任については特別管理人が債権者側の立場をも考慮して、これを定めること。



会社の証券保有制限等に関する勅令の一部を  
改正する政令（案）

附則

二 特殊会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第百三十三号）の一部を次のように改正する。  
第九條第一項中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号  
を加える。

七 昭和二十一年勅令第五百六十七号第三條の三（同令第六十七條の二に於て準用スル場  
合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ商号ノ變更ニ付承認ヲ爲スコト  
同條第二項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

裏面白紙

企業資産の再評価と資本の修正についての問題点

本格的安定期において本格的評価換及び資本修正  
とする前に中間安定期において中間的評価換及び  
資本修正の要ありや

第一 積極説

一 論拠

- (一) 固定資産の取替の困難——インフレの進行に因る取得原価と取替原価のからき。
- (二) 資本の過小に因る過大な名目利益の発生——資本蓄積の困難、課税による収奪、資本喰いつぶしの強制
- (三) 外資導入に際しての不利
- 資本過少評価による不当の株価安
- 少額のドル資金によつて過大な株式を取得される危険
- (四) 本格的安定を一挙にやらず中間安定の段階を経て徐々に進むのであれば、その間以上の不合理を看過することはその間における設備取替を不能にし、再生産の維持を困難にする。従つて中間的、暫定的にも再評価を必要とする。

二 塔置

- (一) 資産の部の時価による再評価——商法改正
- (二) に見合う資本の部の修正——名目増資

(三) 増資新株の処置

- (イ) 株主に無償交付
- (ロ) 半数程度を政府に納入——再評価税
- (ハ) 会社債権者に交付するの要なきや——自己資本のみ再評価し他は資本は放置するや

第二 消極説

一 論拠

- (一) インフレ下における資本の喰いつぶしを防止すればよくそのためには必ずしも資産の再評価、資本の修正を必要とせず。(価格政策、課税政策で調整しうる。)
- (二) 再評価による償却経費の増はインフレ促進の原因となる。(原価に對する影響の検討)
- (三) 将来安定後における生産設備の技術的水準の問題

二 塔置

- (一) 物価に絨り込む償却費は、法価主義によらず再評価したる資産を償却するに足る金額とする。



- (二) 法人税については(一)の金額は設備再取得留保金としてこれを損金にたて益金として課税することなきよう措置する。
- (三) (一)及び(二)により社内留保された金額を流用することなからしめるため銀行預金その他の形でこれを積立てることを強制する等、確實に設備の更新に向けるよう措置を講ずる。(強罰償却)
- (四) 以上の措置は、全企業について一せいに実施することなく、我國産業の復興上特に設備更新の必要ある業種から順次その恩典に浴せしめることとする。

## 米國反トラスト法の實質的意義に就いて

二十世紀における産業合同は、その形態においても、その歴大な規模といふ點においても十九世紀におけるトラストとははつきりと區別される。二十世紀の初頭に至り、國の經濟生活に對する大規模な産業會社の統制力は甚しく擴大し、これがため米國は獨占資本主義の古典的な國となるに至つたのである。

かのアンチ・トラストの諸法律こそは、單に、廣汎な大衆の攻撃と不滿とに對處すべき衝立てであり、機動であるにすぎなかつた。最初の有名な聯邦アンチ・トラスト法たる一八九〇年のシャーマン法は、爾は單にトラストの發展を助長したにすぎない。一八六〇年までに米國においては、總數僅かに二十四の産業合同（その資本金は四億三千六百萬弗）が組織されたにすぎないが、シャーマン法發布後の十年間には百七十五の、資本金三十一億五千萬弗の新しい合同が発生したのである。しかしながら最大の産業合同は、十九世紀末と二十世紀の最初の數年間とにおいて發生した。トラストとの「闘争」の十一ヶ年目に、世界最大のトラスト中の最大者たるユナイテッド・ステーツ・スチール・コオボレーション（United States Steel Corporation）がその歩を踏み出したのである。

二十世紀には、米國において、帝國主義時代におけるトラスト化過程の一般概念を與ふる二つの研究が發表された。第一はジョン・ミューズの勞作「トラストの真相」であつて、一九〇四年、即ち、始めて現代的な最大諸獨占が発生した後に出現し、第二はミーンズの勞作であつて、一九三一年「American Economic Review」に發表され、戦後の「繁榮」(Prosperity)の終末を取扱つたものである。ミューズは一九〇四年、總資本七十億弗を有する三百十八のトラストを挙げたが、その中、資本金一億弗以上を有するものは僅僅かに十箇にすぎなかつた。ミーンズの資料によれば、一九二四年には十のトラストが各々資産

裏面白紙

金屬回收本部

十億弗以上を所有してをり、資産一億弗以上を有する會社数は、百三十であつた。これら百三十の最大會社の資産のみで、一九二七年には總額殆んど五百五十億弗に達したのである。これら諸會社最大に所屬してゐたのは、一九二八年初頭までに、その株式をニューヨーク取引所に登録したところの、總數五百七十三の非金融獨立會社の資産總額の實に八〇%以上がそれである。

資産の大抵は依る會社の部類百萬弗

會社の數

グループ全體の總資産(百萬弗)

グループの總資産における割合(%)

|         |     |       |       |
|---------|-----|-------|-------|
| 五〇 以内   | 三七二 | 七三二三  | 一〇・九  |
| 五〇一—一〇〇 | 七一  | 四九五二  | 七・四   |
| 一〇〇以上   | 一三〇 | 五四七一四 | 八一・七  |
| 計       | 五七三 | 六六九八九 | 一〇〇・〇 |

一九二七年に、各々八千五百萬弗以上の資産と、四百五十萬弗以上の利潤とを有してゐた二百の最大非金融會社は、米國內において擧げられた非金融會社の總數中、僅かに〇・〇七%を占むるにすぎない。これら二百の最大非金融會社は、二千八に足りぬ重役によつて支配されて居り、彼等はあらゆる非金融會社の資産及び利潤の四〇%以上、工業總資本の三五%全國富の一五—二〇%を所有してゐた。一九一〇年には、これら二百の最大會社は一切の會社資産の二三%を、一九二〇年には三九%を、更に一九三〇年には四九%を支配した。一九三〇年、米國內には總て銀行を除いて三十萬以上の會社が數へられたのである。

W. K. Lippitt and H. C. Seligson: Economic Problems of Today, N. Y. 1935, p. 105.  
A. M. Lippitt: Economic Problems of Today, No. 1, 1931, pp. 2.

かくして第一次大戦當時における、特に強度な集積過程を問題にしなければ、一九二〇年より一九三〇年に至る十年間に、あらゆる會社—銀行を除く—の總資産中、二百の最大會社の占むる割合は、二五%がた増大したのである。今假りにこの過程が強化されることなく、二〇年代のテムポを持続するとしても、十五年後には、二百の最大會社は、あらゆる非金融會社の總資産の七五%以上を領有することとなるであらう。アメリカの統計自體、一九五〇年には全資産の六五%以上がこれらの最大會社に所屬するであらうと見てゐる。

シャーマン法の發布以後「トラスト」(trust)といふ語は「great combination」(holding company等々といふ用語と置き換へられた。本質上、合同は、新しい名稱の下に、一層鞏固且つ獨占的なものとなつたのである。holding company (持株會社)とトラストの外観的差異は次の點にある。即ち、受託者團 (trustee) の代りに、重役會が組織の首腦となり、而してこの重役會が、舊合同形態の下で形成された信託證書の代りに、株式を自己の支配下に置くといふことである。新しい合同形態は、本質上、金融資本と産業資本との、急速な融合過程の結果である。最大銀行家の支配下に在る、新しい産業合同の具體的實例となるものは、一九〇〇年から一九〇四年までの時期に發生したところの次の如き 大トラストである。即ち P. S. Steel Corporation, The American Can Co., The International Harvester Co. 及び The International Nickel Co. 等これら製鋼トラストは、米國における最も典型的な、現代的な産業合同である。それは二大コンツェルン、即ち聯邦製鋼會社及びカーネギー製鋼會社より成つてゐた。前者は一八九八年に組織され、且つ資本金一億弗を有し、後者は一九〇〇年に發生し且つ資本金一億六千萬弗を有してゐた。間もなく上記會社の支配者たち——ヘンリー、カーネギー及びシワツプ——は、米國の諸



裏面白紙

條件において、彼等のコンツェルンがまだ市場に獨占價格を設定するほど、十分に強力でないことを確信するに至つた。彼等は、合同して新たに資本金十億弗の巨大製鋼會社を設立しようとして決心したのである。併しながら、これらの計畫を遂行するためには、カーネギーも、聯邦製鋼會社も、その他當時の製鋼王たちも持ち合はさないうやうな巨額の資金が必要であつた。そこでヘリイ及びシワツプは、國內最大の銀行家モルガンに對し、計畫せる新企業に融資せんことを懇請した。かくて一九〇一年に至り、デイル・ビー・モルガンは聯邦製鋼會社、カーネギー製鋼會社及びその他のコンツェルンの合同より成れる、新しい巨大製鋼トラストの首腦者となつたのである。製鋼トラストの總資産は、一九〇二年において十五億四千六百五十四萬四千弗であつたが、一九二九年には、この數字は二十四億四千二百萬弗に増加した。製鋼トラストは、鋼の生産において世界最大のコンツェルンである。國內製鋼總額において、該トラストの占むる割合は、漸時減少したと云へ、世界經濟恐慌までは、同トラストの生産は擴張され、その収入は増大したのである。われわれは、次に製鋼トラストの發展を示す若干の數字を擧げて見よう。

| 年     | 製鋼トラストの生産額(百萬噸) |   | 米國の總生産額に對する% |   | 純收入百萬弗 |
|-------|-----------------|---|--------------|---|--------|
|       | 銑               | 鐵 | 銑            | 鐵 |        |
| 一九〇二年 | 七               |   | 四三           |   | 一三三    |
| 一九一〇年 | 一二              |   | 四三           |   | 一四一    |
| 一九二〇年 | 一五              |   | 三九           |   | 一七七    |
| 一九二九年 | 一六              |   | 三九           |   | 二六六    |

海軍

製鋼トラストは、自己の炭坑、鑛山、セメント工場、その他の諸企業を所有してゐる。その他五大湖地方及びアラバマにおける鑛山、各州における炭坑、ペンシルヴァニア及び西ヴァージニアにおける石油及び瓦斯企業、ブラジルにおけるマンガン鑛山、約二千哩の鐵道、一千四百の蒸汽機關車、五萬五千の貨物車、三十四の海洋用及び五百以上の河川用及び湖用水汽船及び傳馬船がこの製鋼トラストに所屬する。恐慌前の一九二八年、該トラストの諸企業においては、百九の熔鑛爐、五百七十一の壓延工場、七十五の伸展工場、五十一の製管工場、その他が算へられたが、一九三四年には、これらの数字はそれぞれ、一〇一、五三六、八四及び四八となつた。一九二八年、製鋼トラストの諸企業における鑛山の採掘高は二千七百萬噸、石炭は二千九百萬噸、セメントの生産額は一千五百萬バレルであり、恐慌の最も重壓的な一九三二年初頭において、該トラストの従業員は、二十萬五千人であつた。製鋼トラストは、その成立直後數年間において、十五の工業會社と約三十の鐵道とを合併した。かくして他會社の合併は絶えず繼續された。一九二九年においてすでに該製鋼トラストはコロンビア製鋼會社を併合し、一九三〇年には、アトラス・セメント會社を獲得したのである。

第二の大規模な製鋼コンツエルンは、一九〇四年に創立された Bethlehem Steel Corporation であつてこれは年産能力八百五十萬噸、即ち、合衆國における製鋼總高の約一五%を與へる。此の會社の資産は、恐慌前までは六億五千二百萬弗、一九二九年におけるその純收入は、四千二百二十四萬二千九百八十弗であつた。一九二九年十二月には、それは、年産能力三十八萬噸なる新しき會社 The Pacific Coast Steel Company 及び The Southern California Iron and Steel Company を併合した。一九二九年、

ベツレーム會社に従業する労働者及び勤勞員の數は、約六萬五千人に達した。ベツレーム會社は、造船業において顯著な地位を占めてゐた。創立當時、會社は全米造船業の三分の一以上を支配した。現在ではこれは四大造船工場を所有してゐる。

第三の地位を占めるのは、一九二九年末に創立された新なる製鋼トラストである。これは Republic Iron and Steel Co., Central Alloy Steel Corporation, Donner Steel 及び Burne Fuller Steel Co. より成り Republic Steel Co. と呼ばれる。同社は、各生産段階——原鐵から鋼製品に至るまで——包括するところの一聯の諸企業を結合する。新製鋼トラストの資本金は三億五千萬弗、年産額約二億五千萬弗、年産能力は鋼約五百萬噸に達する。該トラストはその創立當初、十三の熔鐵爐、二十三の鐵道、十一の炭坑を所有した。リバリック・スチール・カンパニーは、約二百の各種冶金企業を結合したのである。

米國における鋼の生産總額の約九〇%は二十の會社に依つて占められ、その中、三大合同——製鋼トラスト、ベツレーム製鋼會社及びリバリック・スチール・カンパニー——は、全國における鋼の生産總額の約六五%を與へた。

二十世紀最初の數年間に發生したトラストの中、同じく指摘せねばならぬのは、製鋼トラスト創立の一年後に形成されたモルガン系統の大農業機械製作コンツエルン Harvester International Harvester である。國際刈禾機製作會社又は所謂ハーヴェスタ・トラストは、一九二〇年、ニュージャージーにおいて創立された。このトラスト設立には五大會社が加盟し、米國における一切の農業機械の八五%を製作したのである。ハーヴェスター・トラストの株式資本は、その創立當時、一億二千萬弗と評價された。一九一〇年

にはトラストは、普通株の配当率が額面價格の三分の一に達すると表明した。當時ハーヴェスター・トラストは、農業機械を製作する幾多の大企業を併呑することに成功した。即ち一九〇三年にはオスボーン會社を、一九〇五年にはミーン・カンパニー、オルトマン・ミューラー・カンパニー及びケイスタウン・カンパニー及びその他の會社を併合したのである。ハーヴェスター・トラストは、自己の製品輸出を世界の隅々まで擴大すべく、狂気の如き活動を展開した。併しながら諸外國の關稅障壁は、間もなくトラストをして、國外に農業機械生産の組織に着手すべく餘儀なくせしめた。この課題は、外國の會社を買収したり、國外に當該工場を建設したりすることによつて遂行された。一九〇三年にはハーヴェスター・トラストは、カナダに最大の農業機械製作工場を建設した。その後數年間を通じて、かゝる工場は、フランス、ドイツ、ロシアその他の諸國において創立された。世界恐慌の直前には、ハーヴェスター・トラストの資産は、三億二千五百萬弗に達したのである。

製鋼トラストの發生より五年を経て、アメリカ・アルミニウム會社が創立された。米國におけるこの輕金屬の生産額は、二十世紀において三〇倍以上に増加した。一切の生産は前財務長官にして最大億萬長者のメロンによつて統制されたところのアルミニウム會社の獨占するところとなつた。

この時期に、火藥工場主デュボンはその獨占を樹立した。一九〇三年、デュボン・ドウ・ヌムール火藥會社が組織された。その後五ヶ年間に、デュボンは競争相手たる企業一〇〇社を買収し、その三分の二を閉鎖してしまつた。市場分割に關して、ヨーロッパの火藥工場主達と協定を結ぶと共に、デュボンは生産の獨占によつて、米國及び一聯の中南米諸國に對する火藥の供給を支配しようと努めた。大戰當時、デュボンは聯合國側に對して火藥所要額の四〇%を



供給した。戦後、彼の企業は、あらゆる化学製品を生産する最大トラストの一つとなつた。

一九二九年にはデュボン化学會社の資産は、六億弗を超過するに至つたのである。廿世紀の初期において、自動車工業の大規模な合同が作られ始めた。一九〇二年以降二十五年間、米國においては、百八十の自動車コンツェルンが組織されたが、その中、戦後の「繁榮」(Prosperity)まで持ち耐へ得たものは、僅かに數十にすぎなかつた。フォード、ゼネラル・モーターズ及びクライスラーの三大會社は、米國における自動車製作の八〇%以上を與へてゐる。Ford Motor Co. は一九〇三年より存在した。その成功振りは周知のことである。フォード會社は工場が、最良の時期において、一日に約一萬台の自動車、即ち合衆國における自動車生産の約四〇%を生産したといふことを指摘するだけで十分であらう。フォード會社は、鐵嶺山及びゴム園より、組立工場や米國內及び外國における自動車販賣のための代理店に至るまで、自身の諸企業を所有するところの、巨大なコンビナートである。戦後「繁榮」(Prosperity)の最良の時期には、フォードの利潤は一年に一億弗を超過した。ゼネラル・モーターズは一九〇八年に創立され、一九二〇年にモルガンの指導の下に改組されたのである。同社は幾多の自動車會社を統合した。ビュイック、キャデラック、シエヴローレ、その他の諸會社をその支配下に置き、約七〇種の相異なる型の自動車を製作し、一九三〇年には米國における自動車生産高の約三五%を與へたのである。二十年間に、ゼネラル・モーターズは世界最大の産業合同たることに成功した。世界恐慌前、同社はその生産額の點において、世界最大の自動車會社中第一位を占め、その收入においては、一九二八年に二億七千六百萬弗で製鋼トラストを凌駕してゐた。一九三〇年にはゼネラル・モーターズの資産は十三億一千六百萬弗と評價された。

第三の自動車會社は、一九二八年にクライスラーとダッジとの合同によつて作られた。この合同後、クライスラー會社は一年に數十萬臺の自動車の生産を開始した。一九三〇年、その資産は一億八千四百萬弗に達した。

Standard Oil Co. については、たゞ同社の資産が、二十世紀初頭において約一億弗に達したといふことを指摘するにとどめる。スタンダード・オイル・カンパニーの創立當時（一八八二年）より一九〇六年までに、同社の純収入は八億三千八百七十八萬三千七百八十三弗に達した。一九〇六年に先立つ十年間、スタンダード・オイル・カムパニーの利潤率は、會社資本總額の四八%より八四%に増加し、年額平均約六千萬弗に達した。一九一一年まで、ニュー・ジャージー州のスタンダード・オイル・カムパニーは、米國の全石油事業を一手に収めた。同年、形式上解散されたが、尙ほ石油諸企業の約半分をその支配下に置いてゐた。スタンダード・オイル・カムパニーの正式の解散後、同社の資本金と利潤とは更に増加した。一九一二年より一九三〇年までに、この利潤は四十一億四千七百萬弗、即ち年平均二億弗以上に達したのである。スタンダード・オイル・カムパニー株券は、一九一二年には約十億弗、一九二九年初頭には四十億弗以上に達した。同社の資産は恐慌前において五十億弗に達した。

鐵道合同に對してもシャーマン法は好影響を與へた。一九〇〇年頃、米國における鐵道の約半分は、六大金融會社の支配下に置かれてゐた。アンチ・トラスト法と相並んで、同じく州相巨商會委員會なるものが設置され、各鐵道會社の營業を統制下に置き、その代償として、鐵道所有主に對し、過去三年間の平均的純利潤に等しき借上料を支拂ふこととなつた。この統制は、事實上、單一國家體制

への鐵道の合同を意味するものであつた。單一運賃の設定によつて、大規模鐵道合同を制壓せんとする法律は無効となつた。なんとすれば、この法律の意味は要するに各路線間の競争を奨励せんとするものであつたからである。國家が鐵道に對する統制を徹廢したとき（一九二〇年）、州相互商業委員會に對する、その表面上の目的及び過去の諸任務とは全く相反するところの幾多の仕事を課する法令が發布された。州相互商業委員會は、鐵道の所有主に對して投下資本に對する六分の配當を保障する如き、運賃を規定せねばならなかつた。しかし、これらの配當は、個々の路線に對してではなく、地理的原則に基づいて結合された各グループに對して保障されるのである。當時、鐵道會社はアンチ・トラスト法の適用を受けないと公表された。

戦後、鐵道の合同に關する多くのプランが發表された。營業中の九百の路線をば、十種の主要幹線を中心として結合せしめ、全系統を十乃至十五のグループに改組することが豫定された。かゝる改組は、あらゆる路線間の協調を容易ならしめるものであらう。一九三一年、フーヴァーの發意に依つて、東部四大幹線の各重役の間に、協定が、調印された。改組は續行された。米國においては、或る銀行家による一定路線の統制について、精密な範圍を論定することは、常務易ではない。それは戦後、特に世界經濟恐慌の發生以降、一層不透明となつた。只一つ疑ひないことは、最大の銀行家達による鐵道の領有が擴張されつつあるといふ事實である。一九二七年、米國の或る新聞は、モルガン——ベツカー銀行團が三十六億五千萬弗と評價される三萬五千哩の鐵道を合同化したと述べた。この際同紙は次の如く指摘してゐる。即ち「該合同の構成分子はニューヨーク・セントラル、バルチモア——オハイオ及びヴァンズワール——リング線である。この鐵道グループは、ミシシッピと北大西洋岸との間にある、すべての重要工業中心地に通じ、且つ廣大な土地及び最も重要な軍用道路を、極めて豊富な地域と連結してゐる」一九二一年上

院議員ラフオレットは、二十五人の鐵道の重役が、全國鐵道網の八二%を占むる總延長二十一萬一千二百八十哩の、第一級鐵道九十九を結合してゐると確認した。更に一九三一年スプローン教授は、議會委員會において、十四の最主要鐵道系統が、第一級の路線二十萬九千哩、即ち全國鐵道網の八六%を領有してゐること並びに「第一級に屬するあらゆる鐵道の重役、又は支配者が、同時に百三十二の大銀行及びトラスト會社の重役の地位を占めてゐる。」ことを斷言してゐる。通信方面における最大の獨占主は、ベル會社である。一九二七年において、全國通話中の電話の七四%たる一千三百七十二萬六千の電話がベルの系統へ加入した。この比率は二十五年前には僅かに五五%にすぎなかつた。それが一九三〇年に至つては七七%に達したのである。一九二九年、この會社の資産は五十億弗を超過した。ベルの系統に入り、モルガンの統制下に置かれた最大の持株會社へホールデン・カムバニー——アメリカ電信電話會社の資産だけでも、恐慌前において約三十五億弗、而してその年純利潤は、約一億七千萬弗に達する。大戰後の時期において、國內にあつてもまた南米諸國に對しても、特別の侵略振りを發揮したのは、各電氣會社であつて、中でも最大の地位を占めるのは、有名な General Electric である。その資産は一九二八年現在において、四億二千八百萬弗に達する。電力會社は最近二、三十年間の所産であるが、併し三〇年代には、既に、米國の政治及び經濟に於いて、巨大な役割を演ずるに至つた。世界經濟恐慌の以前、米國內には四千三百六十二の電力會社が擧げられたが、その中三千一百八の會社は、四十一のホールデン・カムバニーの統制下に置かれてゐた。この四十一のホールデン・カムバニーは、全國電力生産の八二%を占め、電力を使用する住民の八三%にこれを供給してゐる。三十五の最大會社が六の巨大な電力コンツェルンに結合され、電力の六三%を生産し、米國の電氣使用人口の六八%にこれを供給したのである。



一九三五年三月、國家電力委員會は、電力トラストの成長に關する新しい數字を發表した。即ち、一九三二年において、十三のホールディング・カムパニーは民間會社に依つて生産される電力總數量の四分の三を支配し、而して電力生産の四〇%以上は、三大コンツエルンの手に集中されてゐると。

| 七つの電力コンツエルンの名 | 支配下にゐる會社の數 | 販賣量（單位百萬） | 一九二六年の電力使用者數（單位千） |
|---------------|------------|-----------|-------------------|
| ゼネラル・エレクトリック  | 八          | 一三四七四     | 一九一二五             |
| インスール         | 七          | 七七三四      | 一一二二六             |
| モルガン          | 四          | 四一三一      | 一四一九七             |
| メロン           | 二          | 二四〇九      | 二七九〇              |
| バイリスビー        | 一          | 一一五八      | 二四七二              |
| ドガーチー         | 一          | 三三〇七      | 三〇〇〇              |
| デヨイント・コントロール  | 二          | 一二四〇六     | 二一五六一             |
| 總計            | 三五         | 四三六一九     | 七四三七一             |

爾后大電力會社による小電力會社の併合過程は、ますます急速に行はれてゐる。一九二九年にはモルガンの指導の下に新しい巨大な電力トラストが創立された。一九二九年十一月、*Public Utility Holding* 誌は次の如く書いてゐる。

「アメリカにおける如何なる工業部門といへども、最近の電力工業におけるほど、急速に併合過程の發展した部門は一つもない。まだ昨日までは、電力會社の活動分野は、數十の獨立會社の間に分割されてゐた。が現在では、この工業を研究する人々は、東部におけるモルガン、中西部に

おけるインスール及び太平洋岸における第三グループの利益を云々する。電力トラストの發展は本年六月、デュー・ビー・モルガン及びその商會系統の支配下に置かれる資本四億四千萬弗のナイヤガラ・ガジョン電力會社の創立後、更に新しい推進力を得た。同社は、パツファロー、ナイヤガラ、東部、東北部、及びモゴク・ガジョン電力會社を結合したのである。かくして國際的銀行家デュー・ビー・モルガンは、ウエストチエスター地方以北の大多數の電燈會社における支配的勢力となつた。同時にモルガンの統制會社は、セント・ラヴレンチヤ會社を合併した。これと關聯して少數の諸會社は、ニューヨーク州において、ナイヤガラ・ガジョン會社から獨立に残存してゐる。ニューヨークの知事ローズヴェルトの言明によれば、全州の水力電氣の略八〇％は、この大銀行コンツエルンの支配下に置かれてゐる。と。「ニューヨーク・タイムス」の指示によれば「實際において、モスール・ショールスを除き、東部及び南部の相當な電力生産地では、何處でもモルガンの影響が感じられる。廣大なるモルガン系統は、ニューヨーク、ペンシルヴァニア、ニュー・ジャージー、南部及び東南部諸州を統する。Dated Ohio Power Co. 及びモルガン家の支配下に置かれてゐる歴大な社會公益的株式會社が、株合を通じて幾多の方向に自己の觸手を延ばしてゐるのであるが、これに對しペンシルヴァニア及びニュー・ジャージーにおいては、支配は瓦斯會社その他の諸會社を通じて行はれてゐる。……特徴的なことは、民間大銀行と収益率の高い電氣企業との極めて緊密な同盟、モルガンとの間に進展しつつある協力、相異なる諸地方における公益事業企業の合同化これである。」

一九三一年、州長官會議において、ペンシルヴァニア州知事ビンチョートは、四大金融會社が全國電力の九五％を支配下に置けてゐることを強調した。

一九三一年十一月、雜誌「Current History」は二十世紀における合衆國工業のトラスト化

を總括するにあつて次の如く指摘した。「わが國農業機械製作の五〇%以上は、一箇のコーボ  
レーションによつて生産され、又わが國砂糖の過半数は、一トラスト及びその系統によつて、  
生産される。他の工業合同は、わが國の著名な機械の大部分を生産する。一つのコーボレーシ  
ョンが事實上、米國鐵道における廢棄車及び普通車輛の獨占的供給者であり、二つのコーボレーシ  
ョンが米國において生産される各種自動車、四分の三を生産する。一九三〇年、あらゆる新しい  
アメリカ自動車の中、フォードは四〇%を、ゼネラル・モーターは三五%を供給したのである。  
全國製鋼工業生産能力の五二%は、二つのトラストによつて支配されてゐる。電氣設備の過半は  
二大會社——デネラル・エレクトリック及びウエスチングハウス——に依つて生産される。  
國內における機關車の製作は、事實上、二大コーボレーションによつて相互に分割され、旅客車  
車輪及び貨物車輛の生産は、二大會社の支配下に置かれてゐる。更に二大商會が、各州間におけ  
る精肉の全商取引を掌中に收め、マツチの生産においては、事實上二大會社が獨占者であり、二  
大會社が一九三〇年において、殆んど八百六十億本の巻煙草、即ち、全煙草消費高の約三分の二  
を販賣したのである。急速に發達しつつある化學工業は、三大會社の支配下にあり、四大會社が  
わが國の銅ストックの主要部分を所有し、ゴム工業の大部分は四大會社に所屬し、而してこれら  
諸會社は、程なく、精油工場生産能力の約半をその支配下に收めんとしてゐる。鐵道と緊密に結ば  
れた八つのコンツエルンが、無煙炭坑の八〇%を支配下に置いてゐる。食料品工業においては數  
箇の會社が、パン、野菜、牛乳及び乳製品の供給において、ますます大なる部分を獲得しつつあ  
る。」

アンチ・トラスト法は、事實上、トラストを合法化した。一八九〇年のシャーマン法も、その  
後この問題について採擇された諸法律も、單にアメリカ工業のトラスト化過程を速めたにすぎな

かつた。ハミルトン研究所の所長イエンクスは、この問題のエクスペートであると同時に、断じてトラストに忠實な者ではなかつたが、一九二八年において次の如く書いてゐる。「獨占を弾壓するため採つた諸方策を一瞥すれば、アンチ・トラスト政策の失敗がわかる」。米國におけるアンチ・トラスト法の諸結果こそは、帝國主義の基礎に對する改良主義的變革を可能とする理論の聲望をすつかり失はしめてしまつたのである。事實、シャーマン法は次の如く述べてゐる。「各州間の商取引及び諸外國との商取引を制限せんとする目的の下に、トラスト又は他の形態においてする一切の契約、聯合又は秘密合作を不法なものとす」。シャーマン法のかかる決定は、ひとり獨占主たちに打撃を與へなかつたばかりでなく、大資本の手に、労働者階級と闘争すべき新しい切札を與へたものである。第一に、シャーマンのアンチ・トラスト法は一八九四年の鐵道事件に適用された。歴史的なストライキの指導者たるデブスその他のものは、ストライキは米國の内外通商を抑止するものであるといふことを理由にして檢舉された。更にその翌年、裁判所は、全國の砂糖精製の九八を掌握した製糖トラストに對して勝訴の判決を與へた。該トラストは、自己の諸工場の製品に對して、獨占價格を決定したために告訴されたのであり、而かも後に見る如く、該トラストの代表者自身も、敢へてこれを否認しなかつたのである。しかるに裁判所は次の如く決定した。即ち、調査の結果、精製糖の生産における獨占の存在は、明白となつたが、砂糖の商取引における獨占の存在は、證明されず、従つてシャーマン法はこの場合適用されない、と。

假に裁判所が、シャーマン法に基づいて、形式上獨占者側に有罪の判決を下したとしても（一八九五年におけるトラストミックスリー運送合同の事件、一九〇四年における *Holden v. Brotherhood of Locomotive Co.* の事件等々）、實質上、會社側は苦しまなかつたのである。彼等は單に、そ



の形態を變へてしまふだけであつた。この點において、最もよい實例となるのはスタンダード・オイル・カムベニーである。一八九二年オハイオ州の最高裁判所は、同會社を非合法と認めた。が併しトラストは依然として存続し、一八九九年に至つて漸くホールデン・カムベニーに改組された。一九一一年、スタンダード・オイル・カムベニーは、米國最高裁判所によつて再び攻撃された。そこで當時トラストは、形式上三十八の獨立會社に分立したが、それは依然として現在まで存続し、而かもその活動と勢力範圍とは、それ以來著しく擴大したのである。

クレイトンのアンチ・トラスト法も同様の結果に終つた。一九二二年の大統領選舉運動において、獨占の問題は、大なる地位を占めた。政權を獲得した民主黨は、彼等が選舉の際甚しく應援を約束を與へたところの小ブルジョアに對し、たとひ形式的報償なりとも與へねばならぬと主張した。その結果、一九一四年十月に、クレイトン法は、シャーマン法の正當なることを確認した。更に該法はこれに加ふるに、この點における國家の政策が、舊トラストを一掃することとともに、新トラストの發生を防止するにあらねばならぬとしたのである。つひに、前記聯邦商業委員會を以て、會社監督の専門的機關とした。だが現實においては、この當時民主黨政府はトラストの行動に對し、公然たる獎勵の方針をとつたのである。世界大戰と關聯して到來した好景氣は、獨占に對する小ブルジョアの反對的立場を緩和した。出版物及びクラブ、演劇及び映画、學校及び大學は、最大工業コンビナートのデレクターを、産業の指揮官 (Industrial Director) の指導者、繁榮アメリカの天才として賞讃した。政府は間もなく、シャーマン法及びクレイトン法なるものは、單に「不誠實な」トラストのみに關するものであると聲明した。それどころか、政府自體の直接導引指導の下は、互ひに競争し合つてゐた各鐵道會社が、國家的規模を有する一大合同と化したのである。クレイトン法中最も重要な第八條、即ち、トラストの指導における

銀行家の人的聯合を禁止した簡條は、事實において決して適用されなかつた。最大の産業合同は次第に合法化された。即ち一九一八年に、最高裁判所は機械製靴トラストが特許を有するを理由としてこれを認可した。一九二〇年には裁判所は、製鋼トラストの活動を「賢明なる」(Prudent, Reasonable)活動と断定し、過度に商業を制圧しなかつたのである。かくしてウィルソンの時代に於て最大の各トラストは「誠實なる會社」の部類に投げ込まれ、法律の保護の下に置かれた。「誠實なる會社」の擁護の外観の下に、民主黨はその後にも、トラスト擁護のプログラムを實行したのである。一九二八年六月、ヒューストンの國民集會において採決された民主黨の立場は、次の如き言明に表はれてゐる。「誠實なる事業は、その規模及び大さの如何に拘らず、民主黨行政官廳によつて追窮せられるものとす。民主黨は、常に、非合法的及び不誠實なる事業を追窮する。併しながら同時に、あらゆる合法的且つ老練な企業心を奨励する」と。

「ビッグ・ビジネス」(Big Business)をモットーとする共和黨が、一九二〇年の大統領選舉において勝利を占めるや、「誠實なる事業の假面にかくれる必要さへなくなつた。共和黨にとつて、あらゆる大事業は、則ち誠實なる事實である。たとへば一九二三年——一九二六年の時期に、米國においては、アンチ・トラスト法違反に關する告訴三十三件に達した。これらの事件は、何れも比較的小事件であつた。その何れにおいても、前記トラストに匹敵し得る如き大コンツエルンは、被告として登場しなかつた。のみならず、これら訴訟事件中の二事件は、職業組合に關するものであつた。最大トラストは、合法的なものとして公表されたのである。一九二七年七月、裁判所は、米國農業機械生産及び販賣の過半をその支配下に置くハーヴェスター・トラストが、社會の利益のためにも「賢明に活動してゐる」と見做してゐる。大會社との闘争とい

## 大日本帝國政府

ふが如きは、精々、單なる形式的なものにすぎなかつたのである。先に引用したハミルトン研究所の所長自身、一九二八年におけるトラスト格闘の末尾において、次の如く書いてゐた。「現代のトラストは、恐らくは社會的抵抗のお蔭で、新名稱の下に舊事業を存続せしめてゐる。有力な實踐は、その存在を容易に證明し得ざる如き協定や非公式的會社に幸ひしてゐる」。

つひに一九三三年、N.R.A.の組織と關聯して、アンチ・トラスト法の濫用物が除去された一九三五年六月、N.R.A.の廢止されたとき、大統領が言論機關の代表者達に對し、アンチ・トラスト法は自動的に復活される、と言明したことは事實であるが、併し、相互の間に自發的な價格協定を締結した工業家に對しては、例外が設けられたのである。かくて結局競争を奨励すべきアンチ・トラスト法は、何よりも先づ、商業上の獨占を形成するが如き價格協定に反對して牛れたものであるが、この價格協定を結んだところの諸會社が、アンチ・トラスト法の作用から除外されるといふことになる。かゝる附屬した矛盾な形を取る「アンチ・トラスト」法の復活こそは、單に自己の價格を、市場において命令し得る獨占主たちにとつてのみ有利である。

トラストは、何よりも先づ獨占價格を設定する。製糖トラストは、一九〇二年から一九一五年に至るまで、その技術的進歩にも拘らず、鋼軌條の價格を、一箇當り二十八弗の水準に維持した。十九世紀末においてすでに、製糖トラストの代表者ヘヴメイヤーは、上院において「われわれは、米國における砂糖の價格を、統制するを以て任務とする。このことは率直に言明せねばならぬ」と言明した。更に、米國における砂糖の消費者は幾ばくを支拂ふことになるかといふ質問に對して、彼は次の如く答へた。「この三年間に約二千五百

## 大日本帝國政府

萬弗、と私は云ひたす。かかる金額は、十九世紀末において云はれたことであつた。二十世紀の二〇年代におきては、この金額はもつと多くなつてゐる。マク・カンバー蘭税法(McCumber Tariff)——一九二二年九月——採擇後の一年間に、アルミニウムの價格——その獨占的生産はアルミニウム・カムパニーの手に握られてゐる——はニューヨークにおいて四五%の上昇を見せてゐる。新税法の實施後、製鋼トラストは、自己のあらゆる生産品の價格を一齊に吊り上げた結果、米國における總及び鋼の年消費額は、十億弗も増加した。最大の獨占主たちは、最高の利潤を擧げたのである。國民經濟研究所の資料に依れば、一九二九年、製造工業における平均利潤は、投下資本に對して七%であつた。七十一の大會社にあつては、この率は一二%、五十の大會社にあつては一三・五%、製鋼トラスト、ベツレヘム會社、デネラル・エレクトリック、フォード及びゼネラル・モーターズを含む十一の最大冶金及び自動車會社にあつては、それは一四・五%に達したのである。

國內において經濟的高位を獲得した各トラストは、米國の全政治生活を支配するに至つた。これらトラストは、聯邦及び地方の立法機關、地方政廳、裁判所、單科大學及び綜合大學をその手中に收めた。各大會社は、ワシントン及び各州の立法集會に自己の代表者(Members)を有し、國內のあらゆる隅々まで、龐大な人數の公然たる乃至は秘密の特派員を持つた大規模な宣傳機關を保持する。この問題については、腐敗に關する章においてなほ特に述べるであらう。たゞこゝでは、若干の最大トラストの政治的活動及び影響を特徴づける如き具體的諸事實を指摘するにとどめよう。一九二九年九月、上院議員ノールスは、電力會社の宣傳活動に對する調査委員會の成果を發表した。この委員會は、單に、電力會社の宣傳



## 大日本帝國政府

活動に對する調査委員會の成果を發表した。この委員會は、單に、電力會社の宣傳網が國內のあらゆる隅々にまで、學校や大學にまで存在することを驗定したのみならず、議會における個々の議案を、通過若くは否決せしめるため、特に水力發電所保存に關する議案を否決せしめるために、幾ばくの金が支出されたかをも明らかにした。モスール・シヨールス及びボルダー・ダムは國家の手に四十萬弗を渡したのであつた。

ノールスの暴亂は、決して電力會社の侵略活動を弱めはしなかつた。けだしすべては當然のことであつたのである。腐敗は獨占の不可避的な伴侶である。しかもアメリカの住民は、かかる事實に對して所づくに憤らされてしまつてゐる。

トラストは議會により、大審院及び米國の全國家機構によつて擁護されてゐる。前上院議員ベツチケルは、トラストに對する偽りの闘争を特徴づけつゝ、次の如き結論を出してゐる。

一八九〇年シャーマン法の採擇より現在に至るまで、全立法を注意深く觀察した結果、私は次の如く確信するに至つた。即ち、議會は、トラストを征伐するといふよりも、寧ろこれを徹底的に庇護せんと努力して居り、その政策は、アメリカの人民を障礙するこれらの強力なシンジケートを、培養してゐるのだ、と。私が上院を去る前夜、同院内では、トラストに關して「善行の機關」の如くに云かれてをり、現在では、トラストを以てわが文明の堡壘と見做してゐる。恐らく一八八七年の法に基礎を置いてゐる一切の可能性は、大審院の關する「賢明な」説明と共に消失し去つたのである。大審院の解釋に依れば、該法案の作成は「流通の制限」でなく、單に「不合理な流通の制限」のみを念頭に置いたのである。つひに一九二〇年には、製鋼トラストは國家の要求する如き基礎の上に、生存を維持することを許さ

大日本帝國政府

た。形成されたシユチュエーションに對しては、裁判所の決定發表後裁判官ハーリーが與へたところのインターヴュー以上に良き註釋を見出すことは困難であらう。「今回可決された該決定は私利財產制の鞏固さと、産業上の創意の自由を發展の可能性とに對し、無限の信念を生み出すものである」と。